

午前十時 開議

○富田委員長「ただいまから文教厚生常任委員会を開催いたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託された全議案一覧及び執行部提出による議案の説明要旨を配付しております。

これより質疑に入ります。

通告に従い、順次発言を許可いたします。

○武藤委員「おはようございます。日本共産党の武藤明美でございます。

私は予定しております四問の質問を行いたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず第一問、生活保護行政についてです。

今本当に大変な物価高の中で、本当に毎日の暮らしが大変苦しい、そういった声をお聞きます。私ども日本共産党佐賀県委員会が行った要求対話アンケートでも、生活が苦しい、これからが不安、そういった声が寄せられております。

生活の最後のとりでとなっているのが生活保護です。憲法二十五条に基づき、健康で文化的で最低限な生活を保障されており、普通に暮らせるようになっているのが生活保護です。

今朝の新聞報道によると、申請が増えているというような記事も目にしましたけれども、今、佐賀県での直近の生活保護受給世帯数及び受給人員についてのようになっているのかお示しくください。

○三浦社会福祉課長「最近三カ年の生活保護の受給状況についてお答えをいたします。

県内の生活保護行政は、郡部十町を所管する県の五福祉事務所と十市の福祉事務所の合計十五の福祉事務所で行っております。最近三カ年の被保護世帯数及び人員について、郡部、市部、県全体の順にお答えをいたします。

まず郡部では、令和四年十一月は六百八十三世帯、人員八百二十七人、令和五年十一月は六百九十三世帯、人員八百三十六人、令和六年十一月は六百九十七世帯、人員八百五十三人となっております。被保護世帯数及び人員ともに微増となっております。

市部では、令和四年十一月は五千五百九十八世帯、人員六千五百三十七人、令和五年十一月は五千五百六十二世帯、人員六千四百八十五人、令和六年十一月は五千五百一世帯、人員六千三百八十六人となっております。被保護世帯数及び人員ともに微減となっております。

県全体では、令和四年十一月は六千二百八十一世帯、人員七千三百六十四人、令和五年十一月は六千二百五十五世帯、人員七千三百二十一人、令和六年十一月は六千百九十八世帯、人員七千二百三十九人となっております。被保護世帯数及び人員ともに微減となっております。

以上でございます。

○武藤委員「今お示しいただきましたけれども、令和六年が若干市のほうで減っているということではありますけれども、郡部のほうですね、県の所管する保健福祉事務所ではやはり増になっているということ、本当に今一人暮らしの方たちも増えておられますので、そういったところがこういった形として現れているのではないかなというふうに思っております。

今、物価が高い、年金は上がらない、仕事をしたいけれども職がない、体調が悪くて働けない、こういった声寄せられていて、本当に暮らしの不安が多い、何とかしてほしいという皆さんのお声は当然のことだと思っております。

さて、昨年十二月の衆議院厚生労働委員会では、大阪府堺市で明らかになった生活保護の家族介護料の認定誤りが大きな問題となりました。日本共産党の田村貴昭衆議院議員が、佐賀出身の厚生労働大臣に対して、認定誤りの実態調査と是正を強く求めました。その時点で佐賀県内の家族介護料の加算がある人

は、担当課の皆さんに調べていただきましたところ、ゼロだったんです。資料を頂いておりますけれども、この一年間全くなかった。それから、十二月の分もなかったということを示していただきました。

福岡厚生労働大臣は最後にこう答弁されました。必要な周知を行うとともに、その把握に努めたい。そのようなことをおっしゃっています。当然、佐賀県も厚生労働大臣からのこの発言に基づいたいろんな調査も行われているであろうというふうに思いますけれども、改めてお聞きいたしますが、障害者加算のうち、家族介護料の加算について、県内の認定状況は現在どのようになっていきますか。

○三浦社会福祉課長 家族介護料についてお答えをいたします。

まず、家族介護料について御説明をさせていただきます。

家族介護料は、世帯の状況に応じて障害者加算に上乘せる加算の一つで、身体障害者手帳一級または二級などをお持ちの方を同居の御家族が介護されている場合、介護に要する費用を最低生活費に加算するものでございます。

お尋ねがございました家族介護料の県内の認定状況についてでございますが、ただいま委員からも御紹介がございましたけれども、昨年十二月に大阪府堺市の家族介護料の認定誤りが国会で議論になったことなどを受けまして、家族介護料の認定状況について調査をしたところ、令和七年二月時点での認定件数は、郡部で一件、市部で一件、全体で二件となっております。この二件につきましては、調査において郡部、市部でそれぞれ一件の認定誤りを覚知し、新たに認定されたものでございます。

以上でございます。

○武藤委員 それぞれ調べた結果、間違いが見つかったということなんですけど、佐賀市では今年一月、障害者加算の認定誤りが複数あったというふうに報道されました。マスコミを通じての発表で大きく取り上げられていましたが、

佐賀市はもとより、ほかの福祉事務所では誤りはないのでしょうか、どうなっていますか。

○三浦社会福祉課長 障害者加算についてお答えをいたします。

まず、障害者加算について御説明をさせていただきます。

障害者加算は、身体、精神、知的に著しい障害を抱えることによつて、より多くの特別な費用、例えば、家に手すりをつけるなど居住環境の改善のための費用や点字新聞の購読料などの雑費が必要であるため、最低生活に加算されるものでございます。

お尋ねがございました佐賀市以外の福祉事務所における障害者加算の認定誤りの有無についてでございますが、現時点では佐賀市以外の福祉事務所において佐賀市で発生いたしました障害者加算の認定誤りと同様の事例については把握いたしておりません。

以上でございます。

○武藤委員 認定誤りについて現実的には佐賀市でも発生していたということが明らかになったわけですけども、県はどのように受け止めておられますでしょうか。そして、どう対応されるのでしょうか。直ちに支給すべきと思いませんけど、どうお考えでしょうか。

○三浦社会福祉課長 障害者加算の認定誤りが発生したことに對しまして福祉事務所を所管いたします立場として大変重く受け止めております。

それから、認定誤りへの対応についてお答えをさせていただきます。

今回、障害者加算や家族介護料の認定誤りが生じたことを踏まえまして、県内の各種加算の認定状況を把握する必要があると判断いたしました。県及び市の福祉事務所に対して障害者加算だけでなく、他の各種加算も含め、認定状況の調査を二月中旬に依頼したところでございます。

調査を行うに当たっては、県及び市の福祉事務所を対象とした説明会を開催

し、調査の背景、理由、調査に際しての留意事項等を説明したところでございます。

また、今後の再発防止に向けて加算認定を適切に行うことができる体制の構築や加算認定の定期的な点検などについて、県及び市の福祉事務所職員が集まる会議等において検討したいと思っております。

また、認定誤りが発生した場合は、国の通知等に基づき、ケースごとに慎重に検討の上、適切に対応することになるというふうに考えております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ適切に対応するというのは、具体的にはどういうことを言うんでしょうか。

○三浦社会福祉課長Ⅱ認定誤りがあった場合の具体的な対応についてお答えをいたします。

保護費の認定誤りがあり、過去に遡及して追加支給をする必要がある場合の取り扱いについては、国の通知で考え方が示されております。

その内容は、加算の認定に限らず、最低生活費の認定変更を必要とするような事項につきましては、生活保護受給者の申し出、届け出の義務が課せられていることや行政処分不服申立期間が一般に三カ月とされていることなどから、遡及して追加支給する期間は三カ月程度との考えが示されているところでございます。

また、生活保護受給者に何ら過失がなく、かつ実施期間において認定を誤ったことなどが明らかな場合は、発見月からそれ以前の五年間を限度として追加支給して差し支えないとの考えも示されております。

先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、各福祉事務所において認定誤りが判明した場合は、国の通知等に基づき、ケースごとに慎重に検討の上、適切に対応していただきたいと考えております。

また、県いたしましたとしても、福祉事務所から県のほうに問い合わせがあると思います。その回答でほかの福祉事務所にも共有が必要なものについては、情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱじゃ、本人に間違いがなく、事務担当のほうでの間違いだということになったときは、五年間遡って支給ができる、支給をするということですね。それをもう一度はつきりおっしゃっていただきたいと思います。

○三浦社会福祉課長Ⅱ先ほど御答弁いたしましたけれども、国の通知におきまして、生活保護受給者に何ら過失がなく、かつ実施期間において認定を誤ったことなどが明らかな場合は、発見月からそれ以前の五年間を限度として追加支給して差し支えないとの考え方が示されております。これに基づいて、各福祉事務所において個別のケースについて判断をすることになります。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ今度の佐賀県の誤りのケースは、やはり今おっしゃった事務の段階での誤りだというふうに思いますので、ぜひすぐに対応していただきたい。もう遡っての支給はされたんでしょうか、まだこれからでしょうか。

○三浦社会福祉課長Ⅱ佐賀市の障害者加算については、一部既に遡及して追加されているというふうに聞いております。それが全てかどうか確認は取れておりません。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱでは、改めてお願いしておきます。

今、加算のことを言いました。普通の人員による生活保護の基本と、それから世帯を基にした金額のほかに、今言った加算があるわけです。(パネルを示す) 障害者加算の中には、障害者加算のAとIがあつて、重度障害者加算もあつて、家族介護料、それから他人介護料ということがあります。それぞれ一

万円、二万円、あるいは他人介護料の場合はもう少し高くなりますけれども、ほかに妊産婦加算とか介護施設入所者加算とか、在宅患者加算、放射線障害者加算、児童養育加算、介護保険料加算、母子加算、こういった加算がありますので、これを忘れられたり、事務の誤りがあったりすると、本当にもらえない。生活保護を受けておられる方たちはぎりぎりの生活をなさっておられるので、やはりこの加算はとても大事になってくると思うんです。なので、絶対にこういったことのないようお願いしたいというふうに思っております。それについてはどうでしょうか。

○三浦社会福祉課長Ⅱただいま委員からお話がありましたように、生活保護受給者の方にとりましての最低生活費でございます。最低生活を営むために必要不可欠な保護費でございますので、加算の認定誤りがないように再発防止にしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱでは、よろしくお願いしておきます。

保護費については、決定通知があり、保護費の総額が記載されています。でも、その内容に変更や変化があった場合、どう何が変わったのか、受給者本人のほうには分からないのですね。これが計算の基本になる分です。（パネルを示す）年齢別によって基準額が幾らというふうに決まっているし、世帯の人員によっても一人だと幾ら、二人だと幾らというふうな基準額がちゃんとあつて、これにこの方たちの基準額を足していくということになります。そして、冬季加算というのがついているんですけども、ほんの僅かですよね。そういう意味では、本当に暮らしが大変だというふうに思います。

例えば、これはおひとり暮らしだと、二万七千七百九十円に、その方の年齢によつて、例えば、六十代から六十四歳までは四万三千六百四十円がプラスされますので、七万円ぐらいということになっていくことですね。これで暮

らすということになるわけですけども、保護費はそれぞれの御家庭、そして家族構成によつて、今見たように、違ってきます。自宅介護や障害者加算の設定誤り、これを防ぐためには、どうしても保護を出すときに総額の決定通知だけではなくて、支給明細が御本人に見られるようにしてほしいといった声もあります。今言ったように、あなたのところは何人家族、幾つと幾つの人がおられるというようなことを書いて、そして加算も書いていただければ、そういった明細があれば、事務方のほうの誤りも防ぐこともできるんじゃないかというふうに思います。これは受給者の方からの声なんです。これについて、県としてはどのようにお考えでしょうか。

○三浦社会福祉課長Ⅱ保護費の支給明細についてお答えをいたします。

変更も含む保護の決定につきましては、生活扶助、住宅扶助など、扶助ごとの金額及び決定の理由を記載して書面で通知することとなっております。

ただいま委員からお話がありました保護費の支給明細についてでございますけれども、保護費の支給明細を生活保護受給者に配布することにつきまして、県及び市の福祉事務所職員が集まる会議などにおいて意見交換をさせていただきたいというふうに考えております。

あわせて、保護費に変更があった場合、ケースワーカーが変更内容を説明する際に、加算額についても説明するなど、丁寧な対応について各福祉事務所に改めて働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱやはり受給者の方が、自分はこういう理由で今月は幾らだということが分かるようにしないと、先々の計算が成り立っていかないと、暮らしがですね。自分はこれだけなので、今後また来月も少なくなるかもしれないとか、あるいは来月は少しは上がるかもしれないとかいうふうなことで、今、暮らしのめどが立ちづらいのを少しでも改善していただきたいなというふう

に思いますので、ぜひぜひ出すという方向で各福祉事務所の担当の方たちにはお話をさせていただけたらなというふうに思うんですけど、単に係の人を集めて話を聞くというだけではなくて、県の踏み込む姿勢が必要ではないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○三浦社会福祉課長 最初に委員からお話がありました今回の加算漏れに伴いまして、支給明細を配布することによって保護を受けられる方の支給状況も分かる、それから、実施機関側にとりましても、支給認定漏れをなくすために支給明細を配布するということにつきまして、委員の御説明、理解いたします。

今回改めて現場である県及び市の福祉事務所、この職員が集まる会議でそれについてどういった課題があるのか、問題があるのかということにつきまして、改めて意見交換をさせていただきたいと思っております。

○武藤委員 前向きに臨んでいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いしておきます。

次に、ケースワーカーの実態についてです。

郡部や市部では、ケースワーカーの人たちが何人おられるのか、担当する世帯はおよそ何世帯ぐらいなのでしょうか、お示してください。

○三浦社会福祉課長 ケースワーカーの実態についてお答えをさせていただきます。

一部の福祉事務所におきましては、ケースワーカーに正規職員のほか、会計年度任用職員や再任用短時間勤務職員を配置しているところでありまして、これらも含めると、令和六年十一月のケースワーカー数は、郡部全体で十一人、市部で全体七十三人でありまして、一人当たりの被保護世帯数は、郡部で平均六十三世帯、市部で平均七十六世帯となっております。

以上でございます。

○武藤委員 六十から七十ぐらいだと、普通に国もそれぐらいが適当であろう

というふうに言っていると思うんですけども、大きな市の場合、例えば、佐賀市のことでですけど、会計年度任用職員さんもそこに配置していると。その結果、一人当たり大体九十世帯担当しているということになってきます。九十世帯というと、これは大変な数で、お一人お一人の家庭に目配りをするとか足を通わせるとかいったことがちよつと大変ではないのかなというふうに思うんですね。なので、やはり大きいところはもう少し負担を、持つケースを、世帯を減らしていくように、職員を増やしてもらうというような努力を望みたいんですけど、県としてはどのようにお考えでしょうか。

○三浦社会福祉課長 お答えをさせていただきます。

各福祉事務所が配置すべきケースワーカー数につきましては、社会福祉法で標準数が定められておりまして、郡部では六十世帯に一人、市部では八十世帯に一人配置するというふうにされております。

ただいま委員がお話をされました九十世帯以上持っているということにつきましては、その標準数に近づけてもらえるように体制整備について、その充足を図っていただくように県としてもそういった指導をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○武藤委員 ケースワーカー一人当たりが受け持っておられる世帯の数が多からこそいろんな認定誤り、加算誤りが出たりとかするのではないかなと、そういうふうになっていくんではないかというふうに心配しております。やっぱりそういったことを防ぐためにも、目が行き届くような、そういう配置でお願いしたいと県のほうも市のほうに言っていたということですので、ぜひぜひお願いしたいと思います。

それから、生活保護の支給額は、もちろん国で決まることなんですけれども、実態を国に伝えていただいて、支給額を増やすように求めてほしいと思ってい

るんです。

前にエアコンの設置について質問をしました。そして、エアコンを使っても夏季手当がないから、食費その他、生活費を辛抱しなくちゃいけないといった声もございますし、物価が高過ぎて暮らしていけないという声も寄せられています。

また、この前お話を聞いた方たち、期せずして集まった方たちが、一日に一食しか食べていない、そういうことをおっしゃったので、本当にびっくりしました。私がこれまでに例に出したのは、三度の食事を二回にしているよという話はもうあちこちでお聞きしますので、そんなことを述べたかもしれません。

でも、一日一食ですよ。しかも、四十代、五十代の方がそんなふうにおっしゃるんですよ。これでは本当に憲法で定められた健康で文化的な最低限の生活と言えるんだろうかと思うんです。本当に文化的な生活ができているんだろうか、健康が維持できるんだろうかというふうに思っています。友人、知人のお葬式に行くにもお香典が包めないから、もうお葬式、失礼しているというような方たちもたくさんいらっしゃるんですね。これは本当に今度三万円が支給されるというところで喜んでおられますけれども、一瞬のことにしないで、やはり継続的に支給額がきちんと保障されていくということを国はしていくべきだというふうに思うので、その旨を部長、しっかりと国に伝えていただきたいし、今、苦しんでいる、生活がきついとおっしゃっているいろんな方たちの声を国にもちゃんと届けていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○井上健康福祉部長⇨委員からは、生活保護費について、国に対しての要望という御意見でございました。

生活保護費の基準については、厚生労働大臣が定めることとされておりまして、現在の社会経済情勢等を踏まえ、それが決定、運用される必要があるというふうに思っております。

少し制度的なことを申し上げると、生活保護費のうち、その基本部分であります食料や光熱費に充てられる生活扶助費、これは水準均衡方式と言われるやり方で、細かな技術的なことはさておき、ざっくりと申し上げれば、一般世帯の消費実態との均衡を図るように算定をされていることでもあります。

また、今その算定の仕組みがどうなっているかということで申し上げますと、五年に一度の見直しということで、現在の基準は令和五年十月からその運用をされているということ、その運用に求められる調査が令和元年度の全国家計構造調査を用いて、令和四年末にそういう考え方を整理されているということです。その際、その保護費の、基準額の改定と合わせて、それはモデル世帯で大体二%ぐらい引き上げということみたいですが、それ以降の経済情勢が不透明ということもありまして、それはコロナ禍の影響であるとか、令和四年度当時、エネルギーとか食料品を中心にした物価の上昇、そういったものがあつたということで、足元の社会経済情勢等を勘案して、今、世帯一人当たり千円の加算というのが臨時的に設けられておったり、現行の基準額を保障するということが設けられている。そういう今、仕組みになっております。

それで、生活扶助費については、その時々の実態というか、そういうのを十分に反映する、対応できるものである必要があると思っております。特に物価とか賃金の上昇幅が大きく、消費が拡大している、そういう場合はそれに対応できる仕組みが必要だと私も思います。

それで、県内の消費者物価指数、そういった状況も私も把握しております。そういった中で、今、国においては来年度、令和七年度の当初予算、そういった中で物価高を含む現在の社会経済情勢等を踏まえた必要な対応ということで検討もされているということでもあります。そういった状況も踏まえて、国の動きも見ながら、その必要に応じまして、私たちとしても国に対する要望、そういったことを検討していきたいと思えます。

以上でございます。

○武藤委員 県内に暮らす方たちが、一日一食で過ごさなきゃいけないという生活保護の暮らしの実態を、私申し上げましたけれども、本当にそれを痛みとして受け止めていただきたいんです。ぜひ国に、必要があればじゃなくて必要なんです。だから、ぜひ言っていたきたい。このことを強く求めますが、再度いかがでしょうか。

○井上健康福祉部長 先ほど申し上げたように、国のほうで今、来年度当初予算の検討も進められておりますので、そういう状況も十分把握して、そういったことを踏まえて国に対しての要望、そういうことも検討していきたいと思えます。

○武藤委員 検討するだけでなく、ぜひ要望していただきたいと思えます。

次に進みます。加齢性難聴の支援についてです。

二〇二三年十一月の一般質問で、私はこの問題を質問いたしました。耳が聞こえづらいと人との対話やコミュニケーションがうまくいかない、そのため外出がおっくうになる。引き籠もりがちになる。そうしたら認知機能が低下していくなど、より内向きになってしまいます。高齢者が普通に社会参加ができるためにも、補聴器の使用は有効になってくると思えます。購入するには今、数万円から数十万円。この前、売っているお店に値段を見に行ったんですけど、七万円とか、五十万円、あるいは百万円を超えるといったものも種類によってはあるわけです。本当に年金暮らしの人にとっては大変なことだというふうにお聞きしています。こういったことから、私は二〇二三年十一月に一般質問で購入時の支援を求めたのです。

そのとき、当時の健康福祉部長が、補聴器購入支援は現時点では考えていない。国においては補聴器使用による認知機能低下の予防効果を検証する研究が行われており、その結果を注視したいと答弁をされました。この国の研究結果

これはどのようになっているんでしょうか。

○横田長寿社会課長 国の検証研究についてお答えいたします。

まず、加齢性難聴につきましては、年齢を重ねることで徐々に進行する聴力低下のことを指しております。耳の中にある音を感じする有毛細胞が加齢とともに劣化、減少をし、音の情報をうまく脳に伝えることができなくなるものであります。

委員御指摘のとおり、国におきまして補聴器使用による認知機能の低下の予防効果を検証する研究が行われていますが、現在、検証結果の取りまとめが進められるというふう聞いております。

以上でございます。

○武藤委員 この結果が出ないと、県はやらないということなんでしょうか。

私、そこを本当に実態に合わせて、国の検証結果が出ようが出まいが、ちゃんと取り組んでいただきたいと思うんですね。全国的には取り組む自治体がどんどん増えております。国の研究結果を待つまでもなく、そうやって住んでいる住民の困難を支えている自治体が増えていっています。

県内の市町ではどうでしょうか。基山町では、始まっている町議会の新年度当初予算に補聴器購入補助が提案されているそうです。うちの町会議員さんから、今度、予算がついたよといってお電話をいただきました。とてもうれしい、弾んだ声でお電話をいただきました。それによると、片耳五万円、これは十四人を予定しているということ、七十万円の当初の見込みです。両耳だと七万五千元ということで、四名の方を見込んでいます。取りあえず三十万円。年間の当初予算に上げておられる額は百万円なんですけれども、思い切った決断をされているなというふうに思いました。ほかの市町村の動きはどのようなつかんでおられますか。

○横田長寿社会課長 県内の市町の状況についてお答えをいたします。

先ほど委員から、基山町の当初予算の内容についてお話をいただいたところでございます。県内のほかの市町におきましては、こういった基山町のような具体的な事業化を進めているところは今のところございません。

以上でございます。

○武藤委員⇨難聴者を支援している自治体、基山町で県内で初めて実現するという事なんですけど、関係する医師会の部会とともに、各自自治体に難聴者を支援する団体の方たちがお願いに行きたい、要請に行きたいというふうなことを言っておられるのを聞きしました。加齢性難聴というものの、基山では四十歳以上の中等度難聴者に対して補聴器の購入の一部を助成するという事なんです。本当に加齢性とか、高齢者とかいうことではなくて、四十歳以上ということ、思い切った施策をしようというふうにしておられるわけですね。その現状と、なぜこの提案をするのかというふうな理由の中に、認知症のリスクの一つと言われているが、補聴器の使用によりリスクの軽減や対策を図ることができるというふうな期待されているというふうなこともちゃんと書かれていて、やはり難聴者の方たちが認知症予防という形でもこれは有効だというふうな認識があつて、そういうふうなされているんだというふうな思いしました。

これまでも述べてきたように、補聴器購入補助を行っている自治体は全国でも増えていて、県内でもそういう取組をするということになっているんですけども、初めに言ったように、補聴器を使用することで難聴の人も積極的に社会参加ができるし、元気に暮らしていける、楽しく暮らしていけるというふうなふうに思っています。数万円から数十万円もする補聴器購入、ぜひやっていただきたいんです。県としてはどうでしょうか。

○横田長寿社会課長⇨加齢性難聴者への補聴器購入支援についてお答えいたします。

県では、佐賀県聴覚障害者サポートセンター、愛称を「佐賀みみサポ」と申しますけれども、これを設置いたしましたして、難聴に関する相談や補聴器の導入に関する相談、試聴などの支援に取り組んでおります。

委員から県として、加齢性難聴者への補聴器購入支援についての考えられているのかというお尋ねをいただきましたけれども、これにつきましては、まずは住民に身近な市町が地域の実情を把握しながら支援に取り組むものと考えておりますことから、県としての購入支援は考えておりません。

以上でございます。

○武藤委員⇨県としては考えていないとおっしゃるわけなんですけど、市町も努力を始めようとしているんですね。そこに対して同じ額の県からの補助が出せれば、県としての制度ではなくても、同じ額を出すというような支援の仕方を考えていけば、やはりやりやすい、市町も足を踏み出せるというふうなふうに思っていますよ。県として考えていないというふうな言い切られましたけれども、それはちよつとあんまりではないでしょうか、どうですか。

○横田長寿社会課長⇨お答えをいたします。

県といたしましては、市町が単独で取り組むことが難しいものについて、広域的な観点からより細かな支援に取り組むものというふうな考えております。

先ほどからお尋ねいただいております加齢性難聴者への補聴器購入支援につきましては、市町が地域の実情を把握しながら取り組むことが基本というふうな考えておりますことから、県としての購入支援は考えておりません。

以上でございます。

○武藤委員⇨県は、障害者手帳を持たない十八歳以下の軽度、中度、難聴児の補聴器購入支援の拡充に加えて、新年度からは新生児の聴覚障害を早期発見し、早期療養するための聴覚検査機器の購入、そして設備に取り組まれる、そういう大変いい制度を導入するという事になっているんですけれども、加齢性難

聴への補聴器購入、子供にはするけれども、高齢の人たちが今後認知症に進んでいたり、孤独に、家の中に閉じ籠もっていたり、そういうふうな状況が大きく言われているにもかかわらず、それをしないというのはどうかと思うんですね。

専門家の方からこんなふうなことをお聞きしました。補聴器をすれば、四五％は難聴を減らせるというデータもあるそうです。そのうちの七％の方たち、認知症も減らせると、補聴器はこういった効果を持っているんだということを専門家の方から教えていただきました。本当に高齢者の方たちが孤立していくということをおま見過ごしていいんでしょうか。私は基山町がやり始めた、そして県内の各自治体に、団体の方や医師会の専門部の方が要請に行こうという動きがある中で、やはりもう少し温かく考えていくべきなんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○横田長寿社会課長 〓お答えをいたします。

国のほうでは、先ほどお答えもいたしましたけれども、平成三十年年度から難聴と認知機能の関係を解明する研究を始められたというふうに聞いておりました、これは今でも続いているんですけれども、この研究によりますと、難聴と認知機能の低下の関係性につきましては、一定の相関関係が確認されたということですが、難聴になったからといって認知症になるという因果関係につきましては明らかにないということ、今現在も研究されて、今後、公表されるということになっておるわけでございます。

繰り返しになりますけれども、こうした国の研究状況といえますか、研究結果の公表につきましては、県としては注視をしておりますけれども、やはり県といたしましては、広域的な観点からより細かな支援に取り組むのが我々県の役割だというふうにも考えております。ですので、加齢性難聴者への補聴器購入支援につきましては、まずは住民に身近な市町が地域の実情を把握しながら

ら取り組むことが基本ということを考えておりますので、県としての補聴器購入支援というものは考えておりません。

以上でございます。

○武藤委員 〓市町がやり始めないと、県はなかなか足を出さないというような事例、この間、幾つも見えてまいりました。今回は基山町だけが始めたかもしれないけれども、あとほかの市町に影響していく、必ずこれは大きな自治体の課題として実現していくであろうというふうに思います。まだ今年度、新しい年度から自治体が始めるという動きが始まったばかりですので、県としてやりますよというふうなことは大声では言えないのかもしれないんですけれども、これは本当皆さんがお一人お一人の暮らし、快適な暮らしのことを考えていただくような一石になればなというふうに思っています。

国の研究では、因果関係がはっきりしない、よく言われる言葉ですね。何でも因果関係がはっきりしないということではありますけれども、しかし、それを効果がきつとあるだろうということから始めている、専門家の話を聞きながらも始めている、そういう自治体が全国には広がっているし、佐賀県でも広がり始めた、第一歩が始まったということから言えば、因果関係がどうのこうのというふうに終わってしまう問題ではないというふうに思っています。

それから、国の認知症総合支援という介護保険保険者努力支援交付金というのの中に、補聴器補助にも使えるし、いろんな定期的な調整費用にも使えるといったような交付金が今回、二〇二五年度から新たに認知症の総合支援の一つとして取り組まれるというふうなことも聞いております。それで、ぜひ皆さん方がこれを研究していただいて、まだまだ足の一步を踏み出せないという部分がおありでしょうけど、こういったことを国が準備をしていっていると、そのことを利用しながら、やはり県民に快適な暮らしを応援していくという立場に立っていただきたいと思います。ぜひこれはまた今後につなげていきたい、今

後も取り上げていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いしておきます。

次に、三つ目です。有機フッ素化合物（PFAS）について質問いたします。環境問題では近年、PFASのことが社会問題になっていきます。有機フッ素化合物（PFAS）にはPFOSとPFOAの二種類があるとのことですが、PFOS、これはペルフルオロオクタンスルホン酸を中心とした泡消火剤による基地汚染、これは米軍と自衛隊が主に原因となっているようです。

また、PFOA、これはペルフルオロオクタンスルホン酸、これを中心とした産業利用によるもの、特に界面活性剤として使用され、半導体の製造をはじめ、いろいろな用途に使用されているということです。

フッ素ゴムやフッ素樹脂には、油にも強く、熱にも強いということではないといけません。そういうことを利用したということなんですけど、テフロン原料は水に溶けないので、ポリマー化するというところで、樹脂にしていくプロセスで必要なものだというふうに聞いています。飲料水を通じて人の健康にも影響を及ぼすという可能性もあると聞いております。

私はこれについてはまだ勉強不足なんですけれども、県民の皆さんが本当に不安を抱いておられます。それについて質問したいと思えますけれども、有機フッ素化合物、このPFASとはどのようなものなのか、改めてお聞きします。○古賀有明海再生・環境課長⇨PFASについてお答えします。

PFASとは、人工的に作られた有機フッ素化合物の総称であり、一万以上の種類があるとされています。特にPFASの中でもPFOSとPFOAは水や油をはじき、熱にも強い特性などから、防水服、半導体、航空機火災に使用する泡消火剤、フライパンのコーティングなど、幅広い用途で使用されてきました。

一方、PFOS、PFOAは自然にはほとんど分解されず、長く環境に残り、

体に蓄積されやすいことから、環境中に広く残留しやすい性質があります。そのため、環境や食物連鎖を通じて人の健康や動植物の生息・生育に影響を及ぼす可能性が指摘され、国際的な条約でございします。「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」に基づき、我が国でもPFOSは二〇一〇年から、PFOAについては二〇二二年から、製造、輸入等を原則禁止としていただいております。

以上でございます。

○武藤委員⇨私もこの前、本を読みましたら、一般的にPFASと言っているけれども、一万数種類あるというふうなことを読んで、本当にびっくりしました。今一番問題になっているのはPFOSとPFOAのことなんですけれども、このPFOS、PFOAが及ぼす健康への影響は、アメリカのナショナルアカデミーによれば、健康障害については抗体反応が低下する、脂質代謝の異常、幼児や胎児の成長の低下、腎臓がんのリスクの増加、こういったことが指摘されています。また、WHOの国際がん研究機関は発がん性があることを認めています。

皆さんたちはこの健康への影響についてどういった認識をお持ちでしょうか。○古賀有明海再生・環境課長⇨PFOS及びPFOAの健康影響についてお答えいたします。

人の健康への影響については、環境省の「PFOS、PFOAに関するQ&A集」によりますと、PFOS、PFOAは動物実験では肝臓の機能や動物の子の体重減少等に影響を及ぼすことが指摘されております。また、人においてはコレステロール値の上昇、発がん、免疫系等との関連が報告されているところですよ。

しかし、どの程度の量が入ると影響が出るかについてはいまだ確定的な知見はなく、現在も国際的に様々な知見に基づく基準値等の検討が進められて

いるところです。

また、国内においてPFOS、PFOAの摂取が主たる要因と見られる個人の健康被害が発生したという事例は確認されていませんが、環境省は、内閣府食品安全委員会が行った食品健康影響評価の結果等を踏まえ、最新の科学的知見に基づき、暫定目標値の取り扱いについて専門家による検討を進められているところでございます。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱおっしゃったように、そういったいろんな問題もあります。

日本政府においても厳密なリスク管理が求められていると思いますが、PFOSやPFOAの日本における指針値はどうなっているのでしょうか。また、外国と比べて日本の指針値は緩いのではないかというふうにもお聞きしておりますが、どうなっているのでしょうか。

○古賀有明海再生・環境課長ⅡPFOS、PFOAの指針値等についてお答えいたします。

PFOS、PFOAは令和二年五月に公用水域の河川等における要監視項目に設定され、その暫定指針値はPFOS、PFOAの合計値で一リットル当たり五十ナノグラム以下とされているところです。また、水道水についても河川等と同様、一リットル当たり五十ナノグラム以下を暫定目標値とされたところです。

これらの目標値は当時の科学的知見に基づき、体重五十キログラムの人が一生にわたって毎日二リットル飲用したとしても、この濃度以下であれば人の健康に影響が生じないと考えられる水準を基に設定されたものであります。

外国の状況でございますが、PFOS、PFOAの基準値等の取り扱いについては、国際的には二〇〇〇年代から欧米やEU諸国で進められており、近年では、アメリカでは二〇二四年四月に飲料水規則における基準値をPFOSで

四ナノグラム一リットル、PFOAで四ナノグラム一リットルと設定されております。また、ドイツでは二〇二八年からPFOS、PFOAを含む四種のPFASの合計値で二十ナノグラム一リットルを適用予定など、国際的には基準値等をより厳格化する方向で見直しが進んでいるところでもあります。

今後、日本においても、最新の科学的知見に基づき、基準値等の取り扱いについては検討が進められていくものと考えております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱやはり外国に比べて日本は緩いと言われている根拠が分かりました。

ヨーロッパでは、PFASの影響で乳腺発達の遅れ、それから、甲状腺疾患、高コレステロール血症、肝臓がん、腎臓がん、精巣がんの確実性が高いというふうにも言われています。アメリカナショナルアカデミーの臨床医へのガイドラインでは、PFASの血中濃度も対応を決めているということなんですけれども、PFASの血中濃度の問題はどのように受け止めておられるのでしょうか。

○古賀有明海再生・環境課長Ⅱ国において内閣府の食品安全委員会の中で検討がなされているというのはありますけれども、しっかりした知見というのはまだ明確にされていないというふうに認識しております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱまだ日本は明確なものを出されていないというような中で私たちは暮らしていかなくちゃいけないですね。一刻も早くそういったことが決められ、そして、暮らしの安心・安全、そこにつながるようなことにしていかなければならないというふうに思っています。

それから、飲料水を通じて人の体内に入り、健康に影響を及ぼすこともあることから、水質検査は大事なことだと思います。佐賀県においてはPFOS及びPFOAの水質検査も行っておられると思います。そういう結果になって

いるでしょうか。

○古賀有明海再生・環境課長⇨PFOS、PFOAの水質検査についてお答えいたします。

PFOS、PFOAは、令和二年五月に公共用水域等における要監視項目に設定されたことを踏まえまして、国の河川においては国の河川事務所、佐賀市内については水質汚濁防止法を所管する佐賀市と連携し、令和三年度から県内の河川、海域の水質検査を実施しているところでございます。

これまで、国、佐賀市を合わせまして、令和三年度から令和五年度まで毎年度九地点を、また、令和六年度は十八地点を調査し、これまで五十ナノグラム・パー・リッターを超過した事例はございません。

また、県内の水道事業者や県の生活衛生課でも水道の原水や浄水について令和二年度から五年度まで計百六十四件の検査を行っておりますが、これまで五十ナノグラム・リットルを超えて検出された事例はないところでございます。

以上でございます。

○武藤委員⇨公共用水域及び地下水について県もされているようなんですね。

そして、県ではほとんどの河川で地点を定めて監視もしておられる。佐賀市内であれば、嘉瀬川だとか本庄江だと思うんですけど、幾つもの地点が定められております。ほとんどが五十ナノグラム・リットル以下、十分の一となっているようですけども、佐賀市北部の浄水場の水道施設、ここはややこれより高い数値も見られるようなんですね。そして、ちょっとそれについては今後見ていく必要があるんじゃないかというふうに思います。これより以上に指針値を超過した場合、どのような対応をしていくんでしょうか。

○古賀有明海再生・環境課長⇨PFOS、PFOAが指針値を超過した場合の対応についてお答えいたします。

PFOS、PFOAが指針値を超過した場合の対応につきましては、環境省

の「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き」に基づいて進めることとなります。

まず、飲用によるばく露防止のため、水道事業者等に速やかに情報提供を行うとともに、地下水で超過した場合は、周辺井戸等の設置者等に対して飲用を控えるよう注意を喚起することとなります。

また、汚染範囲を把握するため、超過地点周辺の追加調査を行うとともに、排出源の把握ができた場合には、濃度低減のために必要な措置を検討することとなります。

さらに、超過地点については、濃度の経年的な推移を把握するため、継続的に水質検査を実施することとなります。

以上でございます。

○武藤委員⇨さつきもちよつと触れましたけれども、佐賀市の北部のほうの浄水場や簡易水道の施設、そういったところもやはりきちつと今後経過も見ていく必要があるんじゃないかと思っておりますが、それについてはどうでしょうか。

○古賀有明海再生・環境課長⇨佐賀市北部で高い数値が出た地点を継続的に見ていく必要があるのではないかとこのところでございますが、水道事業者とかあと、県のほうで地下水とか原水を確認しているのも基本的に毎年同じ箇所をしておりますので、今後も引き続き検査のほうをしていくことになるかと思っております。

以上でございます。

○武藤委員⇨他県では、基地周辺などで指針値超過の事例を耳にしています。あつてはならないことだと思えます。私も反対しておりますし、県民も反対している。佐賀空港横の駐屯地ができるならば、泡消火剤からのPFOS及びPFOAによる汚染も心配されます。

十一月議会一般質問での私の再質問にはお答えをいただいていないのですけれども、こういったことに注意を払う必要があると思いますが、県はどうか対応されるのでしょうか。

○古賀有明海再生・環境課長⇨基地周辺の排水についてお答えいたします。

環境省の「PFOS、PFOAに関するQ&A」集の中にも記載がございますが、防衛省、自衛隊が保有する全てのPFOSを含む泡消火剤等の処分が令和六年九月末に完了したと。また、PFOAについては、代替について検討を進めているとのごとでございます。

今回の武藤委員のほうから質問を受けまして、今回新設されます佐賀駐屯地で、PFOSとかPFOAを含む泡消火剤や、その他のものを使用することがあるのか、九州防衛局のほうに確認をさせていただきました。

九州防衛局のほうからは、佐賀駐屯地の施設において、PFOSをはじめとした法令——具体的には、「化学物質の審査及び製造等の規則に関する法律」でございますが——により、規制の対象となる化学物質については、貯蔵、使用されることはないとの回答でございました。

そのため、佐賀駐屯地におけるPFOS、PFOAの汚染の注意というのは特段今のところないものと考えております。

以上でございます。

○武藤委員⇨PFAS問題について、県民の不安に伝えていくためにも、県は今後どういった取組を行うお考えでしょうか。

○古賀有明海再生・環境課長⇨今後の県の取組についてお答えいたします。

県民が不安になる要因としては、やはりPFOS、PFOAについて健康影響に関する確定的な知見がないこと、また、現在も国際的に様々な知見に基づく基準値等の検討がなされているところであると考えております。

このため、全国知事会では、国に対して令和六年八月に要望活動を実施して

おります。

その内容で具体的なものとしては、PFASについては、引き続き国内外の健康影響に関する知見の集約に努めるとともに、新たな知見について速やかに情報を提供すること。

また、公共用水域等に係る調査結果の一体的な解析、研究を進め、健康への影響に係る知見に応じた評価指標の取り扱いを早急に検討すること等を要望しているところでございます。

引き続き@全国知事会等の様々な機会を通じて国に対して強く訴えかけてまいります。

また、PFOS、PFOAの県での水質検査につきましては、令和六年度は十三地点行っておりますが、令和七年度は二十二地点を予定しております、指針値等の超過等があれば、国の手引にのっとり、情報提供や周辺調査等を行っていきたく考えております。

なお、国は、令和八年四月一日からPFOS、PFOAを法律で検査や改善が義務づけられる水道の水質基準項目に引き上げる方針としております。

県では、県民の安全・安心のため、今後検査が義務化される水道事業者等に対し、早めに検査を実施するよう呼びかけてまいります。

県としましては、県民の皆様の安全・安心のためしっかり取り組んでまいります。

以上でございます。

○武藤委員⇨PFASは今問題になっているPFOSやPFOA、そして、PFHxSのほかに禁止されていないものが、冒頭言ったように一万種ぐらいあるというふうに言われております。

熊本に進出している半導体の企業JASMは、PFBS、PFPeS、PFBaを使うとのことなんですけど、PFBS、PFBaについては、アメリカ

の環境保全庁が甲状腺、肝臓、発達への影響が出る可能性が高いと特定しているというふうにも聞いています。PFOSやPFOAは禁止されているからと安心できない種類もあり、こういうふうにあるわけですね。第一種特定化学物質指定は今後増えていくというふうに思われます。

県民の命と健康を守る立場で今後厳しい対応をしていく必要もあるということとを申し上げておきたいと思えます。

また、県内、上峰のほうにある農薬を作っている会社が、こういったPFA S関連のものを使用しているというふうなことも耳に入っていますので、ぜひとももう厳しい対応をお願いしておきたいと思えます。

私にとつてはこの問題は初めて取り組んだ問題ですけれども、今後、本当に県民の命、安全を守っていくためには大事なことだということを改めて認識しておきたいというふうに思っています。

次に進みます。

体育館等の空調整備についてです。

県立学校はもちろんのこと、小中学校にも教室を中心に空調の整備が進んできました。数年前に酷暑の下で子供さんが熱中症で亡くなられたことから、全国的にも空調整備が課題になったものでした。

佐賀県も、空調整備に取り組み、生徒の学習環境の改善につながってきています。今後も残っている特別教室への空調整備の取組を改めてお願いいたします。

さて私は、県立学校の体育館への空調整備についてどうしても必要になっていくと考えていて、これまでもエアコン設置を求めてまいりました。体育館は避難所に指定されている、そういったところも多くあります。災害が発生して避難をされている方にとって、暑さや寒さで体調を崩されるといふこともあるのではないかと心配です。

昨年九月議会での委員会で、現地視察を行ったところの一つ、大町町のひじり学園に行きましたけれども、体育館には空調が整備されていました。本当に、昨年の三月、卒業式の頃、寒い日々が続いておりましたけれども、空調設備があつて、生徒はもちろん、来賓や保護者にも喜ばれていたと担当の方からお話をお聞きしました。改めて体育館への空調整備を、特に県立の学校体育館への設置を求めたいのです。

折しも国の予算の審議も行われています。文科省は二〇二四年度補正予算で空調設備整備臨時特例交付金、つまり新交付金七百七十九億円を創設し、学校体育館のエアコン設置を進めるとのことです。総務省も二〇二五年度から小中学校の空調設備に関わる光熱費も支給する、普通交付税で措置するということになっているようです。そういったことも計上されているというふうに存じております。

そこで、質問しますが、二〇二四年度補正予算では、創設されたこの新交付金、空調設備整備臨時特例交付金について、どういう内容になっているのかをお示しいただきたいと思えます。

○川崎教育総務課長 Ⅱ空調設備整備臨時特例交付金についてお答えいたします。学校施設の避難所機能を強化し、耐災害性の向上を図る観点から、避難所となる全国の学校体育館等への空調整備を加速することを目的といたしまして、令和六年度、国の補正予算におきまして空調設備整備臨時特例交付金が創設をされております。

対象となる施設につきましては、公立の小中学校や特別支援学校の体育館及び武道場でありまして、補助率は二分の一。これは既存事業の補助率が基本三分の一であることに比べ高くなっております。また対象期間は令和六年度から令和十五年度までの十年間とされておりまして、臨時という位置づけではございますが、比較的長く設定をされております。

このように補助率等は特例的に引き上げられる一方、補助を受けるためには避難所の指定を受けていること。施設の断熱性が確保されることといった要件が設けられております。

なお、既存事業と同様、高等学校は補助対象にはなりません。

以上のような内容となっております。

○武藤委員 今申し上げた新交付金の概要、教育委員会のほうからも御答弁いただきましたけれども、公立小中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、そして特別支援学校が対象になっております。県立学校体育館は避難所に指定されているところも多いわけです。中でも特別支援学校には特別な配慮が必要な児童生徒が多く在籍することから、特に空調整備の必要性は高いのではないかと思えますけれども、どうでしょうか。

○川崎教育総務課長 特別支援学校の空調整備についてでございます。

まず、県立学校の避難所としての全体的な状況についてでございますが、県立学校の体育館は多くが市町の避難所として指定を受けておりまして、近年の災害時には高校の体育館を近隣住民に開放したケースもございます。しかしながら、開設や運営のしやすさなどから、実際の災害時には市町が直接所有、管理する施設が避難所に使用されることが多いということになります。特別支援学校につきましては、現状、市町から避難所の指定を受けていないところが多く、指定を受けている学校も一部にありますけれども、これまでのところ実際に避難所として利用された実績はないと聞いております。

次に、児童生徒の教育環境という点につきましては、特別支援学校では体育館から、例えば、既に空調を整備しているプレールーム等に適宜活動の場所を移したり、体育館で活動をする場合も大型扇風機やスポットクーラー等を置いて暑さ対策を行うのですとか、極端に暑さ寒さの厳しい時期や時間帯を避けて活動を行うなど、各学校でその時々状況に応じた対応により児童生徒の体調や

特性等に配慮した教育活動を行っております。

このように現状におきましてはソフト面の工夫を行うことで対応をしております。特別支援学校であるということをもって体育館への空調整備の必要性が特に高いという状況にはないと認識しております。

以上でございます。

○武藤委員 今の御答弁、あまりにもちよつとひどいですね。避難所に位置づけられていても避難所として利用されたことがないとか、そんなことでどうしますか。位置づけられているところには大体該当するというのが今度の国の新交付金じゃないですか。特別支援学校、佐賀県ありますけれども、避難所に指定されている学校がありますよね。どういうふうに認識していますか。

○川崎教育総務課長 委員御指摘のとおり、特別支援学校も含めて避難所に指定されている学校はございます。避難所という点につきましては、もちろん空調があるということにこしたことはないと思えますけれども、学校が避難所として仮に使用されるところの場合には、例えば、体育館ではなく、学校運営に支障のない範囲で空調のある部屋で避難者を受け入れたりですとか、例えばですけれども、災害時応援協定の締結企業から空調器具を調達するといったことも適宜対応可能ではないかと思っております。

こうした状況の中で、現時点で体育館に空調を整備するという具体的な予定はございませんで、現状においては先ほど申しましたようなソフト対策で対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○武藤委員 全国が、先ほど文科省が枠の中で、今度、新交付金の対象にしているところから、実際に避難所として利用されていないところもあるかもしれません。でも、利用されることが前提ということを言っていたら、あまりにもひどいんじゃないですか。指定はされている。そして利用も、子供たちも学習

環境の改善という立場で、学習も状況で使っている。そういうことからいえば、今のような御答弁にならないと思いますよ。避難所として実績がないとか、ほかのところを利用すればいいとかいうような考え方や、この国の交付金の精神そのものを受け止めていないということじゃないですか。ちょっとあまりにもひどい認識だと思いますね。

佐賀県の金立特別支援学校、大和特別支援学校、唐津特別支援学校、これは全部避難所の指定を受けているじゃないですか。実績がないといつても、ちゃんと避難所としての認定をされているわけですから、これはまともに受け止めて、国の新交付金の制度をしつかり受け止めて考えていかなくちやいけんじゃないですか。国の新交付金の条件が別に必要ないとも言わなければかりのような御答弁じゃなかったかと思うんです。あまりにもひどいと思います。

○富田委員長⇨質問をしてください。

○武藤委員⇨答弁を求めます。

○川崎教育総務課長⇨国のほうは確かに全国的に体育館の空調整備率が低調ということもございまして、避難所機能の強化という目的でございすけれども、整備を加速させるということで臨時特例交付金を創設しております。

一方で、体育館の規模等も学校によって一様ではありませんし、空調の方式とか断熱方法等も様々なものがありまして、また教室とはまた異なる課題や検討事項がございす。

したがしまして、当面、先ほど申しましたように、ソフト面での対応というのをを行うということでございすけれども、今般、特例交付金が創設されたということを機に、まずは効果的、効率的な体育館空調の整備手法について幅広く情報収集等は行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○武藤委員⇨幅広く情報収集を行っていくとおっしゃいましたけど、先ほど

申し上げたとおり、私たちは県内で大町町のひじり学園の体育館、これは本当に快適だと、御近所の方たちからも言われ、生徒さんからも、そして先生たちも本当によかったですというふうに喜びの声をいただきました。その例があるじゃないですか。そういうところの例をしっかりと生かすべきじゃないかと思うんですね。もちろん、空調機、そしてコンプレッサーのようなものがついた、体育館の両側に四基ずつ並べてあって、それを利用してあって、一個で九千三百六十五万円できた、工事費も含めて、そういう金額でできたということを私たちこの常任委員会の皆さん、この前の議会の現地視察のときに説明を受けたんですよ。そういった身近に頑張っているいい例があるわけですから、いつまでも取り組まないという立場ではなくて、本当に身近な例を生かしながら研究していく、そして検討していく、そのことが大事なんじゃないですか、どうですか。

○川崎教育総務課長⇨委員先ほどおっしゃったように、我々も大町ひじり学園のほうも視察させていただきまして、環境として大変すばらしいなと感じたところでございす。

もちろん、先ほど申しました効果的、効率的な整備手法について情報収集を申しましたのは、大町も含めてではございすけれども、特例交付金が昨年末に創設をされております、これからいろんな整備事例も出てくると思いますし、そもそも空調の方式といったものがいろいろあったり、あとは断熱の方法につきましても様々なものがありまして、先ほど申しましたけれども、教室の空調整備とは異なりまして、いろんな課題とか検討事項がございす。ですから、大町はもちろんですけれども、他の事例も含めまして、幅広く情報収集を行っていききたいと思っております。

以上でございます。

○武藤委員⇨大町も含めて幅広く情報収集と言われましたけれども、それは今

回の新交付金の対象になっている特別支援学校の体育館も、あなたはさっきの答弁では利用されていないからという言い方をされましたけれども、そういうことではなくて、避難所に指定されている、そのことが何よりも大事なことですし、そういったことでやっていくんだということを前提にして情報収集をするということなんですか、どうなんですか。

○川崎教育総務課長〓現時点でやるやらないというのはなかなか申し上げられませんが、いろんな整備事例で、我々としては、例えば、先ほど申しましたが、空調の整備方式、それから断熱工事の種類ですか、どういふような工事を行うですか、そういったいろんな課題があると思っていますので、そういった課題も含めて、いろんな情報収集をした上で今後の対応を考えたいというふうに思っております。

以上でございます。

○武藤委員〓今の課長の答弁は非常にまどろっこしいんですね。教育長、どうお考えでしょうか。私は、やはり教育条件をよりよくしていく、そのためにも体育館も避難所の位置づけもされている、そういうことからいって、今回、特別支援学校の佐賀県内の三つが該当するというのであれば、せつかくできた新交付金を活用していくという立場で頑張っていたきたいと思います。やっぱりそこを突破口にして、県立学校は独自にということになるかもしれないけれども、今の課長の答弁では私は納得しないので、ぜひ教育長の御答弁をお願いしたいと思います。

○甲斐教育長〓御質問いただきました。

今、委員おっしゃるように、このところの気象状況を見ていますと、やはり厳しいがあると、ソフト面に対応しているけれどもというところは十分それは私も感じております。その中で、あるものを工夫するというところで、支援学校でプレールーム等を工夫しながらやっているという現状をお伝えしたと、

避難所としても実際に受け入れているところが、実績がないと現状をお伝えして、受け入れていないからということをもつてのみという話はしていない、課長の答弁でそういうつもりではなかったというふうに思います。

ちよつと訂正をさせていただきますと、特別支援学校で避難所に指定されているのは二校のみでございます。

そういう国の交付金というのは、今まで議論になってきたような趣旨で設置をされております。その中で、学校の体育館の空調設備というのは、整備とか管理には多額の費用が必要でございますので、慎重な判断が必要と思っております。ですので、ここでやる方向とかやらないとか、その方向性はなかなか述べることはできないというふうに思っております。

空調にしても断熱にしても、様々な手法がございます。体育館等も経年の状況、古くなっている状況とか、そういった全体の整備の中で考えていく必要もあると思っておりますので、こういった方法がいいのか、やるとすればどういったことが考えられるのかという部分で、効率的な手法とかについて幅広くまずは情報収集しながらということで現時点で考えております。そういったことで現在のところは考えております。

以上でございます。

○武藤委員〓くれぐれもお願ひしておきます。

子供たちの学習環境を改善していくということ、同時に避難所対応も考えていくということ、避難所としての実績がないからということではねないこと、そのことをぜひぜひ考えていただきたいとお願ひも申し上げて、あの方がたくさんいらっしやいますので、質問を終わりたいと思いますが、改めてこの学校問題は今のこの状況の中で必要になってくるということは当然のことかと思えますので、そのことも再度申し上げて、終わりたいと思えます。

以上です。

○古賀和浩委員⇨自由民主党の古賀和浩でございます。

本日は問いを三つさせていただきます。執行部の皆様方には何とぞ前向きな答弁をよろしく願います。

それでは、問いの一、医療・福祉・保育施設等に対する物価高騰対応支援金事業についてです。

最近の物価高騰は県民の暮らしの中の食料品の中でも、米や野菜など常に必要な食材などにも影響が及んでおります。

先日、高齢者施設や児童養護施設から物価高騰の影響で運営が厳しいというお話を聞きましたので、その施設へ足を運びましたところ、いろいろな形で行政からは支援を受けているものの、電気代等の光熱費をはじめ、あらゆるものの値上がりが続いており、さらに食材費の高騰や品薄感があり、施設の運営を圧迫しているとのことでした。

私が行きました施設だけではなく、物価高騰のことは県内の医療、福祉、保育施設等全般にわたって大きな影響を与えているようで、大変憂慮しております。

これらの施設は県民生活にとって必要不可欠な施設であり、今後とも安定的な施設運営を継続してもらいたいと思っております。そんな中、令和七年二月補正、今回の補正において物価高騰の影響を考慮した支援金の予算が上がってきました。

ついては、まず次の点について伺いいたします。

対象の施設についてです。

佐賀県内の医療機関や福祉施設等の今回の支援金は、どのような種類の施設を対象としているのでしょうか。また、対象数はどれくらいなのでしょうか、お伺いいたします。

○森医務課長⇨対象施設についてお答えいたします。

今回の支援金は、医療機関、福祉施設、保育所等を対象としており、対象総数は七千五十九施設でございます。

その施設別の内訳といたしましては、医療機関等二千二百二十七、調剤薬局五百二十、救護施設等八、高齢者施設二千二百五十五、障害福祉施設千六百五十九、保育所、幼稚園等四百七十三、児童養護施設等十七となっております。

以上でございます。

○古賀和浩委員⇨七千五十九ですか、大変な数がありますね。

ただ、このような数の施設があるということはそれだけ施設を県全体で利用されている方が多く、また、きめ細かく、幅広く、たくさんの方に地域で施設が利用されていることだと思います。

また、この七千五十九もの施設は、公定価格、いわゆる高齢者施設でいえば、三年に一度改定をされます、児童養護施設はたしか毎年ですね、そういう公定価格で運営されていて、次の改定までの間は同じ単価で運営しなければなりません。だから、高齢者施設では三年に一回したら、そういう経済状況は変わらず、三年間同じ料金という価格でございます。公定価格は物価高騰の動きについていっていないように思います。

そこで、支援の背景について伺いいたします。

今回支援を交付することになった背景はどのようなことでしょうか、伺いします。

○森医務課長⇨支援の背景についてお答えいたします。

医療機関や福祉施設、保育所等は、制度上、国が定める公定価格で運営されることになっております。

例えば、医療機関の場合は、診療報酬制度で定められた価格によりまして、患者から診療サービスの対価を得て施設の運営をしているところでございます。この公定価格は、急激な物価高騰など社会情勢が変化してもその影響を直ち

に反映させることができません。令和六年度におきましては、医療、福祉、保育施設の全分野におきまして、物価高騰など市場の動向も反映し、公定価格が改定されました。しかし、公定価格改定後も依然として物価高騰が続いていることを受け、事業者の負担を軽減するため、今年度の公定価格改定後の物価上昇に対して支援することといたしました。

以上でございます。

○古賀和浩委員Ⅱ今言われましたように、物価高騰は令和四年ぐらいからずっと今も続いております。県では、令和四年十一月補正、令和五年六月補正に続く、今回の二月の六億二千万円の補正が組まれております。医療機関、福祉施設、保育所等、県民にとって七千を超える重要な施設への支援金でございます。

この支援金の算定の考え方についてお伺いします。

支援金はどうのような考え方で算定しているのでしょうか、お伺いします。

○森医務課長Ⅱ支援金算定の考え方についてお答えいたします。

物価高騰に関する支援金は、対象となる各施設に現場の声を伺いまして算定に当たったところでございます。その上で、施設ごとの物価高騰の影響額を考慮し、各施設に共通する基本的な支援である基準単価額に施設規模に応じた支援とするための加算額を超えて算定を行いました。

なお、前回、令和四年度、五年度の支援からの変更点といたしましては、令和六年四月に公定価格が改定されたことに伴いまして、改定後の物価上昇を加味した支援単価に見直しを行ったところでございます。

以上でございます。

○古賀和浩委員Ⅱ実際の現場へヒアリングをされているんですね。

今後も物価上昇の状況を見ながら適切に支援をしていただきたいと思いますし、施設運営に貢献できるような支援金を考えていただきたいと思いますっております。

次に、今回の支援金の交付について伺います。
まずは、支援金交付の流れについてです。

最初に、支援金交付のスキームについてお伺いします。

支援金はどうのようなスキームで施設に交付されるのでしょうか、お伺いします。

○森医務課長Ⅱ支援金交付のスキームについてお答えいたします。

支援金交付に当たっては、令和四年度、五年度の支援と同様となっております。迅速性、正確性を最優先に考え、施設にとって分かりやすいスキームとなるよう、一カ所で集中して書類審査できる体制を整備したいと考えています。

具体的には、各施設から提出される申請書の受け付けや審査を集中的に実施する支援金受付センターを設置する予定でございます。このセンター業務は、民間事業者への委託で対応する予定であり、あわせて支援金に関する各種問い合わせにも応じられるよう、相談窓口も同時に設置いたします。また、申請書の審査結果を基に、県でも速やかに支払い手続を行う予定でございます。

以上でございます。

○古賀和浩委員Ⅱ窓口を設置されるということでしょうか。

それでは次に、支援金交付の時期についてお伺いします。

支援金はいつ頃施設に交付されるのでしょうか。

○森医務課長Ⅱ支援金交付の時期についてお答えいたします。

支援金の交付につきましては、六月頃から順次行うことを想定しております。
以上でございます。

○古賀和浩委員Ⅱ手続の状況を今お伺いしました。六月頃ということなんですけど、計算をされたということなんですけど、物価高騰の影響をヒアリングをして計算して、結局は六月頃、言うなれば、私の感覚では、やっぱり一年後に交付ということになると思いますので、時間がかかり過ぎるかなと。

施設は、先ほども言いましたように、今、現状困っておられます。明日食べ
る米がないという声も聞いたこともあります。議案が承認をされましたなら、
できるだけ早めの手続をお願いしたいと思います。

先ほど相談窓口とか言われましたけど、受けるのではなくて、積極的に、逆
に施設のほうに連絡をしてもらって、困っている施設等がありますので、こち
らから能動的に、積極的に動いていただきたい。そうすることが施設への支援
ということ、受け入れていただけるのではないかとこのように思っております。

最後に、今後について伺います。

支援金交付後の状況把握についてです。

現在の物価高騰は今後も収まる気配がなく、しばらくは高止まりが続くと思
われます。このことにより、施設の経営状況がますます厳しくなることが予想
されます。

今回の支援については、交付して終わりということではなく、その後も影響
を受けている施設の状況を把握することが必要だと思っております。

佐賀県では、支援金交付後の状況把握についてどのようにしているのでしょ
うか、伺います。

○森医務課長 支援金交付後の状況把握についてお答えいたします。

医療機関、福祉施設、保育所等は、県民の暮らしに重要で不可欠な存在であ
り、各施設には今後も安定的なサービス提供を継続していただきたいと考えて
います。

令和四年度と五年度の支援後も、機会あるごとに各施設の運営や経営状況に
ついてお話を伺ってきたところでございます。依然として物価が高騰する中、
現場はサービスの質を低下させない努力を日々続けられております。施設の運
営状況について適宜聞き取りを行いながら、引き続き現場の状況把握に努めて

まいります。

以上でございます。

○古賀和浩委員 先ほどの支援金に關しまして基準単価額と加算ということで
言われましたけど、加算は、施設利用の定員数とか病床数とか、それに対して
加算ということがありました。基準単価は施設へのヒアリングで聞き取りした
上で計算されたと先ほどおっしゃいましたけど、支援金を計算する上で光熱費
高騰とかは影響を反映しやすいと思われませんが、施設の運営状況から食材費の
高騰の影響を反映するのはなかなか難しいかなと。

それと、先ほどの今回の支援金の総額が六億円ということで、七千施設もあ
る中で一施設に対しての割り算を計算すると、今の物価高騰に対する対応には
なかなか難しいのかなというふうに思われます。

今回も支援金はあくまで応援ということで聞いております。今回の二月補正
が承認をされたなら、支援金支給後も、今言われましたように、施設に細かく
ヒアリングをして実情をちよつと把握してもらいたいと。応援という形で支
援するのであれば、今後も施設の実情に近い応援金の補正を続けてもらいたい
というふうに思っております。この佐賀県にとって重要な施設を守ってもらい
たいと強く思っております。そのことを強く要望をいたしまして、次の質問に
移りたいと思います。

問いの二、支援を必要とする子育て世帯への取組についてです。

子供の貧困や孤立、孤独が社会問題となる中、子供たちにひもじい思いや寂
しい思いをさせまいと地域のいろいろな方々によって様々な活動が行われてお
ります。今回は、そんな支援を必要とする子育て世帯への支援の取組について
質問します。

子育て世代への支援については様々な取組がある中で、特に生活に困窮され
ている子育て世帯に食料品を届けて生活支援をする活動があります。先ほどの

問いの一にも関係ありませんが、物価高騰や人材不足などにより、その活動に物価高騰や人材不足の影響が出ないかと心配をしております。

生活支援をする流れについてですが、まず、食材を調達するフードバンク活動、それから生活に困窮されている子育て世帯を訪問し、必要な食品や日用品を自宅へ届ける「子ども食堂」の活動や、子供たちが誰もが安心して集える「子ども食堂」といった「子どもの居場所」の活動と、ある程度役割分担をされておられます。

私は、この子供たちを思い、活動されている方々を大変心強く思っておりますし、こういった活動を持続し、必要とする方々に必要な支援をしっかりと届けていくために、佐賀県は、この活動に支援を継続してもらいたいと思っております。

先ほど言いました最初の、食品や日用品を確保するフードバンク活動については、近年の物価高騰や人材不足もあり、その運営は大変苦労されているというふうに聞いております。

そこでまず、フードバンク活動団体について伺います。

最初に、活動状況について伺います。

フードバンク活動団体の活動はどのような状況にあるのでしょうか、お伺いします。

○大野くらしの安全安心課長⇨フードバンク活動の団体の状況についてお答えいたします。

まず、フードバンク活動についてですが、先ほど御紹介ありましたように、フードバンク活動とは、食品関連事業者などから未利用の食品の寄附を受けまして、「子ども食堂」や生活困窮者などに無償で提供する活動のことを言います。

フードバンク活動は、食で困っている方への支援につながる活動でございます。

して、また、食品ロス削減にもつながる活動であるとも言えると思えます。そうしたフードバンク活動を主として行っているCSOといたしまして、県で把握する団体は四団体ございます。

地域別では、佐賀市に一団体、唐津市に一団体、鳥栖市に二団体となっております。

活動状況ですけれども、最も取扱量の多い「フードバンクさが」の状況を見ますと、令和二年度の食品の受け入れ量は約二十三トンとなっております。それが令和五年度におきましては約六十七トンと三倍となっております。

ちなみに、令和六年度は、今年の一月までに約四十七トンというふうになっております。

それから、フードバンク活動団体の活動に賛同され食品を寄附する事業者数につきましては、現在横ばい状況にあるというふうに聞いております。

それからまた、職場や学校、スーパーの入り口、イベント会場など、人が集まるところに家庭から食品を持ち寄りまして、それらを取りまとめてフードバンク活動団体などに寄附する活動をフードドライブといいます。このフードドライブに取り組む事業所なども、今、県内では増えております。

フードバンク活動団体から食品を提供する団体数につきましては、物価高騰が背景となるかと思えますけれども、年々増加しております。提供先としては、「子ども食堂」ですとか、独り親支援の団体のほか、困窮者支援団体というふうになっております。

以上でございます。

○古賀和浩委員⇨それでは、その団体に対する県の支援について伺います。

県はこれまでどのように支援してきたのでしょうか、お伺いします。

○大野くらしの安全安心課長⇨フードバンク活動団体への県の支援についてお答えいたします。

県民や事業者への理解促進といたしまして、県のイベントでのフードドライブの実施ですとか、「フードバンク活用の手引き」を事業者に配布することによりまして、フードバンク活動への理解を深め、フードバンク活動団体への未
利用食品の提供を促進しております。

そのほか、県のふるさと納税制度の活用につきまして、団体のほうに活用を
促しまして継続的な活動資金の確保への取組を支援しております。

一方、倉庫や配送用車両の賃借料等の支援につきましては、既存の制度で農
水省の助成制度がございますので、それらを団体のほうに御案内いたしまして、
活用を勧めることによりまして支援をしておるところでございます。

以上でございます。

○古賀和浩委員Ⅱ県のほうはどちらかといういろいろな資金面での支援とい
うことで理解をしました。

次に、課題について伺います。

フードバンク活動の団体が抱える課題をどう認識しているのでしょうか、お
伺いします。

○大野くらしの安全安心課長Ⅱフードバンク活動団体が抱える課題についてお
答えいたします。

フードバンク活動団体に聞き取りを行いましたところ、近年の食品の取扱量
の増加に伴いまして、食品の管理、仕分けをする人手の不足ですとか運搬費な
どのコストがかさんでいるというふうにお伺いしております。

フードバンク活動団体からは、やはり物価高騰の影響を受けまして、支援を
必要とする方が増えてきているというふうなお話を聞きました。多くの寄附
食品を集め、「こども食堂」など、食品が必要な方へ円滑に食品を届けること
ができますように、県といたしましては、フードバンク活動団体への活動を後
押しする必要がありますというふうにご考えております。

以上でございます。

○古賀和浩委員Ⅱ先ほど集まっている食材の量とかはお聞きしまして、それで、
集める方法とかも増えているというところなんです、やっぱり人手ですかね、
食材を集める部分としては今のところ、やっぱり支障を来してはいないと思
いますが、やはりそういう活動はボランティアでの運用であるために、やはりそ
この部分で人材不足、人手不足が問題というふうにご認識しました。このよう
な課題がある活動団体に対し、今後の支援について伺います。

今後の取組についてです。

今後、子供たちへの支援のため、フードバンク活動団体の活動を県としてど
のように後押ししていくのでしょうか、お伺いします。

○大野くらしの安全安心課長Ⅱ今後の取組につきましてお答えいたします。

フードバンク活動団体は、事業者などから食品を集めまして、「こども食堂」
に橋渡しをするという役割を担っております、いわば子供たちへの食支援の
入り口という重要な部分の役割を担っているというふうにご認識しております。

そのため、多くの寄附食品を集め、子供たちへ円滑に寄附食品を届けること
ができるようにという思いから、また物価高騰を受けているという団体さんの
現場の声を踏まえまして、二月補正予算におきましてフードバンク活動団体へ
の支援金の予算をお願いしているところでございます。

また、フードバンク活動団体が県民の皆様幅広く知れ渡りますように、団体
の活動状況を県のホームページで紹介したり、フードバンク活用方法を事業者
へ周知するなどいたしまして、フードバンク活動団体の活動を後押ししてい
ります。

以上でございます。

○古賀和浩委員Ⅱ予算はありがとうございます。支援が必要な子育て世帯に対
しては、まず食材を集める役割、この入り口となっているフードバンク活動、

この活動がやっばり入り口ですので、ここが滞ることがあつてはならないと思っております。佐賀県はこれから、今後、この団体に対して常に聞き取りをさせていただいて、聞き取りをして常にタイムリーな支援を引き続きお願いしたいと思えます。

次に、その食材を子育て世帯や子供たちへつなげるための活動についてお伺いします。

県では、フードバンク活動を後押しするため、官民連携で「佐賀県食でつながるネットワーク協議会」を設立し、企業から寄附金を募り、必要なところへ食糧支援をしていただくためのネットワーク構築を進めていると聞いております。

そこで、「佐賀県食でつながるネットワーク協議会」とはどういうものなのでしょうか、お伺いします。

○大野くらしの安全安心課長Ⅱ「佐賀県食でつながるネットワーク協議会」ということにつきましてお答えいたします。

「佐賀県食でつながるネットワーク協議会」とは、企業などから寄附された食品を一元的に管理しまして、必要な方へ偏りなく配分することで食の有効活用を図るとともに、団体間の連携を深めることを目的に令和四年十月に設立されました。拠点は佐賀女子短期大学の中にございまして、教室を一部改修いたしました。食品の保管用倉庫を整備しております。構成団体はフードバンク活動や「こども食堂」を支援しているCSOなど十二団体で、県も参画しております。

協議会の設立の背景といたしまして、フードバンク活動や「こども食堂」を支援しているCSOがそれぞれ課題を持っていたということがございます。まず、フードバンク活動団体は、食品関連事業者などから大口の寄附がありましても、収納スペースの不足などによりまして受け入れられないという場合がござ

いました。

また、食品の提供を受けている「こども食堂」などからは、フードバンク活動を行っている団体間の連携が不十分なため、食品の量や内容に偏りがあるという声がございました。

こうした課題を解消するために、企業からの食品の受け入れ窓口となり、「こども食堂」等への支援先や支援食品の情報を一元化いたしました。食品の量、内容ともに偏りなく配分することを目指し、設立されたものでございます。以上でございます。

○古賀和浩委員ⅡCSOなど十二団体、フードバンクや「こども宅食」、「こどもの居場所」など、様々な団体が入っておられるんですね。

次に、協議会の活動状況について伺います。協議会の活動状況はどのような状況になっているのでしょうか、お伺いします。

○大野くらしの安全安心課長Ⅱ協議会の活動状況についてお答えいたします。

協議会は、県の補助を受けまして、拠点となる食品保管用倉庫の整備を行いますとともに、協議会の団体向けに食品衛生管理に関する研修会ですとか、講師を招いてのセミナーのほか、交流会を実施いたしまして、団体間の交流を深めております。

協議会の食品受け入れ量につきましては、令和五年度の受け入れ量は約十七トンとなっております。令和六年度は今年一月までで約十六トンというふうになっております。

寄附の内訳を見ますと、県内の食品事業者からの食品の提供のほか、県内市町の災害時用備蓄食品、それから県からの農作物などがございまして、それらは協議会を通じて必要な団体へ配布しております。受け取った「こども食堂」などからは感謝の手紙も頂いております。

以上でございます。

○古賀和浩委員Ⅱ先ほど、この協議会には県も入っているというふうに言われましたけど、県はこれまでどのような支援をしてきたのでしょうか、お伺いします。

○大野くらしの安全安心課長Ⅱ協議会への県の支援についてお答えいたします。協議会の食品の受け入れ能力を拡大させ、「こども食堂」や食支援が必要な方への提供量を増加させるために、環境整備、それから認知度向上、それから食品受け入れ増加の支援を行ってまいりました。

環境整備に関しては、倉庫や冷蔵庫の整備を支援し、食品受け入れ量の増加に伴い、不足している設備の整備を支援しております。

認知度向上に関しては、「フードバンク活用の手引き」を事業者に配布することにより活動への理解を深め、フードバンク活動団体や協議会への未利用食品の提供を促進しております。

食品の受け入れに関しては、県の農業試験研究センターのほか、上場宮農センター、農業大学校、果樹試験場からの農作物の提供のほか、イベント等でフードドライブを呼びかけております。また、市町等へ災害時用備蓄食品の提供を呼びかけまして、これらの集めた食品を協議会へ提供しているところがございます。

それから、寄附先の開拓といたしましては、佐賀県農業法人協会の会議に出向きまして、規格外の農産物の提供につきまして依頼するなどして食品受け入れ量の増加に努めております。

以上でございます。

○古賀和浩委員Ⅱ今後の取組についてお伺いします。

先ほど最初に言いましたように、やっぱり物価高騰とか、人手不足とか、そういうことが今、現状あっておりますので、今後の取組について、協議会の活

動を県としてはどのように後押ししていくのでしょうか、お伺いします。

○大野くらしの安全安心課長Ⅱ今後の取組についてお答えいたします。

さらに多くの寄附食品を集めることができますように、保管用倉庫の拡充に対する支援など、協議会の機能強化を図り、支援が必要な子供たちへ食が行き渡るようにしてまいりたいと思っております。また、協議会の活動を広く知ってもらうために、活動状況をSNSや広報誌などで広く県民に紹介するなどして活動を後押ししていきたいというふうに思っております。

協議会の活動に賛同する企業や団体、県民の方が増えまして、支援が必要な子供たちへの食支援の輪が広がっていきますように、協議会の活動を今後とも支援し、CSOとともに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○古賀和浩委員Ⅱやっぱり皆さんこういうことを分かっていらっしゃる方は、県民は結構分かっていらっしゃると思うんですけど、こういう団体が活動しているということを分かっていない。この団体の方が活動しているんだということ強く広めていくことが一番、県として役割じゃないかなというふうに思っておりますので、その辺り、力を入れていってもらうようによろしくお願ひします。

最後に、支援を必要としている子育て世帯や子供たちに食材や食べ物などを提供してもらっている「こども宅食」や「こどもの居場所」について質問をします。

まず、「こども宅食」について、「こども宅食」の活動はどのような状況なんでしょうか、お伺いします。

○末次こども家庭課長Ⅱ「こども宅食」の活動状況についてお答えいたします。委員から冒頭御紹介いただきましたが、「こども宅食」は生活に困窮する子育て世帯やひとり親家庭世帯を定期的に訪問し、食品や日用品を届けるとも

に、その家庭を見守り、公的支援につなげる活動です。

運営は、NPO法人やボランティア団体、社会福祉協議会など、様々な実施主体によって行われております。県が把握する「こども宅食」の活動団体は県内に十八団体あり、約六百世帯が利用されております。

必要な食品の調達については、寄附食品が減ったり、偏りがあると自費で購入されることもございますが、基本的には企業などからの寄附で賄われており、寄附食品の確保が不可欠となっております。また、民間の助成金を活用できることがございます。

以上、お答えいたします。

○古賀和浩委員⇨それでは、次の「こどもの居場所」について伺います。

「こどもの居場所」の活動とはどのような状況になっているのでしょうか。

○末次こども家庭課長⇨「こどもの居場所」の活動状況についてお答えいたします。

「こどもの居場所」は、地域の子供たちが信頼できる大人の見守りの中で安心して集える場所です。

具体的な活動としては、「こども食堂」など食事を提供する場や学習支援の場、遊びの場などがございます。

運営は、NPO法人やボランティア団体など、様々な実施主体によって行われております。県が把握し、月一回以上開催される「こどもの居場所」は県内に七十七カ所ございます。

食事を提供する居場所につきましては、一回で二十食程度提供されるケースが比較的多く、中には百食以上提供されるところもございます。

必要な食品の調達につきましては、「こども宅食」と同様に、基本的には寄附で賄われており、運営を持続するには寄附食品の確保が不可欠な状況となっております。

以上、お答えいたします。

○古賀和浩委員⇨「こども宅食」も、「こどもの居場所」の活動も両方も食品を確保するところが非常に重要なところというふうに思っております。

それでは、県はこれまでどのような支援をしてこられたのでしょうか、伺います。

○末次こども家庭課長⇨県の支援についてお答えいたします。

「こども宅食」や「こどもの居場所」の活動には寄附食品が必要であることから、県では「佐賀県食でつながるネットワーク協議会」の一員として、企業などから寄附食品を募り、「こども宅食」や「こどもの居場所」へ寄附食品を提供するフードバンク活動を後押ししてきました。

また、「こども宅食」や「こどもの居場所」と企業などの支援者等をつなぐマッチング支援に取り組み、その結果、活動を取り巻く支援の輪も広がってきたところがございます。

また、近年の物価高騰に伴い、「こども宅食」や「こどもの居場所」に対する物価高騰対応支援金の交付や、「こども宅食」や「こどもの居場所」を支援する子育て支援CSOが行う寄附食品の配送拠点づくりへの補助など、困難に直面する子育て世帯へ支援が行き届くように活動を後押ししてきたところでございます。

以上、お答えいたします。

○古賀和浩委員⇨様々な活動されて、それを県はしっかりとこれからもサポートしてもらいたいと思います。

私は、先ほども言いましたけど、それぞれの活動や佐賀県の支援など、支援を必要とする方々にこの活動を知らせることが一番重要かなというふうに思っております。

広報と言ってもなかなか難しいとは思いますが、今後は単に広報するだけで

はなく、学校や教育委員会、保育施設、また市町などで子供たちを見守っている団体とか、民生委員さんの組織など横のつながりが重要なというふうに思っております。

先ほどの問いの有的时候きに、児童福祉施設に伺ったと私言いました。その際に、全然知らなかったんですけど、今では事業化をされているとお聞きしましたが、その施設が食材を月一回宅配していたと、全然知らなかったんです。私は食材を配送しているということを知らなかったし、その数も結構な数でちよつと驚いたことであります。

やはり支援を必要とする家庭や子供たちがたくさんいて、それを把握するということが非常に難しいと、その把握をするということが一番大切なことというふうに思っております。

そのためには、先ほど言いました横の連携、それぞれが団体の活動をするだけじゃなくて、それぞれの情報をネットワークをつなげていって、一人でも欠けないような形で、支援の輪を広げていってもらいたいというふうに思っております。

最後に、今後の取組についてお伺いします。

今後、未来の佐賀県を担う子供たちを支えるために、「こども宅食」や「こどもの居場所」の活動を県としてどのように応援していくのでしょうか、お伺いします。

○末次こども家庭課長 今後の取組についてお答えいたします。

「こども宅食」や「こどもの居場所」を支援する子育て支援CSOからは、物価高騰の影響で生活に困窮する子育て世帯は、より手厚く支援物資を必要としている。支援を必要とする家庭が増えており、寄附で賄えないものは活動団体自らで購入せざるを得ないとの声を聞いております。

県は、これからも「食でつながるネットワーク協議会」と連携し、「こども

宅食」や「こどもの居場所」の活動を物資面でサポートしていくとともに、物価高騰対応支援金の交付や、子育て支援CSOと連携したきめ細やかな伴走支援など、活動される方々の思いに寄り添い、丁寧に支援に取り組んでまいりたいと考えております。

また、支援が必要な方々の中には、「こども宅食」や「こどもの居場所」の存在を御存じでない方や、困っていると声を上げるのが難しい方もいらっしゃると思います。「こども宅食」や「こどもの居場所」の活動をもっと広く知っていただけるように、住民に身近な市町や関係機関・団体と連携を密にし、広報の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

委員御指摘のように、自ら声を上げられずに困っておられる子育て世帯を見逃すことなく、必要な支援をしっかりと届けるためには、関係者の連携は大変重要と考えております。

県の関係部署や市町を通じ、また、県の「子どもの貧困対策検討委員会」や要保護児童対策協議会など、様々な機会を活用し、保育園、幼稚園や学校の関係者、民生委員などと連携を図ってまいります。

子供たちを思い、志を持って活動を行う地域の方々やCSOをはじめ、市町や関係機関・団体と一緒にあって、支援を必要とする子育て世帯を支えていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○古賀和浩委員 たくさんの方が関わっていただきながら、子供たちへの支援を継続できるように、支援の仕組みを二層充実させながら、佐賀県で暮らす子供たちが、誰もが健やかに育つことができる、人に優しい県であり続けてほしいと思っております。

執行部の皆様方には、各課の連携も強化していただいて、きめ細かい切れ目のない支援をお願いして、質問を終わりたいと思います。

○富田委員長「暫時休憩します。十三時十分をめぐりに委員会を再開いたします。

午後零時十分 休憩

午後一時十分 開議

○石丸副委員長Ⅱ委員会を再開します。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○古賀和浩委員Ⅱそれでは、午前中、質問を終わりますと言いましたけども、問二の質問を終わりますということで、次の問三から行きたいと思えます。

県立高校への志願者増に向けた取組について質問いたします。

県教育委員会では、県立高校の魅力を磨き上げ、志願者の増加を目指す「唯一無二の誇り高き学校づくり」に取り組みまれております。各県立学校では特色ある教育活動が行われております。

しかし、県立高校が魅力的な取組を行ったにもかかわらず、令和七年度の県立高校の全日制三十二校の一般選抜の志願倍率は平均で一・〇二倍です。今朝の報道、先日の入試の欠席者が五十人程度いらつしゃって、で、一・〇一とか言われていましたね。まだもう一回試験があるということでしたけど。

その三十二校のうち、倍率が一倍を切る高校は、何と十五校もあります。三十二のうち十五校が一倍を切る。少子化で子供たちの数は減っていますが、それだけが原因ではないと思えますし、県外の高校へ進学する生徒も一定程度いるということをお聞きしましたので、実際、中学校に行つて聞いてきました。

東部の中学校に行き、進学先の傾向をお聞きしましたところ、昨年も今年もかなりの数の子供たちが県外の高校へ進学、または進学予定とのことでした。この傾向はここ数年で特に顕著になってきたとのこと。実際、私は東部に住んでいるんですけど、福岡県の私立の高校は授業料無料というクラスとかが結構あります。現在、国では高校の授業料無償化の議論もされております。まずまず佐賀県ではこの県外の高校へ進学する傾向が顕著になるのではと危惧をしております。

現在、佐賀県では県内の中学生が県外の高校に進む生徒もいますが、県外か

ら中学生が県内の公立高校にも入ってくれています。

そこで、次の点について伺います。

県内外高校への進学状況についてです。

過去五年間における県内中学生の県外高校への進学状況及び県外中学生の県内高校への進学状況について伺います。

○笹谷教育振興課長Ⅱ県内外高校への進学状況についてお答えいたします。

県内中学校の県外高校への進学状況につきましては、令和二年度四百七十人、令和三年度四百四十二人、令和四年度四百五十七人、令和五年度四百四十一人、令和六年度四百六十七人となっております。

一方、県外中学生の県内高校への進学状況については、令和二年度四百三十七人、令和三年度三百九十五人、令和四年度四百九十五人、令和五年度五百一十一人、令和六年度五百二十六人となっております。

令和二年度と三年度は流出超過でございましたが、令和四度以降は流入超過となっております。

エリア別では、県の中部や北部が流入超過である一方、東部や西部は流出超過となっております。東部では令和六年度の流入が九十五人に対して流出が二百三十人となっております。

なお、先ほど委員からお話のありました高校の志願倍率で見ますと、東部地区の県立高校はほぼ一・〇倍を超えている状況でございます。

以上でございます。

○古賀和浩委員Ⅱやはり県境である東部地区、また、西部も転出超過というところで、県外への進学が多いということだと思えます。

ただ、先ほども言いましたように、今後はなお一層この傾向が強くなり、県外高校への進学者が増えるのではないかと思っております。私としては、より多くの県内中学生が県立高校を志願し、県立高校で学ぶことにより、将来的に

各県立高校では、中学生が高校へ進学する前に、国語の授業や部活動などを見学、体験し、高校生活を具体的にイメージしてもらえよう、体験入学を実施しております。

また、県立高校の教職員が中学校を訪問し、中学生や保護者向けに学校の取組を紹介することも行っております。

高校によっては、教職員による説明だけでなく、現役の高校生が学校で取り組んでいる活動のほか、授業の様子や学校の雰囲気など、実体験を交えながら中学生に伝えるなど、各高校工夫しながら生徒の募集活動に取り組んでいるところでございます。

さらに、高校生が小中学校を訪問し、高校で学んだことを児童生徒に教えたりにすることにも取り組んでおります。

例えば、鳥栖商業高校では、高校生が地元の小学生にプログラミングのやり方を丁寧に教え、一緒になってドローンを飛ばしたり、ゲーム制作を行うなど、小中学生が高校の学びや高校生をより身近に感じることに繋がっております。

以上でございます。

○古賀和浩委員Ⅱ様々な取組をしていただいているというところで、さらに磨きをかけていただきたいと思っております。

また、私は市町と連携してもよいのかなと思っております。そんな例もあるのであれば紹介して、それを県内各地に広めることも重要なことというふうに思っております。よって、市町との連携について伺います。

県教育委員会には、市町と連携して、県内の中学生が県立高校を志願するよな取組を考えてほしいと思っております。

県教育委員会では、市町と連携してどのようなことに取り組んでいくのでしょうか、お伺いいたします。

○笹谷教育振興課長Ⅱ市町との連携についてお答えいたします。

県教育委員会では、地域と協働しながら、探究的な学びや学校外での体験活動など、特色ある教育活動を行う唯一無二の学校づくりを進めております。

市町との連携については、例えば、牛津高校の地元小城市では、牛津高校の文化祭の開催に合わせて、地元のお祭り、小城市牛津産業まつりを開催されております。

祭りのステージイベントに牛津高校生が参加し、高校の文化祭には、中学生をはじめ、地域の方々が参加するなど、高校と地元が連携しながら地域全体を盛り上げる取組が行われております。

県教育委員会では、このような取組をほかの県立高校や市町に紹介し、地域から応援してもらえ学校となるよう引き続き地域と協働した活動を促していきたいと考えております。

以上でございます。

○古賀和浩委員Ⅱ牛津高校の産業まつりですか、すばらしいことですね。それを県内に本当にきちんと広めてもらって県内の中学生がこの高校に行きたいというふうなイメージをずっと持つてもらいたいですけど、なかなか現状はそういうふうな倍率の傾向があるというところが非常に難しいなというふう感じております。

私は、今の唯一無二の魅力ある学校づくりを行ってもらって、佐賀県内外の生徒を募集していらっしゃる方はすばらしいと思っております。周りの県の状況を見ても、佐賀県らしいきらりと光る取組で、県外からの生徒さんが来ていただくことは喜ばしいことだと思っております。

昨日もそのような取組を行っているところに視察をさせていただいて、本当に生徒さんにもお会いさせていただいて、高校にとっても本当によいことだなというふうにも感じました。

ただ、将来、佐賀のために働いてくれるかということを考えると、やっぱり

県内中学生が県内高校に進めることになお一層力を入れていかなければならぬと思っています。

今、本当に国会でいろいろ議論されていて、もう本当にここで今までのターニングポイントというか、ここが本当に力の入れどころかなというふうに感じています。

東部のほうはどんどんそういうふうには——私の小さい頃の話をする、もう数名しか福岡県の私立には行っていなくて、私の子供のときもそんなにまでは多くなかったんですけど、今は中学校の状況を見ると、もう最初から福岡県の私立に行くという子がもう大分おつて、そういう福岡県の私立のイメージがもう出来上がっちゃっているんですね。先輩が行っているからとかいうような話もあったりして、そういうイメージづくりというのが、非常に私立でやっぱりいろいろの学校に來られてそういうイメージづくりをされているんだと思うんですね。

だから、本当に頑張つていらっしゃると思います、今本当にここに力を入れていかないと、いよいよ県立高校というか、県内の高校が非常に難しくなってくるのではないかなというふうに思っています。

県内高校の魅力を県内の小中学生の生徒や保護者に伝え、県内で大きな流れをつくるのが重要で、そのためこれから検討される佐賀県教育施策実施計画のその流れを明確に記してもらつて、小・中・高の連携を深めることが重要だと考えております。

今、例えば、産業労働部、県内の高校から県内企業に就職するのを「プロジェクト65+」とかされていますし、政策部でも県立大学のところで、県内へ県内へというような流れをつくろうとされておられます。やはり小・中・高、県内企業という大きな流れを今こそ連携を深めてつくっていくことが、佐賀県のこれからの県立高校の行方を、今決める時期だというふうに思っています。

最後に、教育長に今後の考え方をお聞きしたいと思います。

今後の取組について、より多くの県内中学生が県内県立高校を志願し、県立高校で学ぶことにより、将来的に佐賀県を担う人材へと成長してほしいと思っております。教育長の思いを伺います。

○甲斐教育長 今後に向けた思いをということで御質問いただきました。

委員からは、唯一無二の学校づくり、佐賀県らしいきらりと光る取組とおっしゃっていただきました。

このように、私も県立高校では、地域とつながりながら生徒が主体的に学んでいくことを大事にしております、それぞれの地域でそれぞれの学校の特徴や強みを生かした学校づくりを進めております。

中でも高校の探究学習では、地域課題をテーマに設定して取り組むことが多くありまして、課題を解決しようと深く掘り下げて探究していく、そういうことを通しながら、生徒が自分たちの手で地域というのを変えることができるんだ、よりよくしていくことができるんだという、そういう自信にもつながっていくものと思っております。そのような高校生の姿が中学生や小学生にとって憧れになり、この高校で学びたいという、そういう気持ち、そこにつながっていくのではないかと考えています。

昨年末、十二月ですけれども、そうした学びをさらに充実するために、小学校、中学校や地域と協働した取組を発表するフォーラムというのを開催しました。例えば、高校生が小学校の放課後児童クラブで学習支援を行ったり、探究活動の一環で高校生が中学生に地域の現状と課題をプレゼンし、中学生と一緒に解決策を考えるなどといった取組を通して、小学生からも憧れのまなざしを受けたりですか、中学生に学びの楽しさ、奥深さを高校生の姿によって感じてもらう、そういったことにつながっている、そういった事例の発表がありました。

今後とも、このような日頃から、身近なところからの小・中・高連携も含め、県立高校の魅力の磨き上げや地域に根差した取組を進めていくことで、県内、県外問わず、より多くの中学生が志を持って県立高校で学び、そして将来、佐賀県を担う人材へと大きく成長してもらえるように力を尽くしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○下田委員⇨県民ネットワークの下田寛でございます。今回は二問、質問をさせていただきますかと思っております。

まずは、少人数学級の取組について質問をさせていただきます。

さて、今議会、「佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例(案)」と、それとあと、中学校一年生に少人数学級を導入するための当初予算案が提案されております。

児童生徒の多様化が学校に求められているものというのは、もう皆様御承知のとおり、大変複雑化していて、学校現場の皆さんは大変苦労されている、そういう状況の中で、県内二十の市町がありますので、自治体によって様々な差はあると思いますが、現場からは教員が足りないというような声を、私は多分東部地域にいるから、そういう声が聞こえやすいのかもしれませんが、慢性的な教員不足に悩んでいる声を聞きます。

今回の条例を踏まえると、教職員の定数が増えること、また時代の流れの中で少人数学級が導入されていくこと、これはいいことなのかもしれません。ただ、これらが教員の人材不足に拍車をかけること、ひいては生徒の教育効果にも影響を及ぼすのではないかと、そのようなことを懸念しております。

県教育委員会は、様々な取組の中で、教育環境の改善を図っていただいておりますが、学校現場の教職員、現場の人たちが活力を持って児童生徒に接していただきたいですし、何よりも子供たち、児童生徒にとって適した教育環

境となるように取り組んでいただきたいというふうに思っています。

そこで、次の点についてお伺いをしていきます。

まず、「佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例(案)」についてです。

まず、教職員の配置の考え方についてです。

そもそも各学校の教職員はどのような考えで配置されているのかお尋ねいたします。

○岡教職員課長⇨教職員の配置の考え方についてお答えします。

各学校の教職員は、学級数に応じた基礎定数、それから教育上の特別の配慮等の目的による加配定数、この二つを合計したものが各学校に配置されるということとなります。

基礎定数は、法に基づき学級数に応じたものとなりますので、あらかじめ算定しておくことができますが、加配定数は国の予算措置での配当となりますことから、その数を前もってあらかじめ見込むことは難しいところがございます。また、加配定数の配分については、各学校の状況、在籍する児童生徒の状況等によって加配定数を配分することとなります。

それから、教職員の採用する数、採用数でございますけれども、基礎定数と加配定数を基に計画を立てて決定しておりますが、その加配定数の数を見込むことが困難であるため、どうしても採用数と実際配置すべき数に差が生じる箇所がございます。

基礎定数については、正規の教職員を配置していますが、加配定数については国の予算措置状況や各学校の状況によるため、一部臨時的任用の講師を配置することとなります。

以上、考え方でございます。

○下田委員⇨ありがとうございました。

一般的な考え方といえますか、そこをお伝えいただいたと思います。なので、採用数に関しては、計画は事前にするけれども、加配の見込み等がまだ分からないところがあるので、困難なことがあるというようなお話でした。こういったところが教員不足の要因の一つでもあるのだろうという、計画と現実の難しいところなんだろうというふうに理解をします。

では、次に今回の一部改正条例案についてお尋ねをします。

今議会に提案している条例の概要がまずどういったものなのか、御説明をお願いしたいと思います。

○岡教職員課長Ⅱ今回の一部改正条例案についてお答えします。

今議会に提案している教職員の定数条例の一部改正案の概要は、県立学校で八人、市町立学校で百三十九人の定数の増に対応するものでございます。

この改正条例案を提案したのは、特別支援学校及び特別支援学級の学級増に伴い教職員の定数を増やす必要が生じたためでございます。

以上でございます。

○下田委員Ⅱ特別支援のクラス増というのが原因だということであつたんですけど、今、条例案、私たちが配ってもらっていますけれども、県立学校の職員が八人、あとは市町立学校県費負担教職員の定数が百三十九人増えるということですね。ここが何で増えるのか、増えるのが何でなのかということをお伺いしたいと思います。

○岡教職員課長Ⅱ定数増の理由についてお答えいたします。

まず、この条例定数について説明をさせていただきます。

そもそも条例定数は例年一月十日時点において、次年度に必要な見込まれる最大の数ということでございます。その条例定数が増加した要因は様々ございますけれども、主な要因としては、今回、市町立学校の特別支援学級が前年比で約七十学級の増加となることを一月十日の時点で見込んでいるということが

挙げられます。

ただし、起算日の一月十日から次年度当初までに児童生徒数の変動に伴う学級数の変動がございます。また、要求した加配定数に対する国の配当数の相違もございます。こういったことよって条例定数と実際の教員配置数には差が生じるところでございます。

令和六年度、今年度の状況でいいますと、市町立学校の条例定数は六千四百五人でしたが、実際の今年度の教職員配置数は五千八百九人であり、二百三十六人の差が生じていたところでございます。したがって、次年度四月スタートに向けて、市町立学校で実際どれくらいの数の教員の配置が必要になるのか、まだはつきりと分らないところはございますが、今年度末の退職予定の数を見込みながら今年度、採用試験を実施し、また講師を募集し、今現在、四月に向けて県内の学校で不足が生じないよう取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○下田委員Ⅱすみません、ありがとうございます。要は今年も六千四十五人、条例定数ですが、実際には五千八百九人で二百三十六人の差があつたということ、ここは実際、四月にならないと分からないということですね、状況については分かりました。

では、ちよつと次に行きたいと思いますが、少人数学級の取組についてなんですけれども、来年度当初予算の主要事項で職員給与費、中学校一、二年生における少人数学級等の実現、これが予算要求されております。

まず、少人数学級について、次の点についてお伺いしたいと思います。

まず、そもそもですが、少人数学級に取り組む目的についてお尋ねをしたいと思います。

○岡教職員課長Ⅱ少人数学級の目的についてお答えします。

近年、学校における授業のスタイルは、一斉型の講義形式から児童生徒一人一人が個別の課題を解決する学びや、ペアやグループ学習を多く取り入れた対話的な学びに変わってきております。児童生徒に寄り添い、多様な学びをサポートする教育環境を整備することを目的としまして、少人数学級に取り組んでいるところでございます。

また、県では、国に先駆けて小学校での少人数学級の導入に取り組んできており、全ての小学校で少人数学級と本県ではなっております。現小学校六年生が中学校一年生となる来年度においても、中学に入学した生徒たちが引き続き同じ学級環境となるよう、国に先駆けて実施をするものでございます。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。議案等の説明でも、毎年、少人数学級、国に前倒しして出ている案件でもありますので、いろいろと聞かせてはいただいております。先進的な取組というふうにも捉えていますけれども、もともと私、これは今回、少人数学級、時代の流れもあって、こういうふうに進んでいくものだというふうにも思っています。

次に、対象校について二番目お伺いしたいんですが、中学校一年生に少人数学級が来年度導入されるわけですが、実際これは何校あるのか。また、どういう地域が対象になっていくのかについてお尋ねをいたします。

○岡教職員課長Ⅱ対象校についてお答えします。

予算要求上は中学校一年生で二十二校に導入予定ですが、転入または転出により来年度当初まで生徒数は変動するため、二十二校というのは見込みの数でございます。

また、基本的には生徒数が多い中学校が少人数学級の配当の対象になりやすいですが、地域についてはどの地域が多いという傾向はございません。

以上でございます。

○下田委員Ⅱ分かりました。考え方としては生徒数の多いところが見込みとなるけれども、まだ分からないというような答えだというふうには認識します。分かりました、まだこれからですね。一応そういった予定で取り組んでいくというお答えだったと思います。

では、この取組に関しての学校現場の声についてですが、私、冒頭申し上げましたけれども、学校の先生たちからは教員が不足していると。これは悩みよりも悲痛の声と言ったほうが正しいかなと思います。それで、この点についてお伺いしたいと思うんですが、まず教員不足の状況についてであります。

まず、教員不足の状況というのが現在どうなっているのかをお尋ねいたします。

○岡教職員課長Ⅱ教員不足の状況についてお答えします。

教員不足の状況については、毎年五月一日時点で整理をしているため、昨年、令和六年五月一日時点の状況をお答えさせていただきます。

県内の公立小中学校では四十五人が未配置となりました。条例定数が年々増加している中ではありますが、教員の確保に積極的に取り組んでおり、状況は改善してきているところはございます。

以上でございます。

○下田委員Ⅱ小中で四十五人足りないというような状況をいただきました。

年々改善はしてきているというふうなお話と、あと聞いたところでは、やっぱり九州圏内で佐賀県は教員不足、充足率が高いほうだというふうにも、最も高かったですね。最もではないですね。高いほうだとも聞いていて、そのことに関して言えば、県の教育委員会さんがとても頑張っていて、その辺、現場を何とかしようということで取り組んでいただいていることだというふうには認識をしています。

ただ、やっぱり足りない現状の中で、どうしたらいいのかと思ってしまう現場の

皆さん、悲痛な声を私自身も聞くわけで、じゃ、ここをどう改善していったらいいのか。国の流れもあって、このやり方は進んでいるというのは分かります。ただ、やっぱり先生が足りないから無理やり——無理やりと言ったら変ですけど、先生が足りないからこそ、誰かが一生懸命何かの仕事を掛け持ちしながら何とかして学校を運営していく、そういった状況もあるのではないかと、ふうな話も聞きます。

それで、少人数学級との関係についてというのでお伺いしたいんですが、あえて今の時代と逆行したようなことを質問したいと思うんですけども、少人数学級に取り組むことで教員不足の状況が悪化するのであれば、また悪化するのではないかとも思っています。またこの四十人学級であっても経験豊富な先生を学級に配置したほうが少人数学級を導入するよりも生徒にとってはよい教育効果があるのではないかとも思うのですが、こういった考え方についていかがでしょうか。

○岡教職員課長 少人数学級との関係についてお答えします。

教職員採用計画に基づきまして正規教員を確保してきておりますので、少人数学級の導入を原因とした教員不足というのは生じません。生徒一人一人の課題解決や対話を重視する学校の授業スタイルに適していることから、県では少人数学級を推進しているところでございます。

なお、教員の年齢構成に伴いまして、二十歳代から三十歳代の若手教員の割合が増えてきているところがございます。そのことから、若手教員と中堅、ベテランの教員がチームを組んで学校運営等を担うチーム担任制を、来年度は複数校でモデル的に導入することとしております。チーム担任制を導入することで、教員同士が連携、補完をすること、コミュニケーションが図りやすくなること等により、若手教員の指導力向上が見込まれ、学校全体の組織力強化が期待できるというふうに考えております。

以上でございます。

○下田委員 〓にかく今の現状の中で、この時代の流れの中で様々な取組を試してきたいと、いくというようなお話だったと思います。

今、チーム担任制の話がありました。例えば、私立であれば、何かもっと先に行ったことを試験的にどうか、導入してやっているところもあるというふうにも聞いていますので、柔軟に学校の体制というのもこれから変わっていくんだろうなというふうにも思います。

今後の取組についてというところなんです。少人数学級を起因として教員不足というのはないと今言われましたが、数として現に先生は足りていないわけですね。ここが原因であって、児童生徒にとって適した教育環境をつくっていくためにも教員不足をどうやって解決していくのか、解消していくのかというのは物すごく大事なことだと思っています。

それで、教員不足の解消に向けた具体的な対策というのが何か考えられないのかというので、全国の事例等を調べてみました。全国も、佐賀県もかなりいろいろやっていただいているというのは議案等でも拝見しております。

例えば、試験の前倒しとか、あとはいわゆるペーパーティーチャーといいますが、免許だけを持っていて、教壇に就いていない人たちに教壇にいかにも立ちまわらうかということとか、積極的にやっていることとか、臨時免許とか特別免許とかを発行するというようなこともやっているというふうにも聞いています。

他の自治体でも、例えば、沖縄県ですが、臨時免許を発行して学生さんに教壇に立つてもらおうと。一時期、特別免許を出して、文科省からそれはやり過ぎだということで臨時免許に変えてやったというような話があって、沖縄県もやはり教員不足を何とか穴埋めしたいという、その思いでそういったことをされていらっしやるんだと思います。

これから学生たちには、特に教員を目指す学生たちには教員になっていただきたい。そういう点では、この臨時免許発行とかというのは効果的だと思うんですけども、例えば、T TとかT Aとかで積極的に学校教育に関わっていただくとか、なかなか難しい教員不足、今、ずっと答弁いただいた中で、どうしても計画と、実際の三月、四月にならないと分からない部分があつて、そこで教員が不足してしまう現状があるのだなということが分かりました。ただ、そこをいかに埋めていくのかということももう一歩進んだところで解消策、打開策というものが取れないものか、その可能性も含めてどういった具体策があるのかという点についてお尋ねをしたいと思います。

○岡教職員課長 具体的な対策についてお答えします。

二十歳代、三十歳代の若手教育が増えております。その中で、産前産後休暇、また、育児休業を取得する教員の数が非常に増えております。今年度までは育児休業の代替教員は臨時的任用職員である講師で対応してきていますが、来年度からは育児休業の代替教員に正規教員を充てる場合も、必要な人件費を国が予算措置することとなり、計画的に今後、正規教員を採用していきたいというふうに考えているところがあります。

そのほかには、定年引き上げが実施されている中で正規の教員を続けていただく方の確保、また、退職後も再任用として教員の仕事を続けていただく方の確保を行っているところです。また、より多様な人材を確保するための教員採用試験の選考方法等の改善を図ってきているところでございます。

また、委員御指摘のとおり、これまで教員ではなかった方に向けて、ペーパーティーチャー研修講座、これを開催したり、また、教員ではなかった方でも能力、専門性の高さが確認できる場合には特別免許状を発行するなど、そういう取組を引き続き取り組んでいきました、人材の確保、不足している部分の解消を図っていききたいというふうに考えています。

以上でございます。

○下田委員 〓とにかく今いろいろな策をやっている中で、そこを全力で取り組んでまいりますという趣旨の答弁というふうに受け止めさせていただきます。

今後の方針についてというところで最後お尋ねしたいと思うんですけども、趣旨は分かりました。とにかく県教委の皆さん方も、教員不足に向けて何とか取り組んでいらつしやると。でも、どうしても教員不足が生じてしまうと。しかも、慢性的にどうしても何名かは出てしまうというような話であつて、ただ、私は初め、悩みというよりか、悲痛な声が聞こえると、嘆きの声が聞こえてくるといふのも、あえてどことは言いませんけれども、佐賀県内のある自治体で話をしていると、あと一年で定年を迎えられる方が教頭先生をしながら担任を持つていたとか、この状況を何とかしてくれないかねというような相談を受けたりするんですよ。そういう話を聞くと、これって回り回っては子供たちに影響がいきますから、何とかしていただきたいというのが切なる願いでもあつて、何か打開策がないのかということ、私自身もいろいろ調べてみたところでもありました。

そういう思いも含めてですけども、最後の質問です。

今後の取組についてですが、教員不足の解消に向けて、今後どのような方針で取り組んでいかれるのかをお尋ねいたします。

○岡教職員課長 〓今後の取組方針についてお答えします。

学校教育に関しては、国や各自治体等において様々な検討や随時の見直しが行われております。その動向を注視しつつ、活用できる制度や参考になる取組については、できることから積極的に取り入れていきたいというふうに考えております。

また、現在、学校現場で六十歳を超えてからも教員として勤めていただいている方々からは、再任用や講師として引き続き佐賀の教育を支えていきたいと

いう温かい言葉を数多くいただいているところもございます。このことを大変ありがたく思っています。長年培った教員としてのノウハウを若手の教員と一緒に働きながら、しっかりと伝授していただきたいと思っております。将来の佐賀を担う児童生徒にとって何がよいのかという視点を常に意識して人材の確保に努めるとともに、教育環境の充実に向けて尽力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。ぜひともさらなる教員不足の解消に向けた取組を進めていただきますようお願い申し上げます。質問を終わらせていただきます。

では次に、不登校対策についてお尋ねをしていきたいと思っております。

この質問は、一般質問を含め、委員会でも何度も何度も取り上げられている関心の非常に高いテーマであると思っております。今、世の中もどんどん変わってきていて、不登校は以前は問題行動でしたけれども、問題行動ではないと、学校の中ではそういう定義になって、ただし、やっぱり学校に行かない子供がそばにいますと、保護者を含め、うちの子は何で学校に行かないんだろうと思ひ悩み、そして、もしその子が外に出ようものなら、おまえは何で学校に行っていないんだと善意ある大人たちが指摘をして、優しく声をかけてくれる。また、それが苦しかったりもして、じゃ、その子は一体どうすればいいんだというようなどころでぐるぐる悩んでいる。大人も含めてかなり多いなど、私も相談を受けたりしますので、いらっしやるなというふうに思っています。

今回も不登校対策総合推進事業費、一億六千四十五万三千円が出されています。これは前年比で一千七百五万六千円も増えているわけなんですよね。今回、一般質問でも数字が出ておりました不登校の子供たちというのは、合計で小中合わせて百七十人、去年よりも増えていると。これは悩ましくて、以前も

一般質問で言ったことがあるんですけども、不登校対策費を増やせば増やすほど不登校の子たちが増えていくんですよ。だから、これはもしかすると根本的に何か考え方が違うんじゃないかということのようなことを私言わせてもらったこともあるんですけども、この状況をどう打開していくのか。

今、この不登校対策費といいますか、これは不登校の子の人数ではなくて、不登校になった子供に対してどれだけアプローチができていくのかというのが指標だというふうにも聞いていて、確かにそういう視点で物事を見ていかないといけないなとも思っています。やっぱり世間も含めて、どうやって不登校の認識を醸成して変化していくのかということが今こそ求められている。語弊を恐れずに言えば、さっきも言いましたけど、このまま不登校の子が増えていいたら、学校から子供がいなくなるんじゃないですかということも前も一般質問で言ったことがあると思うんですけども、やっぱり子供たちは純粋ですから、僕らよりも敏感ですから、何か違う、ちょっと休みたいという、無意識を言葉にできないわけですよ。僕らの時代というのは学校に行くのが当たり前で、おまえ、何で学校に行っていないんだと、ぼこつとやられていた時代です。それから今とは全然違うわけで、そういった時代の中で学校の在り方そのものも不登校を通して見詰め直す過渡期に、これは佐賀県だけじゃなくて、国自身も見直していくべきものなんだろうなというふうな思っって今回質問させていただきます。

ただ、やっぱりあまり話をヒアリングの段階で、質問聴取の段階でしていると、学校からどんどんはみ出ていっちゃって、県民協働のほうにどんどん寄っていっちゃったりしてしまいましたので、学校のほうに寄せて今回質問させていただきますかと思っております。

不登校の理由というのは一人一人異なっていて、また、様々な要因が関係している複雑なケースも多いというふうにも思います。不登校であることは必ずしも

悪いことではなくて、一人一人に応じた支援を行うことが必要であるというふうにも思っています。

不登校児童生徒の中には、学校が面白ければ登校する子供もいると思います。学校だけではできないことに限界があつて、地域と社会との連携が必要であると考えています。また、例えば、さつきも言いましたが、子供が平日の昼間に外出していると、おまえ、学校に行っていないのかというふうな目で見られることもあつて、世の中では依然として子供は学校に行かなければならないというふうな認識も根強いと思います。現に憲法でも全ての国民は、保護する子供たちに普通教育を受けさせる義務を負うというふうに書いていますので、普通教育を受けさせないといけないというのは分かるんですけども、今はいわゆる本当に時代の過渡期で、いわゆる個別最適化というのをどこまで追求できるのかなというようなことが時代の担いといえますか、時代が問いかけられているようにも思っています。

私としては、社会全体が不登校児童生徒を優しく見守る環境になつてほしいですし、そういう社会に変えていくことが今求められていると思つています。

冒頭申し上げましたが、これは本県だけの問題じゃなくて、国、根本から変えていかないといけないと思つていますし、今のいわゆる学校制度というのは明治時代にできたんですからね、そのまま残っているわけなので、これもやっぱり見直して時代に合った柔軟な制度に変えていくということも必要なんじゃないかなと思つています。これは国の話なので、今県としてできることは何なのかという視点でお話をさせていただきたいと思つています。

では問一ですが、不登校に対する認識及び対策についてです。

不登校に対して県教育委員会は、まず、どのように認識をしているのか。また、今議会の議案に不登校対策総合推進事業に関する予算案が含まれています。その事業内容がどういったものなのかをお尋ねいたします。

○池田生徒支援室長 Ⅱまず、不登校に対する認識についてお答えいたします。不登校の要因やきっかけは様々でございます。取り巻く環境によつてはどの児童生徒にも起こり得るものと認識しております。

また、不登校の期間がその児童生徒にとつて休養や自分を見詰め直すなどの積極的な意味を持つこともあると思つております。

こうしたことから、学校復帰という結果のみを目指すのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すことが必要と考えております。

次に、不登校対策総合推進事業についてお答えいたします。

不登校の状況につきましては、家から出ることができないという状況から、登校はできるけれども、教室に入れない状況まで、様々であります。こうしたことから、不登校対策総合推進事業において児童生徒一人一人の状況に応じた段階的な支援を行っているところでございます。

不登校対策総合推進事業は、複数の事業で構成されておりまして、例えば、登校はできるが、教室には入られない状況に対しては、校内に設置する教室とは別の別室に学校生活支援員を配置する市町に補助を行います。「別室における学校生活支援事業」、学校外の施設には通えるという状況に対しましては、学校外の施設である県の教育支援センター「しいの木」の運営を行う教育支援センター事業や、市町が設置する教育支援センターへの支援・援助を行います。教育支援センター機能強化事業、このほか、家から出ることができない状況に対しては、訪問支援のノウハウを持つ民間団体と協働し、自宅訪問による学習支援やカウンセリングを実施する「訪問支援による社会的自立サポート事業」などを行っているところでございます。

これらのほかにも、県内の教育支援センターやフリースクール、不登校の親の会等の情報を掲載した保護者向けのガイドブックを作成し、不登校児童生徒

の保護者が必要な情報を得られるよう、支援の充実に努めているところでもあります。

こうしたこれまでの取組に加えまして、令和七年度からは児童生徒がいつでも気軽に相談できる環境づくりや一人一人に寄り添った支援を行うため、教育相談体制強化事業に取り組むこととしております。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。今回の議案の説明等を詳細にしていたいただきます。

(二) なんですけれども、不登校児童生徒の居場所についてということ、今の予算案の内容に関しても様々な居場所が出てきておりました。これは学校と学校外も含めて様々な居場所があるのかなというふうに思っておりますが、まず、不登校児童生徒たちはどのような場所で過ごしているのかという点についてお尋ねをしたいと思います。

○池田生徒支援室長Ⅱ不登校児童生徒の居場所についてお答えいたします。

不登校児童生徒が学校に登校できる状況であれば、教室に入れないという状況であれば、先ほども申し上げたとおり、別室等の教室以外の場所で学習したり、休養を取ったりしております。

また、学校以外の場所としては様々でございます。例えば、県や市町が設置する教育支援センターでは、自分がやりたいことを自分のペースで取り組むことができるようにしております。それぞれが学習や読書などを行ったり、集団で交流する体験活動なども行ったりしております。

そのほか民間のフリースクールを利用している児童生徒もいます。フリースクールにおいても不登校児童生徒に対し、教育相談や学習支援、体験活動等が行われておりますが、運営方針や施設での児童生徒の過ごし方は様々でございます。

また、自宅から出ることができない場合においても、訪問支援によるカウンセリングや学習支援を受ける児童生徒もいれば、家庭訪問等を行っても会うことができないというような児童生徒もおります。

不登校児童生徒の状況は必ずしも一定ではなくて、個々の状況やその時々々の状況に応じて、学校に登校したり、教育支援センター等の施設や訪問支援を利用したりしております。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。今説明いただきました。

(三) に入りたいと思うんですけど、今答弁もいただいたフリースクールですね。フリースクールといっても、これも定義が非常に幅広くて、文科省が認定しているというか、文科省が認めるフリースクールというのが要は学校の出席要件として認められているフリースクールと、あとは民間が全く別でフリースクールと名乗っている場所と、大きく二つあるのかなというふうにも思います。

ただ、こういったフリースクールに関して、今、生徒支援室長がお答えいただいたので、出席要件に入るフリースクールのことをお話しし、ほかもいただきましたけど、出席要件として認められるフリースクールについてという枠内の話でいたいと思うんですが、県内でもフリースクールが一定の役割を果たしているとも思いますが、運営が大変だというお話も実際様々聞きます。

行政としてもこういった現状の中でフリースクールの支援についてもそろそろ検討していくべき時期に来ているのではないかと思うのですが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

○池田生徒支援室長Ⅱフリースクールについてお答えいたします。

フリースクールにつきましては、学校以外の多様な学びの場や居場所の一つでございます。通所している児童生徒や保護者にとっては大切な存在になっ

していると認識しております。フリースクールには明確な定義がなく、施設の運営や児童生徒の過ごし方も先ほど申し上げたとおり様々でございます。そうした自由さが長所であるとも捉えております。

教育委員会では、フリースクールを含む不登校の関係者が意見交換や協議を行う場を設けておりまして、そこで県の不登校対策についての情報提供等を行っているところでございます。

不登校児童生徒が将来的に社会的自立を果たすためには、学校とフリースクールがしっかり協力することが望ましいと考えておりまして、引き続きフリースクール関係者から御意見を伺うなどしながら、フリースクールとの、まずは連携強化に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○下田委員 Ⅱまずは連携強化にということ、ぜひそこは深めていって、子供たちにとっていい居場所として、これから多分もっと増えていく可能性も十分ありますので、ぜひ意見交換等をしていただきたいと思えます。

では次に、県立図書館の活用についてというところなんですけれど、これは鎌倉市の中央図書館がニュースになっていて、学校がづらい子供に対して、つらい子は図書館にいらっしやいということやSNSで呼びかけをしております。これが結構反響があつていまして、すばらしいことだなというふうに思っています。そういう民間でも自由にちよつと落ち着いていれるような場所、ちよつと外に出たいなといったときに、例えば、鎌倉のこういう場所であればもしかしたらこの子不登校かもねといったときに、善意ある大人の嫌な懷疑、あんた何で学校行っていないのかあるじゃないですか。本当僕も相談もらつていてつらいのが、中三の子、高三の子、「行かないと入試に響くから意地でも行かせない」と、善意あるお母さん友達から言われて、無理やり連れていかせようとして、ますます子供が殻に閉じこもっちゃうとか、そういうのがあ

るわけですよ。なので、そういったところに関して、僕はもう学校の中だけじゃなくて、世間一般に不登校というところをもっと分かってもらおう話というのももつとしていくべきだと思うんです。それに、学校とか、そういう教育機関以外のこういった図書館の場所とかでも、おいでおいでと、ここではゆつくりしておいていいからねというような場所が一つあれば、また見守る環境というのが違ってくるのかなというふうにも思っております。

そういった点で、例えばですけれども、この県立図書館を子供の居場所として活用できないものなのかというふうに思いますが、こちらについて御答弁をお願いします。

○平野まなび課長 Ⅱ県立図書館の活用についてお答えします。

県立図書館は、公共図書館として、利用者の年齢、職業を選ばず、誰でも利用できる開かれた公的施設であります。様々な本に出合える学びの場として日々多くの県民の方々に利用いただいております。

また、新刊児童書の全点購入や司書に本の相談ができるレファレンスサービスなど、利用者の方々に多様な本に触れていただけるよう努めているところで

す。
令和四年八月には、図書館の中に「さがすたいる」の思いを取り入れた「みんなの森」を開設しました。障害のある人もない人も、高齢の方や子育て中の方なども誰もが自然体で心地よく読書ができる専用ルームとなっております。

「みんなの森」は、談話や飲食をしながら本を読んだり自由に過ごせる空間となっておりまして、大活字本やさわる絵本、オーディオブックなど、あと、気持ちを落ち着けるためのカムダウンコーナーなども備えております。司書も常駐しており、読みたい本やお薦めの本などについて気軽に相談することもできます。

これまで周りに気兼ねして利用をちゅうちよされていた方々も、自然体で読

書を楽しめる空間となっております。

「みんなの森」を利用したお子さんからは、学校の社会科見学で来て、居心地がよかったのでまた来ましたなどといった声を聞いております。

様々な要因により学校に行きづらい児童生徒の皆さんにも、自宅、学校とは別の安心できる心地よい居場所の一つとして県立図書館を利用していただければと思います。

読書は、精神的な癒やしや人生の困難を乗り越えるためのヒントや勇気を与えてくれると言われております。図書館で出会った本が、読む人それぞれの可能性を広げるきっかけとなることを願っております。

今後も、児童生徒の皆さんも含め、多くの県民の方に県立図書館を活用していただけるよう、チラシ等の紙の媒体による周知活動と併せて、SNSを効果的に活用し、より広くPRをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。要は、県立図書館に関しては、この不登校の子とか学校がづらい子供に対して、ぜひ県立図書館においてという形で、SNSとかビラ等で呼びかけをしていただけたらということですね。

○平野まなび課長Ⅱぜひそういったお子さんたちも来ていただきたいと思っております。呼びかけ自体はどんな方でもという広くではございますが、夏休み期間中とか、そういった時期も含めてPRをしていきたいと思っております。○下田委員Ⅱありがとうございます。さすが「さがすたいる」佐賀県だなというふうにも思います。

ただ、あまりそういった呼びかけをしているところというのは、あんまり聞かない、僕は鎌倉市しか知らないなので、やっているかどうかは分からないですけれども、ぜひともそういった形でいろんなところにそういった居場所を増やしていくという取組、ぜひ進めていただきたいと思います。よろしくお願

します。

では次に五番の、地域や社会における不登校児童生徒を見守る環境についてというのをお尋ねしたいと思えます。

今も言ったとおり、教育については、学校の中だけじゃなくて、地域や社会との関わりもますます重要になってくると考えています。

ちょっと不登校を離れますけど、昨日邪魔した「ありこや」さんとかも、そのすばらしい例だなとも思っています。コーディネート、アテンドしていただいた地域・魅力化プラットフォームの方も、現に社会教育士という資格を取られて、そういった学校と生徒と地域と、とにかくまとめ上げていうか、つながらせて、そういった地域の魅力アップ、学校の魅力アップ等をしていただいています。

やっぱり地域社会において、この不登校においても、私は同じようなことが言えると思っております。教育はもちろん、不登校の担当は教育になりますので、教育委員会が中心になるものだと思いますけれども、先ほどの図書館の例も含めて、佐賀県の「さがすたいる」というような視点も含めて、学校だけではなく、民間の皆さん、部局を超えた中で、こういった雰囲気優しく見守る環境をつくっていくことというのは、とにかくこれから必要になってくることだと思っております。

文科省の中でも最近、これもちょっと不登校とは別になるかもしれませんが、れども、さっきの「ありこや」さんの話で、社会教育士、地域とますます関係を持つていきたいと思います。三月十八日にも探究プレゼン大会とかありますけれども、間違いありません。三月十八日にも探究プレゼン大会とかありますけれども、これからの地域の魅力アップ、学校の魅力アップを図る中で、地域との課題解決というののもう必須のものになっていきます。となると、やっぱり学校の先生が教員免許だけではなくて、地域の中でこの社会教育という視点で、地域資源

とどうやってつながり合って生徒たちの成長につなげていくのかという視点は持たざるを得ないものになってくると思います。こういった点では、不登校に關しても、学校とその関係機関だけじゃなくて、図書館を含めてさらに幅広いネットワークを一人一人の教員の先生も持つていくこと、これはもう社会指導主事というレベルではなくて、社会教育士というような視点で地域の中で視点を持つていく人が必要になってくるというふうにも思っています。

そういった点において、地域や社会において、不登校児童生徒を理解して暖かく見守る環境を整えることが必要だと思っていますが、教育委員会のお考えをお尋ねしたいと思います。

○池田生徒支援室長 地域や社会における不登校児童生徒を見守る環境についてお答えいたします。

社会や地域の中で不登校に対する理解が進むことや不登校児童生徒の居場所として、図書館等の選択肢が増えることは、不登校児童生徒や、その保護者にとってもよいことであると思っております。

県教育委員会としては、不登校に関する考え方については、これまで教育機会確保法の周知や保護者向けのガイドブックの配布等を行いまして、学校関係者や保護者等に伝えてきたところでございます。

また、県教育委員会と佐賀県PTA連合会との連携・協力会議において、不登校をテーマに意見交換を行ったり、佐賀県PTA新聞で不登校を特集していただいたりしております。

こうしたことにより、地域や社会の不登校に対する理解が進んで、不登校児童生徒を見守る環境が整うことにつながればと考えております。

以上でございます。

○下田委員 Ⅱぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

では最後に、不登校についての教育長の思いについてお尋ねをしたいと思

ます。

今回の質問を通してではあるんですけども、近年、教育長から誰もが安心して学べる「さがすたいるスクール」を推進するというような、新しい文言が議会でもどんどん出てくるようになってきています。関係機関とも様々な連携を図って誰もが安心して学べるような「さがすたいるスクール」というような一言で集約すれば、そういった形になるのだと思います。この言葉というのは、部局をまたいで、県民協働課推進で今全体にまさに広がるようになっているような言葉の一つなんだと思っています。

私も冒頭から申し上げているとおり、今まで僕らの時代で常識だったものが今どんどん変わってきている世の中ですから、そこに足を引張られないようにして、特に若い子たちの視点から見たら今の世の中がどう映っているのか、終身雇用も年功序列も今なくなっている時代ですので、その常識の中で生きてきた僕らの世代が、わあつと言ったとしても、いやいや、あんたたちはそうやったかもしれないけど、俺たちは違うんだよというところがまず根っこにありますし、不登校の、小学校とか中学校とかの特別授業といいますが、僕もそういうのに参加したことあるんですけども、そのときに、なぜか不登校の子が来るということがまあまああると思います。実際にこの前も高校でも、不登校の子がわさつと来たりして、なぜ来ているんだ。結局後々話すと、おもしろいから来ているんだ。一言で言えばそれだと思えます。その子の魂に触れるから多分来たんだと思うんです。ふだんは行かないけれども、これやったら行きたいから多分行くんだと思うんですね。

なので、教育をする環境ということを考えて、学校が最適だと思うんですけども、今その瞬間、その子の魂に合っているかという、多分合わないからそこでずれが生じて、子供たちはそれをなかなか言語化できないし、それが体の不調として出てしまうというのはあると思います。もちろん家族の関係と

かもいろいろあると思うんですけども、そういった中で、一言で言えば個別最適化とか、そういう言葉になってしまうのですが、そういった中で、今教育も思い切り時代が変わろうとしている中で、増え続ける不登校、少子化なのに増え続ける不登校、ここに対して様々な施策を大人たち、私たちは投じるわけなんですけれども、果たしてこれが改善されているのかされていないのか、なかなか行政だけの指標では推しはかることができないし、成果が出るのは五年後、十年後の話だとも思うんです。

そういった中で、あんまり言うともた広がっちゃうので、この辺でとどめですが、いわゆる教育長の思いとして、この「さがすたいるスクール」、そして不登校の対策について、教育長がどのようにお考えでいらっしゃるのか、その思いをお伺いさせていただきます。

○甲斐教育長 不登校に対する私の思いについてということでお答えをさせていただきます。

学校教育に携わる者としては、やはり学校というのは、全ての子供にとつて安心できる居場所であるとともに、魅力ある学びの場でありたいというふうに思っています。子供たちには友達とつながる、先生とつながる、つながりながら様々なことを経験して、自分らしく成長して欲しいというふうに願っています。

県教育委員会で推進しています「さがすたいるスクール」は、そうした誰もが安心して学べる優しい学校をつくってほしいというものです。柔らかな、温かい場をイメージしております。

ふだんの学びの場においてもそうですけども、子供が困ったとき、何かちょっと違うなど、何かどうしようかな、ちょっときついなと思うときでも、安心して相談できるようにということですか、また子供の様子を見て、教職員の側から何か気になるなというときにも、早い段階で気にとめて、

「チーム学校」として機動的かつきめ細かに対応していけるようにということ、その取組を充実させていきたい、教育相談体制を強化していきたいというふうに思っております。

もちろん学校だけが子供の居場所というつもりはございませんで、子供たちには学校以外の場所も含めて、友達や仲間、社会とつながって、様々な学びへとつながってほしいと思っています。そのことが社会的自立に向けた一歩ですし、学びにアクセスする一歩になるというふうに思っています。状況に応じて少しずつでもいいので、外とつながってほしい、どこかにつながってほしいと願っております。そういう思いで段階に応じた支援というのに取り組んでいるところです。また、学校内外の支援機関、民間団体、関係機関との連携を深めております。

おっしゃるように、不登校に対する理解が広がって、周囲の大人が温かく見守る環境、これは私もそうあってほしいと思っています。子供に携わる方々の間では、少しずつですけど、大分変わってきているかなと、不登校に対する認識というのも変わってきているという手応えも感じております。問題行動じゃないんだよということが広がってきているという実感はございます。

先ほど室長から答弁で、PTAとの会議などについて触れましたけれども、PTAの方々からは、この不登校のことだけに限らず、自分たちで協力できることがあったら何でも気兼ねなく言ってくれという力強い言葉をいただいております。こうした子育てに関わる関心の高い方々、まず、この方々がよく知っているだけで、そこから広がっていくことで地域とか世間に広がっていくんじゃないかなというふうに思っていますので、こういったところの連携も大事にしていきたいと思っております。

子供たちを支えて育んでいくのは私たち大人でございますので、学校、家庭、地域、環境を整えていけたらというふうに思っております。子供たちがそれぞれ

れ自分らしく、社会とつながって学んでいけるよう、県教育委員会として支援の充実に努めてまいります。

以上、お答えいたします。

○石井委員Ⅱ質問に入ります前に、私の住んでいる嬉野市が合併して二十年近くになります。合併したときの人口は三万人を超えておりました。今、二万五千人台です。大変な減り方だと思えます。片方では、今日今から質問させていただきます、少子化が本当に危機的状況にあるんじゃないかなと思っております。私が生まれ育ったところは、嬉野市の山あいの吉田という地区なんですけど、我々は団塊の世代ですから、ちょうど入学したときに我々一年生が百六十人ぐらいいましたね。今、入学式に呼ばれていきますと、どれぐらいだと思われませんか。二十人いませんね。十八人とか、多いときに二十一人か二十二人か、そんな感じになりました。

そして、今私が住んでいるところは、ちょうど区画整理事業の中でですけど、二十年たちます。ちょうど二十年前にそこに家を建てたときは、うちと隣にアパートができておりました。そのぐらいでしたかね。あとは地元の方たちが十件ぐらい住まれていたんでしょうか。それからどんどん家が増えまして、今はあと一つか二つ区画が残っていて、あと全部埋まっているような状況になっています。私たちがそこに移転したときは、子供も、うちの子供を入れてどれぐらいでしょうかね、七、八人もいたのかなという感じですね。今、もうそういう状況ですから、若い方たちがよそから入ってきていただいた方とか含めて、今までずっとなかったんですけど、ここ四、五年前から、朝、子供たちが隊をつくって、そして登校しているんですよ。すごくきやあきやあ言いながら、子供たちが行くというのは本当にいいな、挨拶をするとしつかりした挨拶も返してくれますので、本当にうれしいなと思いがち、朝、子供たちを見ているわけですけど、今日はそういうのをちょっと頭に入れながら質問ができたらい

なと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、少子化対策についてであります。

少子化が、今話をしましたように加速をいたしております。かつまた、深刻さも増していると思えます。少子化が社会課題として問題視をされるようになった一九九〇年の「一・五七ショック」以降、国、県、市、町、そういうところでは様々な対策を打ち出してこられましたけれども、なかなか出生数は減っていく一方だと、そういうふうに思っております。

先日公表されました二〇二四年の人口動態統計の速報では、出生数は七十二万人となっております。これは二万人ぐらいが多分外国の方ですから、もしかしたら日本人だけだと七十万人を割っているかもしれない。そういうものが出ておりました。これは従来の予測を上回る速さで少子化が進んでいるというその証左だと思えます。大きな危機を私は感じております。

少子化の要因というのはいろいろ様々あると思えますけれども、一つは、私が思うには、若い世代の人たちの経済的な不安というのは本当に深刻なものがあるんじゃないかなと、そういうふうに思っています。将来の展望が見通せない。将来に不満じゃなくて不安を抱えていらつしやるんだろうと私は思っています。実際に若い方たちからいろんな話を聞く機会があります。そういう少子化対策の支援の話も当然いたしますけれども、その中に、やっぱり先ほど申し上げましたように経済的な不安、あるいは子供一人を育て上げるためにどれぐらいの予算、言ってみればお金がかかるかとか、結構そういうものを今の若い方たちは真剣に考えておられます。皆さんはどういうふうに思っているか分かりますが、本当真剣に考えていらつしやるんですね。ですから、そういうものも、やっぱり経済的な不安の中で二人目、三人目を持つことをちゅうちよしてしまわれる方が結構いらつしやるということかもしれません。これまで結婚の新生活支援金とか出産祝い金、こういう支援も行われてまい

りました。さらに国では、来年度から高等学校の授業料を実質的に無償化する方向で、国会のほうで議論が進んではおります。いいことではあるんですけど、やっぱり真剣に考えている人は、もつと思いついた支援策を講じていただけないのかなということをおっしゃる人が多いですね。若い人は、例えば、今まで以上の支援をすると、本当にそこに使ってくれているのかという心配がありまして、今の若い人たちはしっかりと考えておられると僕は思います。

そういうものをつかり頭に入れながら今日は質問していきましても、そうした中、ほかの県とか市、町では、独自の取組によって子供が増えている市町があるということも聞いております。これをやれば、こういうふうによれば即ききまずよとか、産んでいただけまずよというわけにはいきまけんけれども、思いつく限りの対策を講じていかなければいけないと思います。しかも、これは後で触れるかもしれないけれども、持続的に手を緩めない、あるいは今以上のことをやっていくということが大事だと思います。

そこで、お聞きをしていきたいと思いますが、少子化の現状、出生数についてです。

全国と同様に、佐賀県においても少子化が加速をしていると思います。全国と佐賀県の出生数はどのように推移をしているんでしょうか。

○千綿こども未来課長 出生数の推移についてお答えいたします。

全国の年間の出生数については、一九七三年のピーク時は約二百九万人であったものの、その後、減少を続け、二〇一六年には百万人を切り、二〇二三年には七十二万七千二百八十八人と過去最少を更新しました。二〇二四年には、委員がおっしゃったように外国人を含む速報値が七十二万九百八十八人となっております。確定値では七十万人を割ることが見込まれております。

また、佐賀県では、一九七四年のピーク時は約一万三千人あったものの、その後、全国同様に減少を続け、一九八九年には一万人を下回り、二〇二三年は

五千百四十四人で過去最少となりました。二〇二四年は速報値で五千八十五人となっております。

以上でございます。

○石井委員 五千八十五人と、すごい減り方だと思います。

次に、合計特殊出生率についてですけれども、これはどのような推移をしておりますか。

○千綿こども未来課長 合計特殊出生率の推移についてお答えいたします。

全国の合計特殊出生率については、一九七一年から一九七四年までの第二次ベビーブームでは二・一台で推移しておりました。その後、減少が続いております。特に近年は減少ペースが加速化しており、二〇二三年には一・二〇と過去最低となりました。

また、佐賀県では、第二次ベビーブームで合計特殊出生率は二・二台で推移しておりました。その後、減少傾向となり、近年は全国同様、減少ペースが加速しております。二〇二三年には一・四六と過去最低となり、全都道府県においても前年より合計特殊出生率が減少しているところです。

以上でございます。

○石井委員 二・二が一・四六ということでもありますから、本当に数字に表れているとおり、非常に厳しい数字だと思います。

この出生率を上げるには、私は先ほどからちよつと話をしておりましたけれども、日本全体でやる以外にないと思いますね。そして、地域を挙げてやる。しかも、手を緩めない。これが肝心じゃないかなという気がいたします。

そして、婚姻数についてでありますけれども、出生数には婚姻数が関係していると思いますが、この婚姻数はどのように推移をしておりますか。

○千綿こども未来課長 婚姻数についてお答えいたします。

全国の婚姻数は、一九七二年のピーク時は約百万組でありました。その後、

増加と減少を繰り返しながら減少傾向を続け、二〇二三年の婚姻件数は約四十七万組とピーク時の半分以下となっております。

また、佐賀県では、一九七二年のピーク時で約六千五百組でしたが、同じように増加と減少を繰り返しながら減少傾向を続け、二〇二三年には二千七百三十組と過去最少を更新しました。おおむね全国と同様に推移しております。

以上でございます。

○石井委員 Ⅱこれも本当に数字が物語っていると思います。

次に、平均初婚年齢についてはどのように推移をしておりますかお伺いします。

○千綿こども未来課長 Ⅱ平均初婚年齢についてお答えします。

全国の平均初婚年齢については、一九七五年に夫が二十七・〇歳、妻二十四・七歳だったものが徐々に年齢が上がり、二〇二三年には夫三十一・一歳、妻二十九・七歳となっております。

また、佐賀県では、一九七五年に夫二十六・六歳、妻二十四・五歳だったものが、同様に年齢が上がっており、二〇二三年は夫三十・二歳、妻二十九・二歳となっております、ここ数年、大きな増減はないものの、婚姻年齢自体は上がってきている状況です。

以上でございます。

○石井委員 Ⅱ婚姻年齢も上がっているということであります。

次に、五十歳時の未婚率、以前は生涯の未婚率になりますけども、五十歳時未婚率はどのように推移をしておりますか。

○千綿こども未来課長 Ⅱ五十歳時未婚率についてお答えいたします。

全国の五十歳時未婚率については、一九九〇年は男性五・六％、女性四・三％だったものが、三十年で上昇しまして二〇二〇年は男性二八・三％、女性一七・八％となっております。

また、佐賀県の五十歳時未婚率は、一九九〇年に男性三・五％、女性四・三％だったものが、二〇二〇年は男性二五・三％、女性一六・二％となっております、男性で約四人に一人、女性で約六人に一人が未婚の状態であります。

以上でございます。

○石井委員 Ⅱそれでは、今、出生数から五十歳時の未婚率まで推移を出していただきました。

次に、少子化の要因についてお聞きをしていきますけども、少子化の要因は様々あると思いますが、県はこの少子化の要因をどのように捉えておられますか。

○千綿こども未来課長 Ⅱ少子化の要因についてお答えいたします。

少子化は未婚化と晩婚化の影響が大きいと言われております。その背景には、経済的な不安定さや出会いの機会の減少、家事・育児の負担が女性に偏っている状況、子育ての孤立感や負担感など、様々な要因が複雑に絡み合っているものと考えております。

また、若年世代の八割を超す未婚男女がいずれ結婚することを希望し、夫婦は二人以上の子供を持つことを希望しておりますが、若年世代が結婚や子育ての将来展望を描けず、理想がかなわない状況となっております。

結婚しても子供を持たない、第二子以上を持たないというように、理想の子供数を持たない理由としては、経済的な理由が最多となっております。

以上でございます。

○石井委員 Ⅱありがとうございます。

県民全てが考え、参加できる仕組み、そういうものが大事なと思います。先ほど話をさせていただきました。家族に関する価値観が多様化した今の日本、少子化に勝つためには政府だけではできない、あるいは県、市町だけではできない。これも冒頭申し上げましたが、社会全体でやっぱり取り組まなければい

けない、ある意味のうねりを起こさないと、なかなか難しいのかなという感じがいたします。

これが大事なんですけど、次に、子育てにかかる費用についてです。

子供が生まれて自立するまでに養育費、教育費などがあると思いますが、一人当たりどれぐらいの費用がかかるのか、また、それについて県はどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

○千綿こども未来課長Ⅱ子育てにかかる費用とそれに対する県の考えについてお答えいたします。

まず、子育てにかかる費用については、衣食住や医療費、お小遣いや携帯電話料金などの養育費、学校の授業料や受験費用、塾代などの教育費を合わせ、大学まで進学する場合には全て公立で一人当たり三千万円前後かかると言われています。

若年世代や子育て家庭がこういった調査結果を見聞きして経済的不安が増し、結婚すること、親になること、第二子・第三子を持つことをためらうことがないよう、その不安を払拭することが大事だと考えております。日本全体の少子化に歯止めをかけるためには、どこに住んでいてもベーシックなサービスは全国一律で受けられることが大事です。県としては、地域間競争になるのではなく、国が責任を持って取り組んでほしいと考えております。

また、委員おっしゃるように、国の取組だけでなく、実情に応じて県や市町のきめ細かな取組を組み合わせることで、少子化対策を充実していくことが必要と考えております。

以上でございます。

○石井委員Ⅱやっぱり公立で大学を卒業するまでに三千万円ぐらいの予算というか、お金が必要だと。こういうのを聞くと、なかなか若い方は厳しいと思うんですよね。ですから、そういうものもしっかり何かもっと思いい切った手だて

ができないのかなと思ったりもしていますし、そういうのを若い人たちは実際欲しておられると。話を直接聞いてみると、そういう話をされますので、ぜひこの辺も内部で検討していただきたいと思えますし、市町とも連携といいますかね、そういうものをお願いしたいと、そういうふうに思います。

最大の要因は、やっぱり非婚化、晩婚化、経済基盤の弱さ、そういうものだということが改めて今お話をいただきました。ぜひそういうものを払拭できるようにみんなで頑張っていかなければと思います。ぜひそういうふうに思います。

次に、国の取組についてお伺いをいたします。

令和五年四月に「こども家庭庁」が発足をいたし、異次元の少子化対策と銘打っておられました。「こども未来戦略」が策定されました。国ではどのように取組をされているのか、また、必要と思われる予算はちゃんと確保はできているのでしょうか、お伺いいたします。

○千綿こども未来課長Ⅱ国の取組についてお答えいたします。

国は、子育て関連予算の拡充を図り、「こども未来戦略」の加速化プランで掲げた若い世代の所得向上、共働き世代の両立支援、全ての子育て家庭への支援に取り組んでおります。

若い世代の所得向上に向けては、賃上げのほか、児童手当の拡充や高等教育の無償化など経済的支援に取り組むこととされております。

また、共働き世代の両立支援としては、育児休業給付の引き上げや育児時短就業給付など、共働き、共育てを応援することとされております。

また、全ての子育て家庭の支援としては、「こども誰でも通園制度」や妊娠中からの伴走型相談支援など、寄り添った対応を行うこととされております。

また国は、少子化対策に必要な予算の確保について二〇二八年度までに七兆円規模の予算を目指し、令和七年度予算案は六・三兆円と八割強を確保しており、県としては一定の評価をしております。

以上でございます。

○石井委員Ⅱ一定の評価をしているということですね。

ちなみに、他国の支援というのがあります。たまたまですけど、先々週になりますかね、BSのプライムニュースというのを見ていましたら、韓国も物すごい厳しい出生率ですよ、○・七五と言っていました。実は韓国は二十年前から相当な少子化対策をやってきているんです。それでもそれだけ厳しい数字が出ている。大変苦戦をされているということだと思います。そういう意味では日本も一緒です。その中で何か思い切った対策を取っている例はありませんかみたいな話だったと思いますけど、韓国のある建設会社が一億ウォン助成をしたと。日本円で一千万円ですかね。そうすると、二十八人か二十九人の子供さんが生まれたというのがプライムタイムのニュースでやっていましたから、多分御覧になった方もいらっしゃるかもしれませんが、それぐらいのことをやらないと本当に歯止めがかかっていかないし、改善しないのかもしれない。これは韓国の一つの例ですね。

それともう一つ、海外の先進国で、やっぱり少子化対策を拡充して出生率の低下を抑えている例もあります。スウェーデンですね。出生率は一・六六。これは子供が八歳まで、両親が計四百八十日まで休暇を取得できると。そのうち三百九十日は所得の八〇%を保障しているということが、これは新聞報道でもされておりまして、皆さんも御覧になったと思いますけど、やっぱりそれぐらいのことをやらないと、本当に繰り返しになりますけど、歯止めもかからないし、少子化を改善することはできないのかもしれないですね。そういうのを含めて、やっぱり少子化対策は取り組んでいただきたいという感じがいたします。

そして、県の取組になりますけど、少子化対策が加速する中、「子育てし大県」さが「プロジェクト」で、出会い・結婚・妊娠・出産、子育ての各ライフ

ステージに応じて取り組んでおりますけれども、出会い・結婚支援についてどのような取組をされているんでしょうか。

○千綿こども未来課長Ⅱ出会い・結婚支援についてお答えします。

出会い・結婚支援として、大学生を対象に、将来の結婚や子育てにイメージを持つってもらうための仕事と子育ての両立体験やライフデザインセミナーの開催、結婚を希望する方に出会いの機会を創出する「さが出会いサポートセンター」での支援などに取り組んでいます。

以上でございます。

○石井委員Ⅱぜひこれはずっと取り組んでいただきたいと思います。

そして、妊娠・出産の支援についてはどのような取組をされておりますか。

○千綿こども未来課長Ⅱ妊娠・出産の支援についてお答えいたします。

妊娠・出産の支援として、高校生や大学生などの若年世代に性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理に取り組んでもらうプレコンセプションケアや、妊産婦が孤立せず、いつでも相談できる子育て相談アプリ「ママリ」による支援。また、保険適用外の先進医療による不妊治療が受けられる方への助成などに取り組んでおります。

以上でございます。

○石井委員Ⅱそれでは次に、子育て支援についてのどのような取組をされておりますか。

○千綿こども未来課長Ⅱ子育て支援についてお答えいたします。

子育て環境の充実に向け、安心して子供を預けられる保育環境づくりや新刊児童書の全点購入、男性の家事、育児への参画を促す「マイナス一歳からのイカカジ」の普及、県の様々な子育て支援策の情報を赤ちゃんが生まれた全ての家庭にお届けする「さが子育てエール便」などに取り組んでおります。

現場の声、子育て当事者の声に耳を傾け、市町、CSOなどと連携しながら

必要な支援、佐賀らしい子育て支援に取り組んでいるところです。

以上でございます。

○石井委員Ⅱありがとうございます。出会い・結婚支援、妊娠・出産の支援、そして子育て支援、どれを取っても大事な支援でありますので、より以上の支援をお願いしたいと思います。

そして、県内の市町の取組が気になります。県内の市町ではどのような施策に取り組んでおられるのか、その辺のことをお伺いします。

○千綿こども未来課長Ⅱ市町の取組についてお答えいたします。

市町においては、子育てしやすい環境づくりの基盤となる乳児家庭全戸訪問や「こども家庭センター」などによる伴走型支援、病児・病後児保育などに取り組まれております。

そのほかにも、少子化対策につながるものとして、例えば、市が自ら出会い・結婚を支援する取組や子供の習い事に使用できるクーポンの配布、チャイルドシートの無料貸し出しなどの取組を行っているところもございます。これまで述べたように、国や県、市町において様々な子育て支援に取り組んでいるところです。

以上でございます。

○石井委員Ⅱよろしくお願いをいたします。

いろいろ議論をしてまいりました。最後、これは局長になりますけど、人口動態統計によりますと、子供の出生数は一九四九年の二百六十九万人をピークに減少傾向が続きまして。団塊の世代が生産適齢期を迎えた七十年代前半には二百万人台に持ち直しはしましたけれども、その後、再び減少に転じ、二〇一六年には九十七万人と百万人を割り込んだというところであります。二〇二三年の出生数の確定値、これは七十二万人と先ほどから何回も出ています。これは外国人も含むということです。そして、少子化の進行は政府の想定より十五年

早いということであり、危機的状況だと思えます。希望しているのに結婚できない人、そういう方に対する対策、支援、それから、政府による異次元の少子化対策が思うようにいっているのかどうか、その辺のことも含めてしっかりと張っていきたく思いますし、頑張っていたきたいと思うし、国にもしっかりと物を言っていたきたいと思えます。それから、本当に様々な施策を打ち続けることが肝要だと思えますし、ぜひその辺の議論をしていきたいと思えます。私がこの県議会に送っていただいた頃は、少子・高齢対策特別委員会というのが議会にありました。我々は、こんな質問するだけじゃなくて、やっぱり議会に特別委員会とかを設けて人口問題とか少子化をやるべきだと私は常々言っているんですけど、まだ実現していないんですが、やっぱり議会は議会として少子化対策に取り組んでいくべきだと思います。

いろいろ言いましたけれども、これは恐らく皆さん、考え、気持ちは一緒だろうと思います。種村局長に今後の少子化対策にどう取り組んでいくのかお伺いをいたします。

○種村男女参画・こども局長Ⅱ少子化対策に係る今後の取組ということで、私の思いを少し述べさせていただきます。

今、いろいろ数字を改めて聞いておりますと、本当に衝撃的な数字ばかりであります。この少子化、様々な要因が複合的に絡み合っておりますので、そう簡単な問題ではなく、非常に難しい問題だと思っております。これまでも、今も国、それから県レベル、市町村レベル、いろんな経済的支援を含めて様々な取組をやっていますけれども、なかなか食い止めるには至っていないというのが現状だと思っております。

私も議員と同じように、若年世代が将来に対して展望を描けていない、不安を持っている、ここが一番大きな要因ではないかと思っております。それが未婚化、晩婚化につながっているんだと思います。もちろん子育て世代に対する経

済的支援というのにも必要ではありませんが、これから結婚を迎える若年世代、高校生とか大学生、二十代前半とか、そういう方々が将来にわたり自分の人生設計が描けるような、そういう意味でいけば、例えば、雇用の安定ですとか、長期的な収入の確保ですとか、そういったものが一番大事なんだろうなというふうに思います。それが安心につながっていくんだらうなというふうに思っています。

それからもう一つは、家事、育児が女性に偏っているということも一つの要因ではないかと私は思っています。昔と違って女性が家事、育児に専念する時代というのは終わっておりまして、やはり女性自身がキャリアの形成ですとかあるいは自身好きなことをやる時間を求めているんだと思います。

一日二十四時間という限られた時間をどういうふうに割り振るかということを考えていけば、生活をするために、あるいは好きなものを買うために収入を得なければならぬ時間、それから、子育てに当てる時間、また、好きなことをする時間、こういったことをバランスよく振り分ける人が増えてきているんだと思います。そういう中で、家事、育児が女性に偏ったままでありますと、子供をもう一人ということにはどうしてもためらうんじゃないかというふうに思っています。

そういうことから、男性の家事、育児への参画というものをさらに進めたいと思います。来年度の予算で男性の育児取得というものも進めようというところで打ち出しておりますけれども、まずはそこを促進しまして、さらに進んで、男性も女性と同じぐらいの家事、育児に参画をしていく、そういうふうになつていけばいいなというふうに思っています。

それから、そのためにもですけども、長時間労働の解消、時間外勤務というものがやっぱりまだまだありますので、そういったものを解消していく、男性も女性も同じ時間に職場から離れて、家で家事、育児を共に同じぐらいの負

担でやっていく、そういう世の中になればいいなというふうに思っています。

それから、さらにもう一つ言わせていただきますと、子育て世代が、子育ては楽しいんだよということを若年世代にメッセージとして発信していくということも大事だろうと思っております。若年世代が、家族を持つことか子育てというものが楽しいんだと、楽しさ、喜び、こういったものを感じてもらって、ああ、自分も家族を持ちたい、子供を持ちたい、何かそういうふうに思ってもらいたいなというふうに思っています。

もちろん、子育ては大変ですけども、苦しいことばかりじゃないと思うんです。私も子育て、二人の子供を育ててまいりましたけれども、やっぱり子供が体験することを通じて親自身も体験することができたり、一緒に喜んだりできるとか、そういうことがあります。

そういう意味でも、引き続き、これなら安心して子育てができる、楽しく子育てができる、そういう子育て環境の整備ですとか、あるいは子供の体験活動への支援、そういったものも引き続き取り組んでいきたいと思えます。

それから、委員ずつとおっしゃっていた、国だけとか都道府県だけとか市町村だけとか、そうじゃなくて、やっぱり社会全体で一体となって取り組んでいくことが大事だと私も思っています。それは行政だけじゃなくて、やっぱり民のほうもそうですし、県民もそうですし、官民間問わず、県民が一体となって少子化対策に取り組んでいく、そういうふうな雰囲気、うねりとおっしゃいましたけれども、どこまでできるか分かりませんが、そういったものを作りたいなというふうに思っております。

以上です。

○石井委員Ⅱ局長、ありがとうございます。本当に県民みんなが一体となつてうねりを起こす以外ないと、そのように思います。

これも御承知と思いますが、奇跡の町と言われた岡山県の奈義町というの

があります。これは質問をやり取りする前に、打ち合わせの段階で課長さんたちとも話をしましたけど、これは二〇一九年に二・九五なんです。すごい数字だと思います。そういう奇跡の町と呼ばれているところもありますので、こういういいところはまねてもいいと思います。ぜひ研究をしていただいて、そして、一緒に取り組んでいきたいなど、そういうふうに思います。

終わります。

○石丸副委員長〓暫時休憩します。十五時二十五分をめどに委員会を再開します。

午後三時五分 休憩

午後三時二十五分 開議

○富田委員長Ⅱ委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○宮原委員Ⅱ皆さん、それでは質問をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

今回は、御承知のとおり当初予算も出されておりますし、事業案も出されておりますし、また、補正もいろいろと出されておりました。その内容についてもお伺いさせていただきながら、質疑を進めさせていただきたいと思っております。六項目用意させていただいておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

まず最初に、介護人材確保・職場環境改善等事業等についてお伺いをさせていただきます。

これは額面が大変大きくございましたので、内容については県民の皆様方もしつかりと御理解いただくことが大変重要かと思ひまして、質問をさせていただきます。大きくわけでございます。

ここににつきましては、国からの予算が出されているわけでございます。そこがまた適正になされなければいけないわけでございますので、県の取組についてもお伺いをさせていただくところでございます。

まずは、この事業内容についてお伺いをさせていただきます。説明をお願いします。

○横田長寿社会課長Ⅱ事業目的についてお答えいたします。

この事業は、介護、障害福祉職員等の処遇改善や職場環境改善等に取り組み事業所に対しまして、これらの取組に必要な経費を補助することにより、介護、障害福祉分野における人材の確保、定着及びサービスの質の向上を図ることを目的として実施するものであります。

先ほど委員からもありましたように、財源としては国の補正予算である介護保険事業費補助金などを活用することとしております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱ先ほど申し上げましたとおり、適正にさせていただかなければならないわけでありませう。

その対象事業所、それからまた、どのような形で進められるのか、そこについてもお伺いをさせていただきます。まずは事業所数もお伺いさせていただきますながら、事業者についても説明を願いたいと思ひます。よろしくお願いをします。

○横田長寿社会課長Ⅱ対象事業所についてお答えをいたします。

補助金の交付対象となり得る事業所につきましては、介護職員等の処遇改善を行った際に介護報酬等の加算を受けられる制度の対象となっている事業所でありまして、令和七年三月一日現在、三千百十九事業所となっております。

内訳としましては、訪問介護、通所介護、特別養護老人ホームなどの介護サービス事業所が千七百八十四事業所であります。また、共同生活援助、就労継続支援A型、B型、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの障害福祉サービス事業所が千三百三十五事業所となっております。

このうち、処遇改善加算の要件、これは職員に応じた賃金体系の整備ですとか職員の資質向上のための職場研修の実施などですが、これを満たしている事業所が補助金の交付対象となります。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱこれは約九億円ぐらいの予算化をされているわけでございます。

八億八千七百万円程度ですけれども、それぞれに予算の考え方はあったんだろうと思ひます。

先ほど説明があつたとおり、介護に関わる事業所それぞれのタイプがあるわ

けでございます。それぞれに対応した形で適正に行われるんだろうと思いますけれども、その予算の考え方について説明をお願いいたします。

○横田長寿社会課長⇨予算の考え方についてお答えいたします。

この補助金は、事業所がひと月分として請求をいたしました介護報酬等の額に、別途国が示したサービスごとの交付率、例えば、訪問介護ですと一〇・五％、それから、通所介護ですと六・四％などとなっておりますが、これを乗じて算定することとなっております。

補助金の予算額といたしましては、介護サービス事業所が八億六千四百万円、また、障害福祉サービス事業所が四億四千七百三十三万六千円となっております、合わせまして十三億千百三十三万六千円となっております。このほか、申請の受付、審査等の窓口の設置などの委託経費といたしまして、五千四百四十二万円を見込んでおりまして、合計で十三億六千二百七十五万六千円の予算をお願いしております。

以上でございます。

○宮原委員⇨今後の取組についてお伺いをさせていただきます。

いつから受け付けられるのか、それから、いつから交付されるのかを聞かせていただきたいと思います。ここ近年は補助金の取り方について、コロナ対策でいろいろ問題もあっております。適正なる処置がなされることを期待するわけでございますので、その予定についてもお伺いさせていただきます。

○横田長寿社会課長⇨今後の予定についてお答えいたします。

予算の議決をいただきましたら、令和七年四月中に申請受付を開始できるように準備を進めてまいります。また、補助金の交付につきましては、早ければ六月末には交付したいと考えております。

今回の事業を通じて、職員の処遇改善や職場環境改善等の取組を支援することによりまして、介護、障害福祉分野における人材の確保、定着及びサービス

の質の向上につなげてまいります。

以上でございます。

○宮原委員⇨適正なる処置をしていただくことをお願いいたしますので、よろしくお願いをしておきたいと思えます。

それではまた、二項目に移らせていただきます。これも議案として出されておりますけれども、看護人材確保・定着促進事業についてお伺いをさせていただきます。

ここにつきましては、来年度から新たな取組といたしまして、小中学生を対象といたしました看護の体験をしていただく、それから、看護学生、若手看護師との交流をしていただきながら、看護学生の地域愛を形成するというような試みがなされているわけでございます。そしてまた、県内の医療機関等に限定しながら、合同就職説明会の開催を予定されているわけでございます。そこについてもお伺いをさせていただきます。

また、これもしっかりと数字が出されておりますけれども、後期高齢者の人口が二〇三五年から二〇四〇年に一定のピークを迎えるということでございます。これは、予測ではそうなっているわけでございますので、生命をそれぞれにしっかりと生きておられるならそうなるわけでございますので、そこに向けた取組なんだろうと思っております。

これからそれぞれにお伺いをさせていただきますけれども、まずは体験についてお伺いをさせていただきます。

ここに至った経緯といたしましうか背景、それから、狙いというものをお伺いさせていただきます。

○前山医療人材政策室長⇨看護の仕事体験事業の背景なり、狙いについてお答えいたします。

県では、この看護の仕事体験事業以外にこれまでも似たような事業として、

主に高校生を対象として看護の仕事の魅力をPRするイベント、「看護ふれあいフェスタ」というものを行いました。ただ、高校生ともなると、ある程度将来の職業を決めているという、そういう学生も多いことから、イベントには医療系に進みたい学生が結構多く参加している状況でございました。裾野を広げるといっても、どちらかというと看護の仕事に興味のある学生にしっかりとした看護の仕事のイメージを持ってもらって、看護師になる意思を明確にしてもらうと、そういう意味合いが強い事業だというふうに考えております。今回はこれに加えて、小中学生を対象とした看護の仕事体験事業を実施するということしております。看護の仕事を目指す人というのは、子供の頃に看護師と接した経験があつて、そういうのがきっかけになったということをよく聞いております。小中学生のときに看護の仕事体験の事業に参加してもらい、看護師の仕事に興味を持ってもらうということが目的でございます。高校進学前までに看護師を将来の職業選択の一つとしてもらうことで、将来の看護人材確保に寄与するという狙いとしております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱそれで、看護学生の地域愛を形成するというような試みで事業をされるわけでございますけれども、ここについても、それまでの背景と、それから、狙いというものもお伺いをさせていただきます。

○前山医療人材政策室長Ⅱ看護学生の地域愛形成事業の背景、狙いについてお答えいたします。

県内の大学や看護学校のうち、一部の学校では、卒業生の半数以上が県外に就職していると、そういう学校もございます。この要因の大きなものとして、これらの学校への入学者に県外出身者の方が多いということがございます。県内出身者に県内へ就職してもらおうということはもちろんのことでございますけれども、県外出身者の方も県内就職につなげるというためには、県内の医療機

関の魅力向上も必要ではありますが、佐賀県の愛着心ですとか、仲間意識の醸成ですとか、そういったことを促すきっかけづくりが有効であると考えております。

その取組として、県内の看護学生と県内で活躍する若手看護師とが集まる意見交換の場を設けることを予定しております。例えば、若手看護師がどのような仕事をしているかですとか、そういったことを具体的に話してもらったり、佐賀の医療、あるいは仕事のことについて意見交換をして、佐賀県への理解を深めることによって県内学生の県内就職と県内定着につなげることを狙いとしております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱ地域愛といましようか、佐賀愛を持っていただくようにするということですけれども、そういった交流をしながら、佐賀で私はこうやって働いていますよとかいう説明をいただくだけではなかなかそういう愛は生まれなこともやっぱり説明していただかないと、佐賀っていいところ、よそよりいいんだなと思ってもらわないとなかなかそこにはつながらないだろうと思っておりますので、また、そういった交流の場でもそういったことを言っていたくようなことも取り組んでいただければと思うわけであります。そうでないと佐賀がよく見えないわけでありますので、佐賀愛というよりも、佐賀がよく見えるようなことをしていただければと思うところであります。また、その取組がなされていないとそうならないわけでありますので、その取組についても目を向けていただければと思うところでありますので、よろしく願いをしておきたいと思えます。

次に、合同就職説明会ですけれども、この内容についてもお伺いをさせていただきます。

これも背景と、また狙いを御説明ください。

○前山医療人材政策室長Ⅱ今年度、看護学生が県内で就職するためには何が必要なかというのを探るために、看護学生や看護教員に対する意向調査を行いました。ヒアリング調査とアンケート調査を二つ行っておりますけれども、その中のヒアリング調査において、実習以外では県内医療機関の情報に触れる機会が思いのほか少ないということが分かりました。

合同就職説明会といいますと、民間事業者もやっております。その民間事業者が行う合同就職説明会といいますのは、医療機関からブース出展料を徴収して、例えば、福岡市などの大きな会場を借り上げて開催されることが多くございます。そこには関東とか関西とか、そういったところから都市部の有名な医療機関とかも出展しているという状況も多々ございますので、県内医療機関の情報が埋没してしまうということも見られます。

そのため、県内の医療機関に特化した合同就職説明会を県内で開催することで、県内で学ぶ看護学生や教員に、県内医療機関などの情報や魅力を直接届け、県内の就職促進を図ることが狙いです。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱこれは就職ですから、やっぱり条件がいいところを皆さん求められるわけであります。福利厚生が行き届いているところ、それから、給与がいいところ、そうなってくるわけでありますので、そういったところをしっかりと受け手側も準備を整えていただくというようなこともしっかりと県のほうから説明していただいて、そういったことがないと、幾ら就職説明会を開いたとしても、ああ、このくらいだったかといって就職を希望される方がいらつしやらないんじゃないですかというようなこともしっかりと届けていただければと思いますところがあります。また、福利厚生はそれぞれありますから、こういった例もありますよとか、いろいろと事業者のほうにも説明していただいて、そう

すると皆さん方が就職を好まれるみたいですよということもしていただければと思うところでありますので、よろしく願いをしておきたいと思います。

それから、次にお伺いをさせていただきますのが、人員確保の事業についての位置づけについてもお伺いをさせていただきたいと思えますけれども、看護師確保の基本的な考え方を伺いさせていただくとともに、その位置づけについても伺いをさせていただきます。

○前山医療人材政策室長Ⅱ看護師確保における基本的な考え方と事業の位置づけについてお答えいたします。

県ではこれまで、看護師確保の施策として大きく四つ、看護学校における養成力の強化、離職防止・定着促進、それから再就業の促進、資質向上、これらを柱に総合的な取組を進めてきたところでございます。

具体的には、看護学校が学生の県内への就職をより進めることができるように県内就職率に応じた運営費の支援を行うと、新人看護師が早期離職にならないように、新人看護職員研修への支援、あるいは子育てと仕事を両立できるように、新人看護職員研修への支援、また、就業相談や再就業のための研修、看護師を目指す人が増えるよう高校生などへの看護の仕事の魅力発信、こういったことを看護師を目指してほしい高校生、あるいは看護学生のほか、現役の看護師さん、また、現在働いていらつしやらない看護師の方に至るまで、それぞれの段階、あるいは対象に応じた取組を行ってきております。

新たな取組は、これまでの取組では手薄だったところを補完するものとして考えております。大きく二つの考え方がございまして、看護師に関心を持つ県内の人材にしっかりと看護の道に進んでもらって、県内で就職してもらおうということが一つ。それから、県内の看護学校などに進学した県外の方を佐賀で学んだことをきっかけに県内で就職してもらうこと、これらを強化するものとして

施策に位置づけております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱこれも人材確保でございますので、まずは多くの皆さん方に看護を目指していただくことが重要だろうと思います。そのようなお話もされておったところでございますけど、すみません、ちよつと数字をお伺いさせていただきますいたんですが、お答えできるならお答えしていただきたいと思ひます。

まずは、今日も先ほど、教員免許を持つているけれども、実際教員にならない方もいらつしやるというようなことでした。大学に行けば、教員免許をまあまあのところ取れるわけですけども、看護学生としてなられた方が看護の免許をどれだけ取られるのか、この率を説明できるなら説明してください。それからまた、看護の免許を取られた方がどれだけそこに携わつて就職されているのか、分かれれば説明をお願いしたいと思ひます。

○前山医療人材政策室長Ⅱまず、看護学生で看護の免許をどれだけの方が取れるのかというところですけれども、これは看護師の国家試験の合格率というものがございます。ちよつと手元に数字がなくてあれですけども、例えば、県が実施している准看護師の合格率ですと九八%とか、それくらい高い割合で合格をしておりますので、国が行う国家試験においてもそれなりの合格率はあるというふうに認識をしております。

県内の学校を卒業した人がどれくらい就職しているかというところでございますけれども、県内の看護師学校、大学を含めて看護師学校を卒業する卒業者というのは大体八百名とか、それくらいの人数でございます。そのうち就職される方というのが大体七百名程度いらつしやいまして、そのうちの四百名強が県内で就職しているという状況でございます。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱ看護の免許を取られて大体八五%くらいの方が就職をされるとい

うことで、また、その中の半分までいかないまでも県内で就職されるという説明でありましたので、この取組をもっともつと進めていただきながら、やっぱり看護というものは命に関わるわけでございますので、また、ここ最近では災害も多くなつております。災害時にそういったことを経験されて知識がある方がより多くいらつしやるのが大切かと思ひますので、そういったところも取り組んでいただければと思ひます。よろしくお願ひをしておきたいと思ひます。

当然ながら、私が多分幼少の頃ですけども、幼稚園の先生が多分女性の中では一番人気で、その次が、当時は看護婦さんと言われていましたから、看護婦さんが多かつた気がします。その次に教員が多かつたような気がしております。身近な職業ですから、職業で見るとは教員さんが多うございますので。その流れからいうと、なかなか本当に最後に就職といひましようか、看護に就かれる方が若干少ないんだなという気がしておつたわけでもあります。

そこに目を向けていただいて、これからそういったところをカバーしていく取組がここできなくていくんだらうと思ひますので、その取組をしつかりとしたいだけだと思ふところであります。

そして、看護もそうですけれども、先ほど長寿社会課のほうともいろいろ話をさせていただきましたが、先ほど話したとおり、二〇三五年時には御年配の方が大変多くなるというような予測をされているわけでございます、それに向けても介護の気持ちというようなものもしつかりと持つていかなければならないわけでもあります。

先ほどは佐賀への地域愛というようなものも持つていただきたいというようなお話もありました。そして、そこにはやっぱり人間愛があつて、そして、そこに携わる心を持たなければならぬわけでありますので、そういったところの人の気持ちというものも大切にしていただければ、その取組がより効果を増すのではなからうかと思ふわけであります。また、これは教育の分野の中でも

しっかりとやっていただければと思うわけでありますので、未来をつくる教育現場のほうでもそういったことも取り組んでいただければと思います。よろしくお願いをしておきたいと思えます。

また確認を取らせていただきたいと思いますけれども、看護の仕事体験を通じてながら、そして、目指す人材を増やす誘引になるような、それを期待するわけでありますので、そこに向けての看護、それから、介護を経験できるようにすることをどう考えているのか、説明を願いたいと思えます。

○前山医療人材政策室長Ⅱ看護の仕事体験、これに関連して看護に携わることをどう考えているのかというお尋ねでございました。

以前は、先ほど委員のほうからございましたように、子供の頃に憧れの職業ということ、幼稚園ですとか、看護師さん、あるいは学校の先生とか、そういった方々、身近にいらつしやる方に憧れるといったことがあったらうと思っております。今回、我々もそういった身近にいらつしやる職業の方に憧れを持っていただくということを念頭に置いておまして、そういった意味で、看護の仕事体験事業というのを小中学生の頃からやっていきたいというふうにご考えております。

以前は、例えば、子供の頃におじいちゃん、おばあちゃんと同居して、そういった方に接する機会というのが多かったのですが、そういった看護とか介護のイメージがつきやすかった時代もあったんだろうなというふうに思っております。そういった機会というのは現在では少し少なくなってきているなと思っておりますので、そういった経験を補完するという意味では、こういった仕事体験のようなものというのは積極的にやっていきたいというふうにご考えております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱ今日の委員会の中でも家族のありようも変わってきたというようなお話もあっていたわけでございます。

私の経験を言いますと、私が十九歳のときに私の祖父が亡くなりました。

ちょうど百歳でありました。当然ながら、九十五歳ぐらいからはなかなか自分でしっかりと歩ける状況ではありませんでした。やっぱりその祖父を私も孫たちが見るのが当たり前でありました。それはやっぱり同居の形を取っていたから当たり前のようにあっていたわけではありますけれども、今や核家族も進んでそういったことにはなっていないわけでありますので、そういったこともしっかりと皆さん方にも分かってもいただきなごら、そして、やはりみんなが共存しているんだよというようなこともこの共生社会において必要でありますので、そういったことも広めていただきなごら、看護、それから、介護の在り方についても広く皆さん方に周知徹底をしていただくようお願いをしたいと思えますし、また、そのことでこの事業がますますよりよくなることを期待するわけでありますので、よろしくお願いをしておきたいと思えます。

それでは、次に移らせていただきたいと思います。次は、また事業に含まれておりますけれども、生徒の英語力向上についてでございます。

今回、中学生の英語力向上の事業がなされていく英検を受けさせるというようなことになっております。

英語力とは何なのかというような思いもしておりますけれども、一応の指数表があるようでございますので、そういったところも改めて後から説明を願いたいと思えますけれども、まず、この事業についてですが、約七百万円程度予算化されているわけでございます。限られたところの学校だけで事業がなされるということでございますけれども、まず、ここは後からお伺いをしますが、まずはこの目的についてお伺いをさせていただきますと思います。目的を説明ください。

○山口学校教育課長Ⅱそれでは、事業の目的について御説明いたします。

本事業は、モデル地区の中学校三年生を対象に、実用英語技能検定、いわゆ

る英検、こちらの全員受検を試行し、生徒が目標に挑戦し、切磋琢磨する環境をつくることで、これまで取り組んできました授業改善及び家庭学習の取組との相乗効果を狙い、生徒が持つポテンシャルを引き出し、英語力向上を図ることを目的としております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱポテンシャルと言われました。それは日本語でポテンシャルといえば、大体潜在能力だろうと思うわけでありませうけれども、佐賀県の一般質問上の議場の中では、ポテンシャルがある、ポテンシャルがあるというような話があつて、そこがポテンシャルじゃなくて何て言ったらいのかな、可能性といひましようか、可能性もポテンシャルに含んであるんだなというようなところもあるわけでありませうけれども、先ほど言われたポテンシャルはどちらのポテンシャルのことで話をされているのか。本当に実力があれば、そんなポテンシャルを引き出すと言うまでもなく、本来ある潜在能力がしっかりとあれば、そこまで要らないだろうと思ひませうけれども、ここでのポテンシャルをお伺ひさせてください。

○山口学校教育課長Ⅱ今申しましたポテンシャルというのは生徒の可能性でございます。

英語検定の三級、これがちょうど中学校三年生卒業レベルですけれども、こちらを今受検している生徒が実際、佐賀県におりますけれども、その中でまだそこに受検をすることができずにいる、あと一押し必要という生徒さんたちがいると思ひませうので、そういった力を含めてポテンシャルということで表現いたしました。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱそうになると、英語力の現状もお伺ひさせていただきたいと思ひませうけれども、今、佐賀県における中学生の英語力はどのような現状になつてい

るかお示してください。

○山口学校教育課長Ⅱそれでは、佐賀県内の中学生の英語力の現状についてお答えいたします。

まず、令和五年度英語教育実施状況調査の結果では、英検三級相当以上の英語力を身につけている中学校三年生の割合は三〇・一％でございます。これは全国平均五〇％を下回っており、重要な課題と捉え、英語力向上対策に現在取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱ申し訳ないですけども、英検三級相当を持っているのが三〇％とされましたけれども、その英検三程度をどのようにして調べられたのかを説明ください。

○山口学校教育課長Ⅱまず、今回の三〇・一％の中には、検定を取得している生徒、それと、取得相当というものが含まれております。こちらの検定取得については一八・〇％でございます。それから、取得相当というのが佐賀県の場合一・一％ということで、これが英検三級相当の力を持っているというふうに学校の教員のほうが判断をしまして、それで上げているということになっております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱふだんの授業なり、テストなりしながら、そこに合わせて英検三級を持っている人と学力的に変わらないから、そうだろうというような認識で学校の教員さんが判断されたというようなことだろうと今認識したところでありますので、それは分かりました。

これからまた目標なんですけれども、これはやっぱり目標値を出さなければならぬと思ひます。先ほどお話があつたのは全国平均が五〇％だから、五〇％を目指していきたいというような答弁がなされるかもしれませう。しか

しながら、せっかくやるんだからもっと上を目指さなければならぬと思いますけど、今のところ、目標を持ってもらえるならば、その目標をお示しく下さい。

○山口学校教育課長Ⅱそれでは、目標について御説明したいと思います。

まず、県教育委員会としましては、これから三年間ですので、令和九年度までに英検三級相当以上の英語力を身につけている県内の中学校三年生の割合を六〇%以上とすることを目指しております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱできるだけ目標は高くしないと、なかなかそこまでいかないことも多かろうと思います。引き出すところを最大限のところを持っていった方がいいと思いますので、よろしくお願いをしておきたいと思います。

事業内容をお伺いさせていただきたいと思います。

これは先ほども申し上げましたとおり、限られた学校を対象にされているわけでございますけれども、そこも御説明されるんだろうと思いますが、具体的な事業内容について説明ください。

○山口学校教育課長Ⅱ事業内容についてお答えいたします。

今回、令和七年度から令和九年度までの三年間、唐津市、嬉野市、基山町の各市町立学校の中学校三年生を対象に、英検の全員受検、全額補助を試行いたします。また、三市町の各校に問題集を配布するとともに、効果検証を行うこととしております。

そして、先ほど御質問があったこの三市町はどのようにして決定したのかということだったと思いますが、こちらにつきましては英検三級の全員受検という事業の趣旨を説明しまして、参画を希望すると回答を得た市町の中から、まず、独自に外部検定試験への補助等を既に実施している市町を対象に、あとは地区です、東部、西部、北部等のバランス、それから、市町管内の学校数、

学校規模のバランス等を考慮して決定しておりました。独自に取組を行っている市町を今回のモデル事業の対象地域とすることで、市町の取組と県の取組の相乗効果を期待したいという狙いも持っております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱ制定基準も分かりました。

受けられる方は無料で受けられるということになっていくんですか。今まで補助をされていたという市町があったと、いや、それまで補助されていたところはそのままの補助率でしていただきながら、県が足りないところを補うというような形になっているのか、その説明をお願いできればと思います。

○山口学校教育課長Ⅱそれでは、お答えいたします。

まず、英検が年に三回チャンスがございます。そのうち県で補助するのは第二回目の検定というふうにしております。第二回目が大体九月から十月、十一月ぐらいまで毎年開催されます。そこで、中学校三年生である程度学習が中三まで終わっているところですので、そこに対しての補助を出すというふうになります。第二回目です。

各市町等でも既にされているところは、そこは各市町のお考えになると思いますが、引き続きしていただいて、例えば、一回目とか、また、別の学年とか、そういったことがあると考えておりますので、県については第二回目の受検分を全額補助というふうに考えております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱ分かりました。

さきに目的なりをお伺いしたわけでありまして、英語力が向上されることが好ましいわけでありまして、そこに向けてしっかりと取組をしていただきたいと思いますところでもあります。

私は英語の話をさせていただきましたけれども、私、これまで英語を学びまし

た。日本語の英語で言うと、文法に特化して、過去、過去未来形、過去完了形とか、何かそんな文法ばかりで、それは口語に対して本当に必要なのかなという。理解力を増すのがいいですけども、あまりにも置き換え過ぎると、なかなか英語の実力というものは口語に対しては進んでいかなんだろうと思っています。

つい最近も私も共通テストの話もさせていただきました。一般的に一次試験ですから、そこにヒアリングはあったとしても、またトーキングまで要るとか、そういったことも何か国のほうで試みられて、そんなことは本当に必要なんですか。英語力を身につけることは大切ですけども、まずは受験に対してはそれは必要ないんじゃないかなというようなお話もさせていただきました。

本当に英語力に対する考え方はしっかり持たなければならぬだろうと私は思っています。私も一定程度学ばせていただきましたけれども、いまだに英語がしゃべれません。これ残念なことだろうと思います。私自身が残念ですけれども、ほかの皆さん方も、私に英語を教えてくださいました方たちも、おまえ、あれだけ教えたのに何でおまえ英語しゃべれないんだと思われるかもしれません。大変申し訳なく思うところでございますけれども、それなりに英語力をつけていただきたいと思えます。

そこにはそういったいろいろな試みがなされなければならないわけでありますので、今後、英語教育をどのように考えていくのかというようなことが大切だろうと思います。そこについても考えをお伺いさせていただきたいと思えますので、英語力をどのように捉えながら、そして、どうやってこれからの取組をなされていくのか、説明していただければと思います。

○山口学校教育課長Ⅱまず、英語力の捉え方、そして、今後の取組についてお答えしたいと思います。

まず、英語力の捉え方ですけども、委員おっしゃるように、英語はやはりコ

ミュニケーションツールであると考えます。子供たちが多様な他者とのコミュニケーションを図るときにツールとして使うことができるような英語力を身につけていってほしいと願っております。そのような英語力を身につけるためには、自分の考えや気持ちを伝え合うなどの言語活動が重要なポイントになると考えております。

まず、やはり伝えたいことが先にあって、どのような言葉で伝えるか、伝えたいことがあるから、自分の気持ちに合った言葉を選びます、調べます、もつと知りたいと思います。そして、表現できて伝わると、楽しいというふうに感じる。生徒が何のために英語を学ぶかを実感しながら、実際のコミュニケーション場面において英語を使いながら知識や技能を習得していくことができるように、授業改善を現在進めているところでございます。

今後も生徒が、英語で積極的に自分の考えや気持ちを伝え合い、コミュニケーションの楽しさや喜びを実感しながら生きて働く英語力を身につけることができるよう、市町や学校と一体となって県内の英語教育のさらなる充実を図っていききたいと考えております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱこれは国語の分野だろうと思うわけでありすけれども、なかなか日本の教育の中でよそでは何かちよつと難しいなと思うようなところがあります。一番最初は多分、グッドモーニングと習うんだろうと思います。グッドモーニング、日本語に直すとおはようございますと訳すわけでありすけど、それはおはようございますでいいのかなと、文化の違いをしっかりと分かったほうがいいのかなと。

次、こんにちとは日本語では言います。今昼ですとねと言っているだけなんです。こんばんは、今は晩ですとねというような形で挨拶がなされると。グッドモーニング、いい朝ですとねと言って、それが日本語ではおはようございますか

もしないけど、そういった文化の違いというものを私はあえて教えて、そして、日本語で解釈するときに、おはようございますであって、訳すときには、いい朝ですねが本来の姿だろうと私は思いますよ。

そういったこともしっかりと教えていって学びができるんだろうと思いますので、学習指導要領にはそういったことを書かれていないかもしれないし、そういうことを教えずともいいとされているかもしれませんが、佐賀は佐賀なり発信をしていくというような日頃の話もあっておりますので、佐賀県民だけは何で知らないけど、英語力は抜群だと言われるような、英語をあいつら話せるんだよとか、ほかの都道府県の皆さん方から思っていただけのような、そういった佐賀県にしていたければなと思います。

国語なんですけれども、また私、漢文も習いました。これもまた日本語読みにするようにする。意味ないのに、レ点とか一・二点、わざわざ中国語は中国語に並んでいるのに、それを順番、日本語に合わせるように換えていって解釈するようにすると。もうそんなの意味ない、そのまんま覚えればいいということもすっかりと教えていくことが大切だろうと思いますよ。単純に言葉使えば、アイラブユーとウォーアイニーがあります。もうそのまま同じ単語、私は愛しています、あなたをという訳です。でも、日本語に置き換えて、私はあなたを愛していますと換える、もうそんなこと必要なのかなと。

そういったことをしっかりともう前の段階で教えて、いや日本では日本語の成績で点数取るためにはこういった仕組みで教えているだけだからとか、やっぱり教えていないと、今だから私も言えるけれども、その当時何なのか分からなかった。最初に主語が来て、次、動詞が来るんです。そういったこともしている。でも、口語が全部そうなのかといえそうでないこともある。また、そういうこともしっかりと教えていって、理解力を高めて、その語学力を高めることは私は大切だろうと思っておりますので、そういったこともしっかりと教

えていただきながら、それぞれの語学の力を身につけていただければと思います。

それから、高校生や中学生もだったか、海外派遣に補助を出していますけれども、多くが英語圏のところに行かれます。前はアメリカに行かれたりもしていましたが、最近はお伺いしますと、カナダのほうによく行かれると。これは治安がいいからというように話で、治安がいいところだけが世界じゃないから、治安が悪いところも世界にあることを学んできていただいて、イタリアに行ったけれども、スペインに行ったけれども、ウクライナに行ったけれども、やはり日本でこんな現状だったというような話をさせていただくことで、私たちはこのちいちゃな島国で世間を知らずにいます。多くのグローバル人材をつくるということでありますので、グローバル人材をつくるにおいては、海外派遣もありとあらゆるところに行っていたかどうかのような試みもしていただきたいと思えます。そして、全体の語学力を高め、日本が孤立しない、日本語だけの話をしないような、そういったことをしていただければと思います。

海外からも多くの皆さん方が来ておられます。働かれる皆さん、大体学生で来られる方たちもいらっしやいます。その方たちがたまにバイトもされます。そうすると、多くのところで、せっかくきれいな日本語を覚えてこちらにいられているのに、その方たちにわざと方言を教える。もう本意味あるのかなと。その人たちはしっかりとした日本語を学んでこられて日本に留学されているわけであります。その人たちをしっかりと日本だけではなく、日本語を広めていただくためには、それぞれに標準語をそのまま教えて、そして、その方も成長させるような取組をなされなければならぬと私は考えていますけど、わざわざ方言を教えるような習慣があるこの日本をやっぱり私は変えていかなければならないと思っておりますので、それぞれの交流のための国語ですから、そういったところもしっかりと考えていただきながら、これはまだ今のところ英語

ですけれども、ほかの言葉もそれぞれにまた時代変われば変わってくるんだろうと思います。いずれ中国語になるかもしれないので、そういったところも漢文習っていますから、少し中国の入り口は習っているわけでありますので、そういったことも考えていただきなながらこの取組は取組としてしっかりと頑張っていただけだと思うところでありますので、よろしくお願いをしておきます。

次に、「唐津青翔高校TSUNAGARUプロジェクト」についてお伺いをさせていただきます。

これは会派での議案説明勉強会の際にも少しお伺いをさせていただいておりました。この取組、大変すばらしいものだろうと思います。私、一般質問で学校の在り方について質問をさせていただきました。学校も大きいところもあれば小さくてもいいんではないだろうか、それぞれの学校の在り方についてまた御協議を願いたいというようなこともお願いしたわけであります。

ここは小さくても、本当に交通難のところでもありますし、しっかりとその地域に教育を学べる機関、やっぱり私はあるべきだろうと思っておりますので、そこで新たにこういった取組、本当に私立がやるような取組だろうと思っております。今までないような取組だろうと思えます。公立高校においてこの「唐津青翔高校TSUNAGARUプロジェクト」をされているわけでありまして、まずはこの目的についてお伺いをさせていただきます。

○笹谷教育振興課長 事業の目的についてお答えいたします。

「唐津青翔高校TSUNAGARUプロジェクト」では、未来、世界、地域の三つを柱とした教育活動を行うことにより、特色ある教育に魅力を感じた多くの生徒が県内外から集い、そして、学び合うことで、骨太でたくましい人材の育成と学校の活性化を図ることを目的としております。

以上でございます。

○宮原委員 〓また、ここに至った経緯もお伺いをさせていただきたいと思えます。

○笹谷教育振興課長 〓事業に取り組むことになった経緯についてお答えいたします。

唐津青翔高校は、平成十七年度に東松浦高校と唐津北高校が合併して誕生した学校でございます。

平成二十三年度には、生徒の興味、関心や多様な進路希望に対応するため、普通科から総合学科に改編をしております。

現在、唐津青翔高校の総合学科には、韓国文化系列、美術・デザイン系列、情報ビジネス系列、環境系列、生活福祉系列の五つの系列がございます。

この五つの系列では、地域の特性を生かした学校づくりを行っておりますが、近年、志願者が減少しております。地元玄海町からの入学者も少なくなっております。

そのようなことから、教育委員会と唐津青翔高校では、入学者を増やし、学校の活性化を図るため、玄海町と連携して生徒の全国募集に取り組むことといたしました。

令和五年度から都道府県の枠を超えて、都市部から地方の高校へ入学を促進する「地域みらい留学」に参画をしております。

この全国募集の取組をさらに加速するため、プロジェクトに取り組むことといたしました。

以上でございます。

○宮原委員 〓もうこれは全国から来ていただかなければならないし、全国にやっぱり募集をかけるところなんです。本当にこれはあまりにも早く募集かけると、よその私立が同じ取組をされると、そこに負けてしまうかもしれません。これはタイミングもあるんだろうと思えます。一気にやっていたか

ら、もう日本のeスポーツに向けた試みをしっかりとやっていただきたいと思うところでありますので、その点についてもお伺いをさせていただきたいと思
います。

まずは、やっぱりeスポーツを進めるに当たってそれなりに設備を整えなければならぬと思うわけでありますけれども、これはどのような形で取り組ま
れるのか説明をお願いしたいと思います。

○笹谷教育振興課長Ⅱ eスポーツについてお答えいたします。

具体的には、eスポーツの実技や動画編集、ゲーム配信、それから、CG制
作等を通じてeスポーツ関係で必要となる専門知識や技術を学ぶこととしてお
ります。

また、専門知識や技術を習得するだけでなく、この学びを通じて、戦略を考
えて実行する力、それから企画する力、チーム力、コミュニケーション力等を
養うことを目指しております。

そして、eスポーツをはじめとしたデジタル分野での就職や進学を目指し、
将来このような分野で活躍できる人材を育成、輩出していきたくと考えており
ます。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱ それでは、入学者の見込みをお伺いさせていただきたいと思いま
す。どのぐらい入学を見込んでおられるのか、確認を取らせてください。

○笹谷教育振興課長Ⅱ 今後の入学者の見込みについてお答えいたします。

現在、唐津青翔高校の定員は八十名でございます。そのうち、eスポーツ関
係では約二十名程度の入学者を目指しております。

なお、玄海町をはじめ、県内からの入学を見込まれることから、全てを全国
からの入学と見込んでいるわけではございません。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱ もう一回すみません。全国からの見込みをしていないというのは
どういったことなんでしょうか、説明をお願いしたいと思います。

○笹谷教育振興課長Ⅱ 全国からの見込み者数のことについてお答えいたします。
他県からの入学者見込み数についてでございますが、唐津青翔高校に先行し
て既に全国募集に取り組んでおります有田工業高校がございます。有田工業高
校は初年度入学生一名でございましたけれども、翌年は六名、その次は三名と
いうことで、徐々に受け入れ体制を整えて全国からの入学者数が増加をしてお
ります。

唐津青翔高校においても同様の傾向になるのではないかと考えておりまして、
eスポーツに特化した学びを行い、地域の受け入れ体制を整えることで入学実
績を積み重ねていきたいと思っております。

現在、唐津青翔高校が定員八十名に対して現在入学生が六十名程度でござい
ますので、まずは定員八十名を満たすことを目指し、二十名というふうに設定
をしております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱ 今、視察に行きました有田工業についての説明もありました。試
みが多分違うんだろうと思います。これは、eスポーツを通じて広めていき
たいというようなことで、やっぱり全国でも有名になるんだろうと思います。全
国の、eスポーツに興味を持たれる方が数がもう違うんだろうと思うんです。
有田工業に行かれる方は、そういった試みで行かれてなく、有田の地を好んで
いただくのか、有田工業に好んでいただく、これは唐津青翔高校の独特の特徴
あるこの試みに皆さんが賛同されて来られるかもしれないところで、有
田工業の事例とは若干異なるんだろうと思います。世界に一つしかないような
ところをつくれれば、やっぱり全体の数が違うので、そこに多くの方が興味を持
たれるんだろうと思いますので、その興味を持たれた方の1%でもかなり違っ

てくるんだろうと思います。だとするならば、一クラスしつかりとしたクラスを持つと、四十人が一クラスであれば、最低でも四十人はまずは目指すことが大切だろうと。最初から下方修正しているんじゃないかと思いたくはないんだろうと思いますので、できますれば、最初からそこを目指していただくというような——時間は限られております。でも、その限られた時間で予算も必要になってくるかもしれません。予算は県のほうにちゃんとしつかりと要求されて、その準備をしていただくことが私は大切だろうと思いますが、もう一度確認を取らせていただきます。これは今のところ二十名ですけれども、四十名の修正をされるおつもりはありますか、考えをお伺いさせていただきます。

○笹谷教育振興課長 入学見込み者数の予想について、再度御質問いただきましたので、これについてお答えをしたいと思います。

仮定のお話にお答えすることはなかなか難しいと思いますが、整備するパソコンの台数等にも影響してくることはございますが、おっしゃいましたように、できるだけたくさんの方に唐津青翔高校に来ていただきたいという思いを持っておりますので、令和八年度の進学状況等を見極めながら考えていく必要があると考えております。

以上でございます。

○宮原委員 先ほどは定員割れとかいう話も高校の中であったわけでありませぬ。ここが倍率二倍だったとします。四十人確保せつかくできる、それならば、私はすばらしいことだろうと思います。でも、私も二十名しか用意していませんでしたから、残念ながら、競争社会でありますので、二十名の方はお断り。これは私、少なく言っているんですよ、本当は三百人か五百人応募されるんじゃないかと思うので、そこに向けて応募は結構あるんじゃないかと思う。また、試験日も違うところをやって取組をすれば、また応募人

数が変わってくるんだろうと思います。そういったところもしっかりと考えていただきたいながらこの準備を整えていただければと思うところであります。そこに向けてもしつかりと考えを持っていただければと思いますので、よろしくお願いをしておきたいと思えます。

この受け入れ体制についてもお伺いをさせていただきたいと思いますが、交流拠点の整備についてですけれども、そこについて説明をください。

○笹谷教育振興課長 交流拠点の整備についてお答えいたします。

現在、唐津青翔高校では、地域の方々の協力を得て、下宿先として五名分を確保しております。

今回、全国から生徒を受け入れるために、寮や交流スペースを備えた交流拠点を整備することいたしました。

設置場所は高校の校地内、グラウンド内で、定員は十二名程度を予定しております。令和七年度に設計、令和八年度に建設工事に着手し、令和九年度からの運営開始を目指しております。

生徒の全国募集を行っている他県の事例なども参考にしながらよりよい交流拠点になるよう取り組んでいきたいと考えております。

なお、寮の整備と併せまして、引き続き地域の方々の協力をいただきながら下宿先の確保を努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○宮原委員 十二室、十二名分ということでもあります。県内からそれなりに行っていただければそうなるかもしれないけれども、十二室で足らない可能性も大きくあるわけがあります。またそういったところもしっかりと考えていただきたいと思いますので、より早くの準備体制を整えていただきたいと思います。

一回目の入学希望者、それから入学者、入学者も最大マックスで二十名と今

のところ決まっているわけでありますので、そこを次どうやって補うか。これは高校ですから、浪人しても来られる方もいらっしゃるかもしれませんが。決まった概念を持つたらいけないと思うわけであります。浪人するのはおかしいなどかと思われるところもあるかもしれませんが。もう時代は変わりゆくわけでありますので、そういった社会があつて当たり前だろうと思ひます。留年もあれば浪人も当たり前、そんなことを経験する中において人は成長していくわけでありますので、その可能性も見極めながら、そして、最初、受けていただかないと分からないわけでありますけれども、もし応募が多かつた場合、そこに応募していただいても入学に至らなかつた皆さん方にアンケートでもしっかりと聞いていただいて、もしも来年も受けていただけますかとか、そういったところもしていただければ、またよりよくなるのではなからうかと。私たちは、ちゃんと受け入れ体制できていますよと、その準備を整えますので、よかつたら来年、一学年変わるかもしれないけれども、もう社会人になるにおいてたつたの一年は全然気にしなくていいですよというところも説明していただきながら、より多くの皆さん方にこの学校に入学していただきたいと思ひていますので、よろしくお願ひをしておきたいと思ひます。

次、今後の取組なわけですけれども、これはプロジェクトの成功がどこまで成功と言つていいのか分かりませんが、皆さん方が思われているその成功、成功を説明していただきながら、そこに向けて頑張りますというようなことも言つていただきたいと思います。今後の取組についてお願ひをさせていただきます。

○笹谷教育振興課長 今後の取組についてお答えいたします。

全国から多くの生徒が集まるような学校にしていくということがこのプロジェクトの最初からの目的でございます。

e スポーツなど、唐津青翔高校ならではの学びを実践していくとともに、入

学を希望する生徒が高校での授業や部活などを具体的にイメージできるように、学校説明会やオープンスクールなどを充実させていくことが必要だと考えております。

また、全国から入学した生徒が玄海町で安心して生活できるよう、生活環境を整えていくことも必要だと感じております。

そのためには地域の協力が不可欠であり、このような考えの下、教育委員会と学校では、地域との協働による学校づくりを進めてきたところでございます。現在、地元の玄海町では、唐津青翔高校での地域と協働した教育活動が町の持続的な発展につながると考えて、積極的に学校の取組を支援していただいております。

具体的には、町の広報誌で学校の活動を発信したり、「地域みらい留学」を通じて唐津青翔高校に入学し、親元を離れて生活する生徒に対して生活費の一部を補助いただいております。

玄海町では来年度、この支援をさらに充実していくために、町、学校、地域の団体に構成する協議会を設置される予定と伺っております。

教育委員会としては、地域と協働しながら生徒募集やカリキュラムを磨き上げ、生徒の受け入れ体制の整備に取り組み、全国から多くの生徒が唐津青翔高校に入学してもらうことで学校の活性化を図っていきたくと考えております。

以上でございます。

○宮原委員 e スポーツだけでなく、ほかの体育の授業なり、体育だけでなく、違う試みもしていただければと思ひます。場所的には海も近うございますし、また、釣りも一つに入れていただくとか、この後、海洋プラスチックの話もするわけでありますけれども、そういったことも目を向けていただくとか、私は、青翔高校というところを、中退しようと卒業しようとどっちでもいいんですけども、入学してうれしかったと言つていただくような学校にし

ていただきたいと思えます。この青翔高校に向けてはしっかりとした取組をしていただきたいと思っておりますし、皆さん応援されると思っておりますので、よろしくお願いしておきたいと思えます。

それでは、しっかりと頑張っていたべくようにお願いしたいと思います。

次に移らせていただきたいと思えます。次は、ギャンブル等依存症対策についてと銘打って質問をさせていただくわけでありませう。

以前にもギャンブル依存症についても質問させていただきました。今回はまた一般質問でも話があつていて、あら、そうなのかなというようなことがありましたので、改めて——もともと質問もする気でありませう。

今回、対策推進方針案が提出されたわけでありませうので、改めてこういった取組をされるということは、以前私が言っていたことを大分酌み取っていたいたんだなという気がしましたので、ありがたく思ったところでありませう。感謝の気持ちも伝えなければならぬと思つて質問をする気でありませうたら、一般質問でいろいろと議論がなされたわけでありませうので、そういったところも少し確認を取らせていただくとところもあつて、質問に移らせていただきたいと思えます。

以前もギャンブル依存症についてはお話しさせていただきました。それぞれの病気と、病気に近い症状とされているわけでありませう。そしてまた、そこには周りの方たちもいらつしやるということでありませう。アルコール依存症のようなものもありませう。本人が依存されることは、いいのか悪いのか分かりませうけれども、それで気持ちいいならそれでいいんだらうというようないはしますけれども、周りにやはり迷惑をかけるというようなことが多く事例として挙がつているわけでありませうので、周りが困つているなら、やはりそこは解消させていただかなければならぬんだらうなどと、解消するような社会をつくつていかなければならぬんだらうと思つていたところで、前回は質問を

させていただいたところでありませう。

今回また、計画から方針というようなことで変更されているわけでありませう。ここに至つた理由についてお伺いをさせていただきたいと思えますが、まずはお伺いをさせていただきます。

○田中障害福祉課長 計画から方針に変更する理由についてお答え申し上げます。

現行の計画は、対象期間を令和四年四月から令和七年三月までの三年間とし、これまで関係機関と連携を図りながら対策を共に進めてまいりました。計画に掲げる取り組みべき項目、これは五十九ございませうけれども、こちらの進捗状況につきましては、関係機関で構成いたしますギャンブル等依存症対策連絡会議等において随時確認をしてきておりませうして、着実に実施できているものと評価してございませう。

そして、その上ですが、現計画の見直しに当たりませうしては、県民にとつてより分かりやすく、また、ギャンブル等依存症対策に共に取り組む関係機関にとつて実効性のあるものにしたたい、そういう考え方の中で検討を進めてまいりました。その結果、現行の二十五ページにございませう計画ではなく、ギャンブル等依存症対策について、A三サイズ一枚で体系的に整理した方針に見直すこととしたものでございませう。

以上でございませう。

○宮原委員 これは方針案に変えられたわけでありませうので、前とは少し違つところもあるかと思えます。その違いを説明してください。

○田中障害福祉課長 現計画からの主な変更点についてお答え申し上げます。先ほど申し上げました分かりやすく体系的に整理し直すことのほか、内容としましては、方針案を整理するに当たりませうして、現在のギャンブル等依存症対策に関する認識としまして、これは適法なものでございませうけれども、

インターネットを活用しましたギャンブルに関する相談、こちらが増えてきているということだとか、あとその当事者が二十代を中心とした若者が多いということ、あと相談者が依然としてギャンブル等依存症本人の家族、家族からの相談が多くて本人からは少ない、そういった大きく二点が挙げられます。

こうした認識の下、インターネットを活用しましたギャンブルは非常に手軽であります、その上、のめり込みやすいという特徴がございます。こうしたことから、あと若者が中心ということもございますので、大学等と連携して若者に直接伝えるということだとか、あと本人にとって一番身近な存在である家族を意識した訴求力のある情報発信に新たに取り組むこととしております。

また、ギャンブル等依存症対策を進める上で、それを支える人材が大切でございます。その中でも、とりわけギャンブル等依存症本人の適切な治療、相談支援に結びつけるための相談員のコーディネーター能力の向上、こちらにもしっかり取り組みたいと考えております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱ次にお伺いするのは取組なわけでありますけれども、私も以前からお願ひもしておったわけでありまして。それぞれの一般質問でも答弁を一定程度なされていましてけれども、主要の三団体があるというような部長さんからの答弁があつておりました。そこもしつかりと連携をしてくださいねと今までもお願いしておったわけでありまして、また、そこに取り組んでいただいているものと思つていました。

今までのように取り組んでいただいていたのか、再度確認を取らせてください。

○田中障害福祉課長Ⅱ関係団体との主な取組内容についてお答え申し上げます。ギャンブル等依存症対策を進める上で、精神保健福祉センターや肥前精神医療センターなどの相談機関や治療機関をはじめ、「全国ギャンブル依存症家族

の会」や当事者の集まりでございますギャンブラーズ・アノニマス、また、当事者の家族で構成いたしますギヤマン、そういった自助グループのほか、あと回復施設がございますので、回復施設を運営される関係の皆様、そうした関係団体の皆様と、そして市町、あとギャンブルの事業者の皆様など関係者一丸となつて取り組むことが非常に大切だと思つております。

このうち、「全国ギャンブル依存症家族の会」などの関係団体との連携につきましては、これはしつかり連携を取りながら取組を進めておりまして、具体的には対策を進めるための体制構築のための意見交換というのを適宜やつております。

また、これは毎年一回やつておりますけれども、今年で十七回目になりましたが、昨年十一月二十三日に西九州大学において、本人とその御家族を対象とした「アディクションフォーラム」というのを開催しております、そこでは当事者やその御家族による体験談の発表と専門家による講演、あと自助グループの皆様による模擬のミーティングですね、実際自助グループの皆様たちはいろんなミーティングを自発的にされていますけど、どういったミーティングをしているか、そういったことを模擬的にその場で実践されていると、そういったことをこのアディクションフォーラムのほうではやつております。

このほか、毎年五月十四日から五月二十日までのギャンブル等依存症問題啓発週間がございます。こちらのほうでは、県民を対象としました情報発信、あと相談会の開催を共に取り組んでおります。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱ主立つて連携していただいているというような話もありました。

今、フォーラムを年に一回開催しておりますということで、十七回目を迎えますと。じゃ、十七年前からしたということですか。

○田中障害福祉課長Ⅱこちらの計画は三年前につくつておりますけど、それ以

前からやっております、このフォーラムそのものはアディクシオンフォーラムといまして、ギャンブルはもちろんですけど、ほかの依存症ですね、アルコールだとか薬物、そういったものを含めて一緒にやっているものでございまして、おっしゃる様に年に一回ということで、そして、今年度で十七回目となります。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱ分かりました。ギャンブルについては途中からの含みになったというようなことだろうと思えました。

関係団体それぞれ思いがあられるんでしょうから、この取組が年二回でも三回でもあったらいいというようなことがあれば、そこに向けても協力をさせていただければという様な思いもしているところでございますので、これまでもしっかりと連携していただいていたと思います。より密な連携も整えていただければと思いますし、日頃からお願ひもしておりましたので、また、その取組をしていただけるものと思っておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

関係団体への支援という様な形で、連携も支援もあまり変わらないんだろうと思いますけれども、これまでに支援もしていただいていたと思います。支援——ないようなお話があつておりましたけれども、支援もしていただいていたと思います。その確認を取らせてください。

○田中障害福祉課長Ⅱ関係団体への支援についてお答え申し上げます。

関係団体とは、先ほど申し上げましたように日頃から積極的に意見を交換させていただいております。その中で課題や悩み、そういったものを共有するとともに、解決策を共に検討するなどの対応を適宜取らせていただいております。

今、委員お話しいただきましたように関係団体への支援は行っております、平成三十年からそれぞれの団体がそれぞれの強みを生かして自発的に取り組

まれている独自の活動に対しまして、補助をしっかりと行わせていただいております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱ支援もしていただいているということでございますので、それぞれの活動に応じてまた新たな支援という様なことで取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願ひをしておきたいと思ひます。

それぞれに悩みを抱えられているわけでありまして、少しでも和らげていただければと思うところでありますので、よろしくお願ひをしておきたいと思ひます。

それでは、次に移らせていただきたいと思ひます。

「海洋環境国際シンポジウム みんなの海 国際会議」についてと銘打たせていただいております。

ここについても前も質問をさせていただきました。せっかくの国際シンポジウムですから大きなものにしていただきたいという様なお願ひもしながら、第一回目ですから後々大きなものにしていただきたい。そしてまた、このプラスチック問題についての解決の一助となるような努力をお願いしたいという様なことも言つておつたわけでありまして。

改めてすみません、この開催日は私が出張しております、このシンポジウムの内容をなかなか聞くことができませんので、説明会の折には少しの説明があつたわけでありましてけれども、議員さんの中でももうちょっとという様な話もあつておりました。だから、改めてここでもお伺ひをさせていただきますわけでありまして。

前回の内容、この間、開催されたその内容について県民の皆様にもお示しをしていただきたいと思いますので、内容について説明を願ひます。

○内田脱炭素社会推進課長Ⅱ海洋環境国際シンポジウムの実績について、内容

について御説明いたします。

今年度の国際シンポジウムは、「海洋環境国際シンポジウム みんなの海国際会議 vol.1」と題しまして、一月三十、三十一日に唐津市で開催をいたしました。開催に当たっては、外務省と環境省からの後援、また、唐津市、玄海町からの御協力をいただいたところでございます。

一月三十日には、まず複数のセッションから成るシンポジウムを実施いたしました。大まかな流れを御説明しますと、まず、シンポジウムの冒頭では、中田環境副大臣よりビデオメッセージをいただくとともに、環境省の海洋プラスチック問題の担当課長さんより基調講演もいただきました。

その後、異なるテーマを議論するセッションを設けて、国内外の研究者の皆さんを中心に専門的で多角的な視点から海洋プラスチック問題解決のアプローチですとか、あとセンターへの期待などに関する講演とか、パネルディスカッションをいただきました。

最後のセッションでは、現場、地元からの報告としまして、地元の漁師さんとか高校生の皆さん、また、海洋プラスチックの再生技術を有する事業者の方などからそれぞれの活動や現場の生の声を御報告いただきました。そして、このセッションの最後で知事からセンターの構想や名称案、愛称についても御紹介があったところでございます。

二日目、一月三十一日には、フィールドワークとしまして、センターの整備予定地での整備の概要説明ですとか、あと波戸岬でのビーチクリーンを実施しました。海外の研究者を含む約五十名の方々に海洋ごみの漂着状況を直接御確認いただきました。

以上が二日間の流れでございますけれども、今年度の国際シンポジウムには、当初の想定を超える約百四十名もの方々に御参加をいただきました。まず地元からは唐津市長、玄海町長に御出席をいただいたほか、高校生、商工会、NP

○など幅広い方々に御参加をいただきました。

高校生には、会全体の司会進行ですとか、日頃の環境活動の発表を立派に担当いただきました。また、商工会やNPOの方々にも、県の取組の趣旨に御理解、御賛同をいただいて、例えば、大原老舗や宮田の松露饅頭ですとか、宮島醤油の唐津くんち醤油ですとか、JAからのブランドミカン「はまさき」など、地元の魅力を感じられるおもてなしの品々を出していただいたり、地元海の現状を臨場感を持って伝えるブースなども御出展をいただきました。これは大変盛況でございました。

海外からも、タイですとかマレーシア、フィリピンの研究者の皆さんや、国際機関、在外公館などから御参加をいただきました。

最後に、今年度のこの国際シンポジウムは、そもそもは九月補正で予算措置をさせていただきましたけれども、こちらの執行に当たりましては、外部資金の獲得を模索していただきましたところ、環境省、外務省から事業の趣旨とか内容に対して高い評価をいただきまして、環境省の補助金の交付を得て実施することができた次第でございます。

以上になります。

○宮原委員 前回、このシンポジウムをするに当たってどのくらいの規模でやられるんですか、それから、できれば環境大臣をせっかくですから呼んでくださいよねというようお願いもしておたわけでありませう。そして、環境副大臣からのメッセージもあったということで、大変安心したところであります。ここに向けては世界規模でやっていかなければならないところであり、この理解を深めていただかなければならないわけでありませう。そこについてはよろしく願いをしておきたいと思っております。

また、先ほどはタイ、マレーシアからも来ていただいたと。勉強会の折には、もっと国を多くしなければならぬんじゃないかなというふうな意見も出てお

りました。近隣には、韓国もあれば北朝鮮もある。北朝鮮とどれだけ連携できるか分かりませんが、隣国の影響も大きいわけであります。また、御承知のようにブラジル辺りは、プラスチックは海岸べたにいっぱいあるわけであります。これは世界的にやらなければならないと皆さん方がおっしゃっているわけでありますので、これをどれだけまた広げていくのかというところもあるんだろうと思います。

今回いろいろと気づかれた点もあろうかと思しますので、その気づきの面と、そして、今回やられたその成果というものを認識されているならば、そこについてお伺いをさせていただきます。

○内田脱炭素社会推進課長 Ⅱ国際シンポジウムの開催によって得られた成果や気づきについてお答えいたします。

今年度の国際シンポジウムは、スモールスタートにもかかわらず、先ほど申し上げましたが、国内外から想定を超える約百四十名の方々に御参加をいただいて、センターへの注目度や期待の高さを肌で感じることができた次第でございます。

実際に、講演やパネルディスカッションの中では、例えば、センターにはこれから十年、百年と続く世界中の海洋プラスチック問題解決の聖地となつてほしいといった研究者の方からの期待の声ですとか、あとは国境を越えた専門的知見の共有ですとか、イベントの開催には協力を惜しみませんよといった国際機関の方からのエールもいただいて、大変心強く感じた次第でございます。

夜に開催しましたレセプションでは、昼間とは異なり、和やかな雰囲気の中で自由な意見交換を通じて親睦を深めて、シンポジウムに対する感想や今後の連携のきっかけを得ることができました。

例えば、有意義な会議に参加する機会をいただいて感謝すると、初めての佐賀の経験が大変貴重なものとなった、今後のセンターとの連携を楽しみにして

いますといったマレーシアの研究者の方々の評価の声ですとか、あとはセンターはとてもタイムリーな取組ですと、体験プログラムの開発においてはこれまで行ってきた海洋教育プログラムの実績から提供できるものがあればぜひ協力したいといった研究員、今後の具体的な連携を示唆するようなお声もいただいたところでございます。

シンポジウムの翌日に行いましたビーチクリーンでは、波戸岬の海洋ごみの漂着状況、とりわけ海外からの漂着物の多さを直接確認いただくとともに、豊かな自然や美しい風景を有する波戸岬がセンターの整備地として、また、体験プログラムなどを提供するフィールドとして、いかに適しているかを御体感いただいたところでございます。

以上、二日間を通じて、まず、地元との関係では、国内外の参加者が実際に唐津市に宿泊をして、観光をして、食を楽しんで、また、シンポジウムの場でも、協賛品やブースを通じて地元ならではのおもてなしを堪能していただいたこととか、地元の高校生がシンポジウムの司会や発表、また、外国人との英語での交流など、海洋環境を通じてグローバルな知識や教養を深める場を体験してもらったことなど、一定、地域振興や機運醸成にも様々な形で寄与できたものと考えております。

また、環境省との関係でも、後援名義はもちろんのこと、補助金の交付、また、副大臣や課長クラスの関与、また、シンポジウムの人選段階などから側面支援をいただくなど、一回目にしては多くの協力を得られたと考えております。

実際に出席した担当の課長さんからは、大勢の方々が関心を持って参加して、高校生など若者の皆さんの声も聞けて、これからの活動が大変楽しみになる会議だったと、そういった評価の声もいただいております、今後の環境省とのさらなる連携につながる関係性を築くことができたと考えております。

るる申し上げましたけれども、今年度の開催においては、まず、費用対効果

の点でも一般財源の持ち出しを限りなくゼロに近づけることができ、また、国内外の関係者とのネットワークの構築、また、地域振興、機運醸成という本来の実施目的に照らしても、リアル参加という開催形態の特性も最大限生かしながら、一定の成果を得ることができたと考えております。

以上です。

○宮原委員Ⅱこれは海となっているわけでありませけれども、海につながっている川もあるし、それぞれの地域にもしっかりと考えを持っていただかなかないならないというような思いもしております。ですから、前で引くんじゃなくて、どこでも来てくださいますまいな、みんなでも共有することなんですすよということももしかると広めていただければと思います。

先ほどは看護の話もしておりましたが、看護に携わる方たちもこれからそういうことで病になられる方たちもいらつしやるかもしれない。そういったところも広く広く皆さん方に共有をしていただくことが大切だろうと思っておりますので、より大きく広めていただくことをお願いするものであります。

また、これは来年度もしていただくようになろうかと思っております。来年度開催に向けてであります。

ふだんは意気込みというようなことで聞くのかもしれないけれども、皆さん方のその気持ちをお伝えいただければと思いますし、また、考え方について、しっかりと説明をしていただければと思います。よろしくお願いします。

○内田脱炭素社会推進課長Ⅱ国際シンポジウムの今後の開催について御説明いたします。

今回得られたネットワークを生かしまして関係者との連携を強化していくために、こちらのシンポジウムについては今後も内容の充実を図っていききたいと考えております。

具体的には、今年度は準備期間などの関係から海外の招待者のエリアですと

か属性に限りがございました。実際、アジアや研究者が中心となっておりましてので、来年度はこういった対象に広がりを持たせることをまず前提とした上でいきたいと思っております。

令和八年度のセンターオープン後の具体的な連携にもつながるよう、研究者中心の学術的なアプローチではなく、企業、NPO、地方自治体なども巻き込みながら、多方面からアプローチを意識して、人選やテーマの設定なども検討していきたいと思っております。

また、シンポジウムの開催前から地元でビーチクリーンなどを通じて地元の盛り上がりを高めていくとともに、シンポジウム本体でも、例えば、センターの一部機能を疑似的に体験できるようにワークショップなども併せて実施することも検討していきたいと思っております。

なお、環境省や外務省とはもちろん継続的に連携を深めていき、今年度交付を受けた補助金については、引き続き獲得を目指しながら費用対効果にも配慮してまいりたいと思っております。

海洋プラスチック問題は一朝一夕で解決できるものではなくて、国内外の関係者が連携して大きなうねりにしていかないと考えております。そのためにも引き続き、国内外問わず、様々な主体と連携を図ることで、佐賀から海洋プラスチック問題の解決を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○宮原委員Ⅱしっかりとした取組をしていただくようお願いするものであります。

コロナがあつて、私もいろいろ触るなど言われておりましたので、プラスチックのごみがあつたら私は拾っていたんですけども、触るとうつるかもしれないというような風潮の時代も少しここ何年かあつたわけです。やっぱりこれからは小学生の皆さんも保育園の皆さんでも同様ですけれども、小・

中・高の皆さんにもしっかりとごみを拾うようにというような習慣もつけるよ
うな、そういった試みも私は必要だろうと思いますので、そういった取組もこ
れから頑張っていたければと思います。

これは本当に誰もが分かって取り組まなければならない内容だろうと思っ
ています。より多くの皆さん方にぜひ御理解いただいて、その成果があること
を心から願うものでありますので、よろしく願って私の質問を終わります。

○富田委員長〓これで質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。十七時をめぐりに委員会を再開したいと思えます。

これより理事会を開催いたしますので、理事会室へよろしく願ってしま
す。

午後四時五十一分 休憩

午後五時 開議

○富田委員長⇨委員会を再開いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はあっておりません。討論はないものと認めます。よって、討論を終結し直ちに採決に入ります。

○採 決

○富田委員長⇨まず、甲第一号議案「令和七年度一般会計予算」中本委員会関係分、甲第十六号議案「令和七年度国民健康保険事業特別会計予算」及び甲第十八号議案「令和六年度一般会計補正予算（第六号）」中本委員会関係分、以上三件の議案を一括して採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○富田委員長⇨起立多数と認めます。よって、以上三件の議案は原案どおり可決されました。

次に、甲第三号議案、甲第十三号議案、甲第十五号議案、甲第二十号議案、甲第三十号議案、甲第三十二号議案、甲第三十三号議案、及び乙第九号議案から乙第十五号議案まで七件、以上十四件の議案を一括して採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○富田委員長⇨全員起立と認めます。よって、以上十四件の議案は原案どおり可決されました。

○継 続 審 査

○富田委員長⇨最後に、十一月定例会から引き続き審議中の

一、県民環境行政について

一、健康福祉行政について

一、男女参画・子育て行政について

一、教育の振興について

以上四件につきましては、諸般の検討が必要ですので、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○富田委員長⇨御異議なしと認めます。よって、以上の四件についての継続審査を議長に申し出ることにいたします。

以上で本委員会に付託された案件の全部を議了いたしました。

なお、本委員会での質疑応答において、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などありました場合は、適宜委員長の手元で精査の上、訂正などを行うことに御了承を願っておきます。

これもちまして文教厚生常任委員会を閉会いたします。どうも御苦勞さまでした。

午後五時三分 閉会

速 記 者 一ノ瀬 千加子